

2016(平成28)年度

## 大学評価

### 点検・評価報告書

神戸市看護大学

平成28年4月1日

序章	.....	1
基準1 第一章		
理念・目的	.....	2
基準2 第二章		
教育研究組織	.....	6
基準3 第三章		
教員・教員組織	.....	9
基準4 第四章		
教育内容・方法・成果		
(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	.....	16
(2) 教育課程・教育内容	.....	26
(3) 教育方法	.....	36
(4) 成果	.....	46
基準5 第五章		
学生の受け入れ	.....	50
基準6 第六章		
学生支援	.....	62
基準7 第七章		
教育研究等環境	.....	72
基準8 第八章		
社会連携・社会貢献	.....	84
基準9 第九章		
管理運営・財務		
(1) 管理運営	.....	91
(2) 財務	.....	96
基準10 第十章		
内部質保証	.....	98
終章	.....	103

## 序章

神戸市看護大学は、神戸市を設置母体として平成8年4月に開設された単科の看護大学である。本学は、神戸市民の健康と福祉を担う質の高い看護専門職の育成と看護学発展の寄与を目的とする地域密着型の大学である。開学以来、地域社会や時代の要請を受け入れる形で発展し、平成12年には大学院看護学研究科修士課程、平成18年には大学院博士課程を開設してきた。そして、現在まで、本学は学士課程から博士後期課程まで一貫した高等教育機関として、さらなる発展を目指して努めてきた。

18歳人口の減少や看護系大学の増加、教育の高度情報化、地域社会への貢献への期待など大学を取り巻く情勢の変化は激しく、大学改革や戦略的な取り組みの推進が求められている。こうした情勢の変化の中で、本学は教育研究の質的充実（学部・大学院教育のあり方、FD、編入学制度の見直し、学生支援等）、教員組織のあり方、教員の個人評価のあり方、社会貢献のあり方等、に関して将来構想委員会で検討し中・長期的な目標（平成22年4月～平成29年3月）を設定している。そのうちの幾つかの目標はすでに実現し、残りの目標も実現に向けて努力している。

本学はこれまでも地域と大学が一体となった教育や地域活動プログラムを実践してきたが、特に本学の地域志向の教育・研究・地域貢献が評価され、平成25年度から5年間、「地域住民と共に学び共に創るコミュニティケアの拠点づくり」のプロジェクトが、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」として採択された。この取り組みを通して、訪問看護人材の育成、医療連携の強化、地域ケアシステムの構築、地域住民ネットワークの構築を目指している。

開学から平成26年度までの期間、本学は3度にわたる自己点検・評価を実施してきた。前回の自己点検評価は平成21年に大学基準協会による大学評価（認証評価）を受け、その結果は平成22年3月に「神戸市看護大学自己点検・評価報告書」として公表した。この時に大学基準協会から受けた大学評価（認証評価）は、大学基準に適合しているという結果であったが、助言も与えられた。その改善に向けて検討を重ねた結果、平成25年7月に「改善報告書」として提出した。その結果、助言を真摯に受け止め、改善に取り組んでいることが確認され、再度の報告を求められる事項はなくなった。

本学は独自に自己点検評価を継続してきたが、平成23年度からの第二期の大学評価では、高等教育機関としての質を確実に保証するために、大学は自己点検・評価を改革・改善に繋げる「内部質保証システム」の構築が強く求められている。今回の自己点検・評価の体制は、教授会や研究科委員会を中心に本学の現状と将来の方向性、課題を検討している。そして、自己点検評価委員会を中心に自己点検・評価及びその報告書を作成している。このプロセスは、これまで十分に検討されていなかった課題の明確化につながり、新たな視点で「大学の教育・研究の質向上」や「地域貢献・国際交流の推進」、「大学運営基盤の強化」を図る上で大いに有益であったと考える。

## 第一章 理念・目的

### 1. 現状の説明

#### (1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

神戸市看護大学は、「地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる看護専門職の育成」を使命として、平成8年に神戸市を設置主体とする看護系単科大学として設立された。神戸市看護大学は、平成12年4月に大学院看護学研究科修士課程（博士前期課程）を開設し、続く平成18年4月には博士後期課程を開設した。

神戸市看護大学看護学部は、この使命を果たすために、教育理念として「まず、広い視野と豊かな教養に基づいて、人間を全体として捉える力を育てます。これにより、看護の実践に不可欠な、人間の存在や経験の意味を洞察する創造的想像力が形作られると考えています。第二に、学生と教職員との日常的な関わりのなかで、学生のいっそうの人格形成を促すとともに、他者との関わりの深化を支援します。これは自己への信頼にもとづいて、能動的に他者との関係を築くことができ、さまざまな場面をつねによりよい行動をとろうとする倫理的態度が培われることにつながることでしょう。第三に、看護学の目的である実践への志向性を育み、看護実践に必要な知識や技術とともに、それを支える分析的かつ総合的思考を育成します。これによって、知識や技術を目的に合わせて再構成する力が備わり、創造的想像力や他者と関わる力と相まって、看護実践能力が形成され则认为ます。最後に先見性を持って地域社会の健康問題をとらえ、主体的に取り組む姿勢を育みます、変化する社会の要請に応じて、多職種と連携しながら、常に良質なケアと新しい看護システムを追求しようとする志向性へと発展することを期待しています。」（資料1-1：大学学生便覧 p.3）と掲げている。また、本学の目的は、神戸市看護大学学則（資料1-2：大学学生便覧 p.79）に「教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に従い、看護に関する理論及び教授研究を行うことにより、豊かな人間性と幅広い視野を備えた人材を育成し、もって人々の健康と福祉の向上に寄与すること」と掲げている。

神戸市看護大学大学院看護学研究科博士前期課程の教育理念は、「地域に根ざした大学院として、変動するヘルスケアシステムに対応できる高度な看護実践、管理、教育研究能力を有する人材育成を使命としている。」（資料1-3：大学院学生便覧 p.2）とし、大学院看護学研究科博士後期課程の教育理念は、「看護学分野で理論的基盤の構築を目指す研究や実践志向の研究を自立して行い、地域社会および看護学の発展に貢献することのできる教育研究者、管理者の育成を使命としている。」（資料1-3：大学院学生便覧 p.2）と掲げている。また本学大学院の目的は、神戸市看護大学大学院学則（資料1-3：大学院学生便覧 p.105）に「看護学の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与するとともに、人々の健康と福祉の向上に寄与すること」と掲げている。

#### (2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか

<大学全体>

看護学部・看護学研究科の理念・目的は、看護学部及び看護学研究科の学生便覧、各学

生募集要項（資料 1-4～資料 1-8）、大学案内パンフレット（資料 1-9）、大学院案内パンフレット（資料 1-10）及び大学ホームページ（資料 1-11）に明記しており、教職員及び学生に周知するだけでなく、受験生を含む社会の人々にも広く公表している。

#### <看護学部>

学生便覧を毎年作成し、教職員及び全学生に配布することで教育理念や目的の周知を図っている。特に新生には、新生ガイダンス等において学生便覧を活用して教育理念・目的を周知している。また、大学案内パンフレットや学生募集要項は毎年更新し、兵庫県内外の高等学校に配布している。

また、オープンキャンパスでは、来学者に対して大学案内パンフレットや学生募集要項を配布するとともに、全体説明会で本学の理念・目的を説明している。また、関西エリアでの進学説明会において、入試に関する個別相談と共に大学案内パンフレットや学生募集要項を配布している。さらに、大学ホームページに「教育情報の公表」というバナーを作成し、「教育理念と特徴」（資料 1-12）の中に、看護学部の教育理念、教育目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを記載し広く社会に公表している。さらに、大学案内デジタルパンフレット（資料 1-13）も掲載しており、パンフレットからも教育理念、教育目標、ポリシーを確認できるようになっている。

#### <看護学研究科>

大学院用の学生便覧を毎年作成し、教職員及び大学院生に配布することで教育理念や目的の周知を図っている。また、学部生と同様に、新生ガイダンス等において学生便覧を活用して教育理念・目的を周知している。

また、大学院案内パンフレットや学生募集要項は毎年更新し、全国の看護系大学、に配布している。大学院オープンキャンパスでは、来学者に対して大学院案内パンフレットや学生募集要項を配布し、大学院の教育理念・教育目標を説明している。さらに、大学ホームページには、看護学部と同様に「教育理念と特徴」の中に、看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程の教育理念、教育目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを記載し、広く社会に公表している。さらに、大学院案内デジタルパンフレットも掲載しており、パンフレットからも教育理念、教育目標、ポリシーを確認できるようになっている。

### (3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

#### <大学全体>

大学や大学院の設置目的や理念、社会の要請を踏まえて、将来構想委員会で中期計画における目標（案）を提案し教授会（研究科委員会）で審議し決定している。目標達成に関して教授会の下部組織である自己点検評価委員会において点検・評価を行っている。これらの点検・評価を行う中で、学部や大学院の理念・目的の適切性の検証を行っている。

#### <看護学部>

平成 8 年 4 月の開学以来、平成 12 年度、平成 16 年度、平成 20 年度、平成 26 年度に自己点検・評価を行うことによって、将来構想委員会及び教授会で理念・目的の再検討を行い、その妥当性について全学的な議論を行い教育理念の見直しを行った。また、平成 23 年度に保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正に合わせてカリキュラム委員会

を設置し、カリキュラムの改正を行うと共に理念・目的の適切性に関して検証を行った。平成 27 年 4 月 1 日より現在の理念・目的を提示している。

#### <看護学研究科>

看護学研究科博士前期課程は、平成 12 年の開学以来、平成 16 年度、平成 20 年度、平成 26 年度に自己点検・評価を行うことによって、将来構想委員会で理念・目的の再検討を行い、その妥当性について研究科委員会で検討し教育理念の見直しを行った。また、平成 23 年度に博士前期課程の教育課程の改革時や平成 26 年度のカリキュラムの見直し時にも大学院の理念・目的の適切性に関して検証を行った。平成 27 年 4 月 1 日より現在の理念・目的を提示している。

## 2. 点検・評価

### ●基準 1 の充足状況

現状の説明で示したように、大学・学部・研究科の理念・目的は明確化されている。これらの理念・目的は、「大学基準の開設」基準 1 や学校教育法第 83 条、第 99 条に示されている高等教育機関として大学が追求すべき目的を踏まえて設定しており、適切であるといえる。また、これらの理念・目的を公的な刊行物やホームページ、新入生ガイダンス等を通じて大学構成員（教職員および学生）に周知するとともに、受験生を含む社会一般に対しても公表している。理念・目的の適切性についても、自己点検評価委員会において定期的に検証を行っていることから、理念・目的に関する点検評価項目は概ね充足しているといえる。

#### ①効果が上がっている事項

##### <大学全体>

本学の理念・目的に関して、様々な媒体を活用し、教職員や学生、さらには受験生を含む社会一般にも広く周知を図ってきた。特に、ホームページについては平成 26 年度にその内容を刷新し、理念・目的等へのアクセスがしやすくなったことも周知に役立った。

また、平成 26 年度に自己点検評価を行う中で、カリキュラム小委員会を設置し、大学院看護学研究科博士前期課程の理念・目的とカリキュラム内容の検討を行い、理念・目的等に基づいたカリキュラム改正を進めている。

#### ②改善すべき事項

##### <看護学部>

本学へ入学後、看護学を学ぶ意欲がもてない学生や履修が進まず留年を繰り返し退学していく学生もいる。受験生にオープンキャンパスや高校訪問、進学説明会、ホームページ、大学案内等を通して、本学の理念・目的、アドミッションポリシー等に関して広く周知を図っている。しかし、退学していく学生の状況から判断して、さらにアドミッションポリシーに則した学生確保のための対策を講じていく必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

本学の理念・目的を教職員や学生、受験生を含む社会一般にも広く周知を図っていくた

めに、引き続き様々な媒体の活用を工夫していく。ホームページのリニューアルも定期的に行い、広報活動をより一層、強化していく。

理念・目的の適切性について、今後も自己点検評価委員会で定期的に検証を行っていく。

#### ②改善すべき事項

本学の理念・目的、アドミッションポリシーに則った学生確保を目的として、高校の進路指導の教員を対象とした大学説明会を開催することなど、次年度の計画に組み込んでいく。

#### 4. 根拠資料

- 資料 1-1 神戸市看護大学学生便覧(平成 27(2015)年度)
- 資料 1-2 神戸市看護大学学則(神戸市看護大学規程集 1106)
- 資料 1-3 神戸市看護大学大学院学生便覧(平成 27(2015)年度)
- 資料 1-4 神戸市看護大学学生募集要項(一般)
- 資料 1-5 神戸市看護大学学生募集要項(推薦)
- 資料 1-6 神戸市看護大学学生募集要項(編入学)
- 資料 1-7 神戸市看護大学大学院学生募集要項(博士前期課程)
- 資料 1-8 神戸市看護大学大学院学生募集要項(博士後期課程)
- 資料 1-9 神戸市看護大学案内
- 資料 1-10 神戸市看護大学大学院案内
- 資料 1-11 神戸市看護大学大ホームページ (<http://www.kobe-ccn.ac.jp/>)
- 資料 1-12 教育理念、教育目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー  
([http://www.kobe-ccn.ac.jp/guide\\_college/philosophy/](http://www.kobe-ccn.ac.jp/guide_college/philosophy/))
- 資料 1-13 大学案内デジタルパンフレット  
([http://www.kobe-ccn.ac.jp/guide\\_college/info\\_paper/](http://www.kobe-ccn.ac.jp/guide_college/info_paper/))

## 第二章 教育研究組織

### 1. 現状の説明

#### (1)大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか

##### <大学全体>

本大学は、「地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる看護専門職の育成」を使命として、学部・研究科の教育理念・目的を実現するために、看護学部ならびに大学院看護学研究科（博士前期課程、博士後期課程）と、図書館、地域連携教育・研究センターの附置施設を設置している。また、本学の教育研究に関する事項の審議機関として、看護学部には教授会（資料2-1:規程集 1106 看護大学学則 p. 1～2）、大学院看護学研究科には研究科委員会を設置し（資料2-2:規程集 1107 神戸市看護大学大学院学則 p. 1）、その下部組織として各種常設委員会を設置し、それぞれが所掌する事項の審議を行っている（資料2-3:神戸市看護大学学生便覧 p. 2）。

##### <看護学部>

本学は地域に根差した大学で、看護学部の教育研究組織は「地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる看護専門職の育成」を使命として、学部の教育理念・目的を実現するために、看護学科1学科で、看護学の基盤となる2領域7分野、看護学の3領域10分野で構成されている（資料2-3:神戸市看護大学学生便覧、p. 123）。この教育理念・目的は、開学後20年を経ても、地域社会や時代のニーズに合致し、重要であると認識されている。

本学は附属の病院（実習施設）を持たない大学で、看護学部の教育において重要な役割を持つ看護学実習を円滑に実施するために、神戸市民病院群をはじめとする医療施設、保健所ならびに福祉施設等との間で、極めて緊密な連携・協力体制を築いている。臨地教育の指導体制の充実と実習施設側の教育力強化を目指し、実習協議会（年2回）や本学主催の臨床指導者研修会の開催、平成20年度より実習施設の臨床指導者に対する臨床教授あるいは臨床講師の称号付与（資料2-4:規程集 2411 神戸市看護大学臨床教授等に関する規程 p. 1）を実施している。

研究活動においては、本学教員個々の研究（科研費等の公的研究費）による研究の他に、神戸市からの研究費助成を受けて本学教員と市民病院群をはじめ実習機関の看護職員との共同研究を実施している。

##### <看護学研究科>

看護学研究科博士前期課程は、「地域に根ざした大学院として、変動するヘルスケアシステムに対応できる高度な看護実践、管理、教育研究能力を有する人材育成」を使命として、博士前期課程の教育理念・目的に沿って設置された2領域12専攻分野で構成されている（資料2-5:神戸市看護大学大学院学生便覧、p. 12）。博士後期課程は、「地域に根ざした大学院として、変動するヘルスケアシステムに対応できる高度な看護実践、管理、教育研究能力を有する人材育成」を使命として、博士後期課程の教育理念・目的に沿って設置された2領域12専攻分野で構成されている（資料2-5:神戸市看護大学大学院学生便覧、p. 59）。

##### <図書館・地域連携教育・研究センター>



図書館の業務は、「図書館資料を収集、整理、保存し、閲覧その他の利用に供するとともに、必要な学術情報を提供すること」（資料2-6：規程集2501 神戸市看護大学図書館規程 p.1）であり、本学の理念・目的を達成するために、知的財産である図書資料を蓄積すると共に教員や学生を支援するためのサービスの充実を図っている。これらのサービスは、市民や臨床教授や臨床講師、卒業生等にも開放され、広く活用されている。

本学の理念・目的の一つである地域連携・地域貢献を具現化するために平成25年度に地域連携教育・研究センターを設置した（平成24年度に設置した「地域連携・国際交流センター」を発展的に解消した）。地域連携教育・研究センターの目的は「(1)地域住民・保健医療福祉機関・行政等と連携した教育活動、(2)地域住民の健康管理支援のための地域貢献活動、(3)専門職の人材育成支援活動、(4)(1)から(3)に関する研究活動、(5)その他教授会が付託する教育・研究・地域貢献活動を推進すること」としている（資料2-7：規程集2201 地域連携教育・研究センター規程 p.1）。

## (2)教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか

本学の教育研究組織は、平成8年度に看護学部および図書館という組織で開学し、平成12年度に大学院看護学研究科博士前期課程、平成18年度に大学院看護学研究科博士後期課程、平成25年度に地域連携教育・研究センターを設置し、現在に至っている。

教育研究組織の運営は、常に学長のリーダーシップのもと、教授会や研究科委員会、各種常設委員会での民主的な議論を積み重ねながら進めてきている。

### ①教育研究組織の適切性を検証する責任主体・組織

教育研究組織の適切性については、看護学部は下部組織である各委員会からの提案に基づき教授会で、看護学研究科は下部組織である各委員会からの提案に基づき研究科委員会で、地域連携教育・研究センターは地域連携教育・研究センター運営委員会で、図書館は図書館運営委員会で随時、検証を行ってきた。さらに、学外有識者によって構成される大学運営懇話会を年に1回開催し、本学の教育研究組織の適切性について検証を行っている。

### ②学術の進展や社会の要請との整合性

学術の進展や社会の要請を見据えつつ、教育研究組織の改革は、各種常設委員会や学長が臨時で組織したワーキンググループなどによって提案され、教授会や研究科委員会によって承認される等の学内手続きを踏んで実施されている。これまで

学術の進展や社会の要請に応じていくために、教育研究組織の適切性を検証した結果、看護学部では平成26年度より看護学の分野に在宅看護学分野を加え、現在の組織構成に修正した。看護学研究科では、社会の要請に基づき高度実践専門職として幅広い能力を備えた助産師の育成をめざし、平成27年度末で助産学専攻科を発展的に解消し、平成28年度に助産師教育課程は看護学研究科博士前期課程助産学実践コースを設置することになった。

## 2. 点検・評価

### ●基準2の充足状況

本学の教育研究組織は、「地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる看護専門職の育成」という使命を果たすため、本学の理念・目的に基づき編成・設置されており、教授会あるいは研究科委員会等において、定期的に目指すべき方向性を実現するために適切であるこ

とを確認しながら運営している。また、学術の進展や社会の要請を考慮し、教授会や研究科委員会等で教育研究組織の適切性についても定期的に検証を行い、改善を図っていることから評価の視点は充足しているといえる。

①効果が上がっている事項

教授会、研究科委員会の下部組織である各種常設委員会の活動により、教授会及び研究会委員会の審議が適切に行われ、迅速な意思決定が可能になっている。

また、社会的要請に応えるため、学部および研究科の教育理念・目的に基づき教育研究組織を設置し改善を図りながら、地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる看護専門職を輩出している。

さらに、効果が上がっている事項としては、看護教育において実習科目の位置づけは重要であり、実習施設との協力・連携体制の構築の意義は大きいといえる。また、地域連携教育・研究センターの活動は充実し、教育・研究面や地域貢献面で成果を上げている。

②改善すべき事項

公立大学として地域社会のニーズに応えていく重要性は大きく、様々な成果を上げてきている。しかし地域社会のニーズに応えていく中で、地域連携教育・研究センターの活動量が年々増加傾向にあり、事業を継続していくために、予算面と組織体制を検討していく必要がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

公立大学として、地域のニーズに応え、地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる看護専門職の育成を行っていくために、地域住民の方々や保健・医療・福祉職との連携をさらに深めていく。

②改善すべき事項

地域連携教育・研究センターの活動に関して定期的に評価を行い、費用対効果等を十分に考慮した上で、効率的かつ効果的に活動していくために学内の教職員の連携体制を整えていく。今後、地域連携教育・研究センターの活動を継続していくためにも、本学の人材と地域社会のニーズを鑑みながら、人員の配置や組織体制の整備を行っていく。

### 4. 根拠資料

- 資料 2-1 神戸市看護大学学則(神戸市看護大学規程集 1106) 既出資料 1-2 に同じ
- 資料 2-2 神戸市看護大学大学院学則(神戸市看護大学規程集 1107)
- 資料 2-3 神戸市看護大学学生便覧(平成 27(2015)年度) 既出資料 1-1 に同じ
- 資料 2-4 神戸市看護大学臨床教授等に関する規程(神戸市看護大学規程集 2411)
- 資料 2-5 神戸市看護大学大学院学生便覧(平成 27(2015)年度) 既出資料 1-3 に同じ
- 資料 2-6 神戸市看護大学図書館規程(神戸市看護大学規程集 2501)
- 資料 2-7 地域連携教育・研究センター規程(神戸市看護大学規程集 2201)

## 第三章 教員・教員組織

### 1. 現状の説明

#### (1)大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

##### <大学全体>

大学として求める教員像については、神戸市看護大学教員選考基準（資料 3-1）において、教員の職位ごとの資格及び能力について規定するとともに、神戸市看護大学教員選考規程（資料 3-2）、神戸市看護大学教員選考規程に関する内規（資料 3-3）に沿って専任教員の採用を行っている。また、大学院として求める教員像については、担当する専門分野に関し高度な教育・研究上の指導能力が求められることから、「神戸市看護大学大学院研究科担当教員選考委員会内規（資料 3-4）」においてその資格及び能力について規定するとともに、それに沿ってその科目を教授するに見合った経歴・業績の有無を神戸市看護大学大学院研究科担当教員選考委員会（資料 3-5）で審議・決定している。さらに、主研究指導教員、副研究指導教員、及び主査、副査を担当する教員像については、「博士前期課程の特別研究・課題研究の指導教員の資格についての申し合わせ（資料 3-6）」「博士後期課程の特別研究の指導教員等の資格についての申し合わせ（資料 3-7）」に規定し、それに従って大学院研究科担当教員選考委員会で審議・決定している。

教員組織については、本学の理念に沿った教育が効果的に行えるように、看護学部及び看護学研究科の教育・研究の内容や学生数に応じて教員組織を編成することとしている。また、看護学部及び看護学研究科における教育・研究を効果的かつ効率的に行うために、すべての准教授及び教授には看護学研究科における研究指導を行うことを義務づけ教員組織を編成している。教員組織の編制方針について明確に定めたものはないが、将来構想委員会（資料 3-8）で、社会の動向を見ながら大学運営の方向性を検討し、それに基づき拡大教授会（資料 3-9）、もしくは大学院研究科委員会（資料 3-10）で意見を聞き、学長が教員組織の編制方針を決定している。

##### <看護学部>

看護学部の教員配置は、本学の教育課程の編成に合わせて、看護学の基盤となる科目Ⅰ、看護学の基盤となる科目Ⅱ、看護学科目の3区分で構成し、豊かな人間性を備えた看護専門職者の育成に主眼を置き、人員配置をしている（資料 3-11）。

看護学の基盤となる科目Ⅰは、人間科学領域として、人文科学、社会科学、自然科学、言語科学を専門にする教員を配置し、看護学の基盤となる科目Ⅱは、専門基礎科学領域として、医科学、健康科学、社会福祉学を専門とする教員を配置することで、広い視野と豊かな教養に基づいて、人間を全体として捉え、その人に最も適した看護を实践する上で必要な知識、技術等を系統的に学べるように構成している。

看護学科目は、基盤看護学領域、健康生活看護学領域、療養生活看護学領域の3領域で構成され、さらに基盤看護学領域は、基礎看護学分野、看護管理学分野、看護キャリア開発学分野の3分野、健康生活看護学領域は、地域・在宅看護学分野、老年看護学分野、ウイメンズヘルス看護学分野、精神看護学分野の4分野、療養生活看護学領域は、慢性病看護学分野、急性期看護学分野、小児看護学分野の3分野、計10分野で構成されている。各分野には、1名から～9名の教員を配置し、各分野の教授のリーダーシップのもとで、当該

分野における講義、演習、実習等の計画及び実施が効率的・効果的に行われるよう教育体制を構築している。

#### <看護学研究科>

看護学研究科の教員配置は、本学大学院の教育課程の編成に合わせて、博士前期課程では、共通科目、専門科目の2区分で編成し、変動するヘルスケアシステムに対応できる高度な看護実践、管理、教育・研究能力の育成に主眼を置き、博士後期課程では、共通基盤科目、専門科目、看護学特別研究の3区分で構成し、看護学分野で理論的基盤の構築を目指す研究や実践志向の研究を自立して行う能力の育成に主眼を置き、人員配置をしている（資料3-12）。

博士前期課程の専門科目は、基盤看護学領域と実践看護学領域の2領域で構成され、さらに、基盤看護学領域は、基礎看護学分野、看護管理学分野、看護キャリア開発学分野の3分野、実践看護学領域は、公衆衛生看護学分野、在宅看護学分野、老年看護学分野、ウイメンズヘルス看護・助産学分野、精神看護学分野、慢性病看護学分野、急性期看護学分野、がん看護学分野、小児看護学分野の9分野、計12分野で構成されている。また、博士後期課程の専門科目は、博士前期課程における基盤看護学領域、実践看護学領域を発展させて「看護基盤開発学領域」と「看護実践開発学領域」の2領域で構成されている。教員は原則として准教授以上としているが、演習科目を補助する講師およびCNSコースの実習を補助する助教を配置し、当該領域を担当する教授と連携して教育・研究活動の支援を行う体制としている。

### (2)学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

#### <大学全体>

看護学部・看護学研究科のカリキュラムポリシー（資料3-11、資料3-12）、大学院教育のあり方（資料3-13）に沿って教員組織の整備を行っている。平成24年度の看護学部・看護学研究科博士前期課程の入学定員の増加、日本看護系大学協議会における専門看護師教育課程の単位数の増加に伴う平成27年度のカリキュラムの変更に伴い、看護学の基盤となる科目Ⅰ・Ⅱを担当する教員数を減らし、看護学科目を担当する教員数を増やした。

本学の教員組織は、資料3-14（表3-1）に示すとおりである。平成27年5月現在の専任教員は、教授18名、准教授9名、講師9名、助教24名の計60名である。定員61名に対して1名の欠員となっている。欠員1名に対しては、非常勤助手を雇用している。また、助産学専攻科の教員組織は看護学部に含まれ、専攻科担当教員は、教授1名、准教授1名、助教1名の3名からなる。さらに、平成24～27年度まで文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進コース」の教育プランを担当する目的で助教1名、平成25～29年度まで文部科学省「地（知）の拠点整備事業」の教育プログラムの企画・運営を担当する目的で准教授1名、助教1名の計3名が加配されている。

専任教員の年齢構成は資料3-15（表3-2）のとおりである。教授は40歳～60歳代、准教授は40～50歳代、講師は、30～50歳代、助教は20～50歳代となっている。

また、本学専任教員の教育・研究業績については、資料3-16のとおりである。

#### <看護学部>

看護学部における専任教員1名あたりの学生数は、6.7人で、大学設置基準（専任教員1

名あたり学生 10 名以内) を十分満たしている。とくに学部においては 24 名の看護学の助教を配置し、手厚い実習指導が図られている。

資料 3-17 (表 3-3) は、専任教員が担当する授業科目の割合である。本学が開講している 141 科目のうち、専任教員が担当しているのは、102 科目 (72.3%) である。本学は看護系単科大学であり、看護学の基盤となる科目 I においては、全ての教科に専任教員を配置することが困難であるため、講義の 64.1% が非常勤講師によって行われている。看護学の基盤となる科目 II においては、一部を非常勤講師とオムニバス形式になっている教科を含め専任教員の担当割合は 63.7% となっている。

看護学科目では、2 科目 (学校保健活動論、感染看護論) を除き、専任教員が担当している (一部を非常勤講師とオムニバス形式になっている教科を含む)。総合科目については、すべて専任教員が担当している。また、オムニバス形式になっている教科も含めて非常勤講師は、83 名である。

#### <看護学研究科>

看護学研究科の教員数は 31 人であり、大学院設置基準 (6 人) を満たしている。また、研究科における専任教員 1 名あたりの学生数は 1.58 人である。教員の職位別構成は、資料 3-18 (表 3-4) のとおり、教授 18 名 (58.1%)、准教授 9 名 (29.0%)、講師 4 名 (12.4%) であり、取得学位については、31 名全てが修士の学位を有し、うち 21 名が博士の学位を有している。年齢構成は、資料 3-19 (表 3-5) のとおり、51 歳以上 60 歳以下が 13 名で最も多く、次いで 41 歳以上 50 歳以下が 12 名、61 歳以上 65 歳以下が 3 名、31 歳以上 40 歳以下が 3 名となっている。

専門科目の担当教員は学士課程の教員が兼務している。このため、教授又は、准教授については、看護学研究科での教育・研究指導に従事することを採用条件としており、その資格を有するものを採用している。一方で、看護学研究科の共通科目は、多彩な分野から構成されるため、非常勤講師が担当している科目もある。非常勤講師の採用については、神戸市看護大学大学院研究科非常勤講師選考内規 (資料 3-20) に基づき、その科目を教授するに見合った経歴・業績の有無を大学院研究科担当教員選考委員会で審議・決定する。

### (3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

#### <大学全体>

教員の募集では、職名、募集領域名、募集人数、担当科目を明記し、神戸市看護大学教員選考規程 (資料 3-2)、神戸市看護大学教員選考規程に関する内規 (資料 3-3) に基づき応募資格、提出書類を提示している。看護学研究科を担当する教員は看護学部と兼務であるため、看護学研究科の担当のみでの教員の募集は通常行っていない。看護学研究科を担当できる教員は原則として准教授以上としていることから、本学教員の教授又は准教授を募集する際にその旨を公募要領に記載し、看護学研究科での担当科目も加味しながら教員の選考を行っている。教員の選考基準は、神戸市看護大学教員選考基準 (資料 3-1) において職位ごとに定められている。学長は教員人事の発議を教授会で行い、教授会の付託を受けた教員選考委員会 (資料 3-21) が教員採用候補者の選考を行う。教授会 (資料 3-9) は教員選考委員会により推薦された教員採用候補者について審議を行い、推薦の可否を決定する。適格と判定された教員は、学長の採用内申を受けて設置者である神戸市長に

より採用される。また、教員の昇任人事については、「昇任候補者の選考基準(資料 3-22)」を作成して、昇任に際して考慮される学術業績、教育業績、地域貢献及び社会活動等についての基本的な考え方を教員に明示している。

#### <看護学部>

看護の基盤となる科目Ⅰ、Ⅱの区分においては、講師以上の採用を行うとともに、看護学研究科での教育が可能な者かつ複数の科目を担当することが可能な者を選考基準としている。また、看護学科目の区分においては、教育・研究業績に加えて臨床経験についても一部の業績として見なし、選考の資料に供している。看護学科目区分の教員は、全国的に不足しているが、欠員補充を急ぐことで教育の質の確保をなおざりにすることのないよう、選考は厳正かつ細心の注意を払って行っている。また、本学は、すべての区分の教員選考時に教育・研究業績だけではなく、大学経営に必要な各種委員会やワーキング等に積極的に参加する姿勢、さらに地域貢献事業等を積極的に行う意欲を持っていることも条件としている。

教員の募集・採用・昇格等の手続きは、非常勤講師の手続きも含めて、「学部・助産学専攻科の科目担当者の決定までの手続き(資料 3-23)」で明示し、それに基づき行われている。

#### <看護学研究科>

看護学研究科において研究指導を行う教員は、担当する専攻分野に関して高度な教育研究上の指導能力が求められ、その選考にあたっては、「神戸市看護大学大学院研究科担当教員選考委員会内規(資料 3-4)」により担当教員の資格を定めるとともに、「博士前期課程の特別研究・課題研究の指導教員の資格についての申し合わせ(資料 3-6)」、「博士後期課程の特別研究の指導教員等の資格についての申し合わせ(資料 3-7)」により、主研究指導教員、副研究指導教員、及び主査、副査を担当する教員の資格を定め、担当業務に応じた資格審査及び選考が適切に行われる体制を整備している。これらの基準に基づき、看護学研究科担当教員選考委員会で担当教員の資格の有無を判定している。

また、教員の募集・採用・昇格等の手続きは、非常勤講師の手続きも含めて、「大学院の科目担当者の決定までの手続き(資料 3-24)」で明示し、それに基づき行われている。

### (4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

#### <大学全体>

教員の資質の向上を図るための方策として、教員の教育・研究活動等の評価及びFD研修を実施している。教員の教育・研究活動等の評価については、平成26年度より教員個人の自己点検・評価を導入した。それは神戸市看護大学学則第2条第2項(資料 3-25)および神戸市看護大学自己点検・評価規程(資料 3-26)の趣旨に沿って、大学における教員の諸活動に関し点検・評価を行い、その活動の活性化を促進することにより、大学の教育研究等の向上を図ることを目的としている。自己点検・評価委員会の中に個人評価部会を設置し、教員の自己点検・自己評価実施指針(資料 3-27)に基づき、平成26年度より隔年で、教員個人の自己点検・評価を実施している。本制度は、「自己点検・自己評価シート

（資料3-28）」を用いて、教員の活動を本学の運営における4つの柱である「教育」、「学術・研究」、「組織運営」、「社会貢献」の4分野で評価する。また、評価は定量評価項目と定性評価項目に区分され、4分野をそれぞれ4段階で評価する。各教員は1年間（1月から12月）の活動内容を翌年1月末に自己点検・自己評価し、翌年度の活動目標を記載し、それぞれの領域責任者、もしくは、各分野の教授を通して、個人評価部会に提出する。必要に応じて、上司との面談を行う。その後、その評価を活用し、評価結果を公表することになっているが、行われていない。さらに平成26年の地方公務員法及び教育公務員特例法の一部改正により、平成27年度より人事評価を年1回実施することになった。その年度の成果に基づき、能力評価と業績評価が行われる。

FD研修については、継続的に実施している。総務委員会が全体的なFD研修計画を作成しており、外部講師を招聘する場合は、総務委員会での承認が必要になる。年度ごとに各委員会で教員の資質の向上を図る方策を検討し、FD研修を企画し、総務委員会に報告する。また、各委員会は企画したFD研修の評価を行い、拡大教授会で報告している。その評価に基づき、次年度のFD研修計画を立案している。総務委員会では、教員の教育に資する能力の発展と向上を目的としたFD研修を担当している。FD研修については、教員全員を対象とした研修会、特定の教員集団を対象とした研修会があり、平成22年度～平成26年度までの研修会のテーマについて、資料3-29（表3-6）に提示した。

#### <看護学部>

FD研修会の評価として、研修会後に参加者の理解度や満足度等に関するアンケート調査を実施している。参加者自身の教育活動の振り返りや新しい教育方法の学びになっており、評価は良好である。これまでもアンケートに書かれた教員のニーズに沿って研修計画を立てているが、平成26年度からは、当該年度のFD研修会の振り返りと向上させたい教員の資質に関する重点課題を検討し、年度末に翌年度の1年間のFD研修計画を提示するとともに、単発のFD研修会のみでなく、特定領域の教員の資質の向上に繋がるように1つのテーマで継続的な研修会を開催すること、本学着任の助教が本学教員として必要な能力を身につけるために年度当初に4～5回シリーズの研修会を開催することとし、継続させている。新任助教の研修会後のアンケート調査結果から目的を達成していることを確認している。

#### <看護学研究科>

FD研修については、教育に関する教員の資質の向上を図るものについては看護学研究科独自の研修を行っているが、それ以外のものについては看護学部の教員と共通の資質であるため、看護学研究科独自のFD研修は実施していない。

## 2. 点検・評価

### ●基準3の充足状況

大学として求める教員像及び教員組織の編成方針については、明確に定めていないが、カリキュラムポリシー、大学院教育のあり方に沿って教員組織を整備しており、教員数は定員を概ね満たし、大学・大学院設置基準を満たしていること、専任教員の年齢構成もバランスよく、適切な配置がなされていることから、学部・研究科の教育課程に相応しい教員組織を整備していると言えるだろう。また、教員の募集・採用・昇任については、現状の説明で示したとおり、基準となる規程等が整備され、それに沿って進められていること

から、適切に行われている。FD研修を継続的に実施・評価しているが、教員個人の自己点検・自己評価については、実施したが、効果的な運用が行われていない。そのため、教員の資質の向上を図る方策は講じられているが、十分とは言い難い。

①効果が上がっている事項

<看護学部>

教員の採用及び昇任の選考については、教員選考規程に関する内規、非常勤講師教員選考基準、昇任候補者選考基準の改訂や、科目担当者の決定までの手続きを作成し、選考基準の明確化、教員採用手続きの明確化のための整備を進め、本学の教員として求める教員像を明確にしたことにより、一定の質が担保された教員が確保されている。

<看護学研究科>

博士前期課程の特別研究・課題研究の指導教員の資格についての申し合わせ、博士後期課程の特別研究の指導教員等の資格についての申し合わせを作成し、看護学研究科を担当する教員の資格審査基準を整備しており、教育・研究上の優れた能力を有する若手教員を研究指導教員に登用するなど、看護学研究科における研究指導教員の増員と研究指導體制の充実に向けた取り組みを進めている。また、看護学研究科においては、大学院設置基準を大幅に上回る専任教員を配置しており、看護学部・看護学研究科の教育課程に相応しい教員組織を整備している。

②改善すべき事項

<大学全体>

平成26年度から教員個人の自己点検・自己評価を導入し、実施した。しかし、教員の自己点検・自己評価実施指針では、実施した後にその評価を活用し、大学として改善・強化すべき事柄について検討することになっているが、行われていないため、効果的に運用していく必要がある。また、FD研修については、FD研修で気づき学んだことが実際の教員の活動にどう反映されているかについて評価できていないため、評価していく必要がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<看護学部>

今後、教員の採用及び昇任の選考については、選考基準を厳正に運用し、教育の質の確保と向上に引き続き取り組んでいく。

<研究科委員会>

今後、看護学研究科を担当する教員の選考については、資格審査基準を厳正に運用し、教育の質の確保と向上に引き続き取り組んでいく。

②改善すべき事項

<大学全体>

教員の資質向上に向けて、「教員の自己点検・自己評価」を効果的に運用していくための体制整備を行う。また、これまでのFD研修の評価として、FD研修で気づき学んだことが実際の教員の活動にどう反映されているかについて、総務委員会が中心となり、評価を行う。



## 4. 根拠資料

- 資料 3-1 神戸市看護大学教員選考基準（神戸市看護大学規程集 3102）
- 資料 3-2 神戸市看護大学教員選考規程（神戸市看護大学規程集 2306）
- 資料 3-3 神戸市看護大学教員選考規程に関する内規（神戸市看護大学規程集 3103）
- 資料 3-4 神戸市看護大学大学院研究科担当教員選考委員会内規（神戸市看護大学規程集 2317）
- 資料 3-5 神戸市看護大学大学院研究科担当教員選考委員会規程（神戸市看護大学規程集 2316）
- 資料 3-6 博士前期課程の特別研究・課題研究の指導教員の資格についての申し合わせ（神戸市看護大学規程集 2318）
- 資料 3-7 博士後期課程の特別研究の指導教員等の資格についての申し合わせ（神戸市看護大学規程集 2319）
- 資料 3-8 神戸市看護大学将来構想委員会規程（神戸市看護大学規程集 2216）
- 資料 3-9 神戸市看護大学教授会規程（神戸市看護大学規程集 2101）
- 資料 3-10 神戸市看護大学大学院研究科委員会規程（神戸市看護大学規程集 2102）
- 資料 3-11 神戸市看護大学学生便覧（平成 27(2015)年度） 既出資料 1-1 に同じ
- 資料 3-12 神戸市看護大学大学院学生便覧（平成 27(2015)年度） 既出資料 1-3 に同じ
- 資料 3-13 平成 26 年第 11 回大学院研究科委員会資料（大学院教育のあり方）
- 資料 3-14 教員組織の概要（表 3-1）
- 資料 3-15 専任教員の年齢構成（表 3-2）
- 資料 3-16 大学評価にかかる専任教員の教育・研究業績
- 資料 3-17 専任教員が担当する授業科目の割合（表 3-3）
- 資料 3-18 大学院兼任教員の職位構成（表 3-4）
- 資料 3-19 大学院兼任教員の年齢構成（表 3-5）
- 資料 3-20 神戸市看護大学大学院研究科非常勤講師選考内規（神戸市看護大学規程集 2320）
- 資料 3-21 神戸市看護大学教員選考委員会規程（神戸市看護大学規程集 2307）
- 資料 3-22 昇任候補者の選考基準
- 資料 3-23 学部・助産学専攻科の科目担当者の決定までの手続き（神戸市看護大学規程集 3111）
- 資料 3-24 大学院の科目担当者の決定までの手続き（神戸市看護大学規程集 3112） 既出資料 1-2 に同じ
- 資料 3-25 神戸市看護大学学則（神戸市看護大学規程集 1106）
- 資料 3-26 神戸市看護大学自己点検・評価規程（神戸市看護大学規程集 1108）
- 資料 3-27 自己点検・自己評価実施指針
- 資料 3-28 自己点検・自己評価シート
- 資料 3-29 FD 研修会のテーマ（表 3-6）

## 第四章 教育内容・方法・成果

### [1]教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

#### 1. 現状の説明

##### (1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

###### <大学全体>

本学は、看護学部および看護学研究科それぞれの教育理念（本報告書1頁に記載）に基づき、教育目標および教育内容を策定している。

看護学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、教務委員会で原案を作成・審議し、その結果を平成26年1月の拡大教授会において検討し、カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーとともに定められた。

また看護学研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については、教務小委員会で原案を作成・審議し、その結果を平成25年12月の研究科委員会において審議し、カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーとともに定められた。

###### <看護学部>

看護学部では、本学の教育理念に基づいて、平成25年度までは教育目標を明示していた。しかし教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定した時点で、その大項目として教育目標を表現し、それを実現するためにどのようなカリキュラムを組み立てているのかを記述するようになった。そのため教育目標が、どこに明記されているのかがわかりにくくなっていた。しかし教育目標をより明確に示しておく必要があるため、総務委員会で再度原案を作成し、平成27年7月の拡大教授会で承認され、再度、教育目標を明示することとした。そしてこの教育目標に基づき、看護学部のディプロマ・ポリシーを定めている（資料4(1)-1、5-6頁）。

###### [教育目標]

本学部は、看護専門職としての自覚と責任に基づき、多様な対象者の個別性に対応できる実践能力を開発することを目標としている。そのために、次の基礎的な能力や態度を涵養する。

まず広い視野と豊かな教養にもとづいて、看護の対象となる人間を全体としてとらえ、人間の存在や経験の意味を洞察することができる能力を育成する。また、生命の尊厳と人権の尊重に基づく倫理観を培い、看護者として、保健・医療・福祉の現場で生じる倫理上の諸問題に積極的に取り組む姿勢を養う。そして、自己への信頼に基づいて、他者との関係を築く力を育成する。

この基盤の上に、保健・医療・福祉従事者など様々な専門職者との積極的連携・協働を可能にする積極性と協調性を育成する。また、地域社会への関心を深め、とくに健康問題に関するニーズを把握し、積極的に地域活動に参加する態度を育成する。それとともに、文化的背景を異にする人々とのコミュニケーション能力を培い、国際的視野に立って看護の課題に取り組む態度と行動力を育成する。

###### [ディプロマ・ポリシー]

本学部は、以下の態度や能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に学位を授与する。

(1)看護実践に必要な知識と基本的技術を身につけ、分析的かつ総合的思考ができ、対象の

個別性に応じた看護実践を行う能力を有している。

- (2) 生命の尊厳と人権を尊重し、常により良い行動を取ろうとする倫理的態度を身につけている。
- (3) 他者との関わる力を有し、能動的に他者との関係を築くことができる。
- (4) 保健医療福祉従事者など様々な専門職者との連携・協働に必要なリーダーシップの基礎を理解し、協調性を身につけている。
- (5) 地域住民の健康問題に関するニーズをとらえ、主体的に地域活動に参加する姿勢を身につけている。
- (6) 先見性をもって国際的視野から健康問題をとらえ、主体的にそれに取り組む姿勢を身につけている。
- (7) 広い視野と豊かな教養にもとづいて、看護の対象となる人間を全体としてとらえることができ、人間の存在や経験の意味を洞察することができる。
- (8) 社会の要請に応じて、常にケアの質の向上と新たな看護システムを探求しようとする姿勢を身につけている。

#### <看護学研究科>

看護学研究科の教育目標については、これまで明示されていなかったため、平成 27 年 7 月の研究科委員会で、新規に作成した教育目標を審議し、承認されたため、教育目標として明示することになった。

看護学研究科博士課程前期（修士）課程では、地域に根ざした大学院として、変動するヘルスケアシステムに対応できる高度な看護実践、管理、教育研究能力を有する人材育成を使命とする教育理念に基づき、「グローバルな視野に立って地域社会や看護学の発展に貢献しうる看護学研究を推進し、専門性の高い看護実践を行うことのできる能力を有する高度専門職業人、研究者、教育者、管理者の育成をめざす。」ことを教育目標としている（資料 4(1)-2）。これに基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のように定めている（資料 4(1)-3、2015 年度大学院学生便覧 2～3 頁）。

博士前期課程では、以下の能力・態度等を修得した実践者、管理者、教育研究者を育成する。

- ①看護専門職としての自覚と責任に基づき、専門性の高い看護実践を行うことのできる能力を有している。
- ②生命の尊厳と人権の尊重に基づく倫理観をそなえた看護者として、実践・管理・教育・研究の場で行動できる能力を有している。
- ③実践志向に基づき、創造的に看護研究を行うことのできる能力を有している。
- ④保健医療福祉従事者など様々な専門職者の中で、ケアの質の向上に向けてコーディネートできる能力を有している。
- ⑤総合的視野に立って、看護サービスを改革することのできる能力を有している。
- ⑥それぞれの専門領域で、後進の指導を担うことのできる能力を有している。
- ⑦国際的視野に立って看護の課題に取り組むための態度を備えている。

博士後期課程では、「看護学における深い学識にもとづき、グローバルな視野に立って地域社会や看護学の発展に貢献しうる看護学研究を自立して行うために必要な研究能力を育成する。また、新しい看護モデルの開発のために、保健医療福祉従事者など様々な専門職

者と連携し、ケアの場をコーディネートする能力を有する教育研究者、並びに医療の高度化・先端化と少子高齢化を踏まえて、ケアの質を保証するための組織化とシステム開発を行う能力を有する管理者の育成をめざす。」ことを教育目標としている（資料4(1)-2）。これに基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のように定めている（資料4(1)-3、2015年度大学院学生便覧3～4頁）。

- ①実践志向に基づく看護学のパラダイムを構築できる能力を有している。
- ②新しい看護モデルの開発のために、保健医療福祉従事者など様々な専門職者と連携し、ケアの場をコーディネートする能力を有している。
- ③医療の高度化・先端化と少子高齢化を踏まえて、ケアの質を保証するための組織化とシステム開発を行う能力、さらには看護政策を立案・推進する能力を有している。
- ④国際的視野に立った看護の課題に取り組む能力を備えている。
- ⑤看護学教育・研究において後進の指導を担うことのできる能力を有している。

博士前期課程および博士後期課程の修了要件は、神戸市看護大学大学院学則第5章に明示している（資料4(1)-3、2015年度大学院学生便覧107～108頁、資料4(1)-4、規程集1107）。学位の授与については、神戸市看護大学学位規程に明示している（資料4(1)-3、2015年度大学院学生便覧121頁、資料4(1)-5、規程集2401）。

## (2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

### <大学全体>

本学では、前述の教育目標に基づき、看護学部および看護学研究科それぞれに教育課程の編成・実施方針であるカリキュラム・ポリシーを策定している。看護学部のカリキュラム・ポリシーは、教務委員会で原案を作成・審議したものが、平成26年1月の拡大教授会で審議のうえ承認された。

また看護学研究科は教務小委員会で原案を作成・審議したものが、平成25年12月の研究科委員会で審議のうえ承認され、本学ホームページ、学生便覧、シラバスなどにおいて明示されている。

### <看護学部>

看護学部のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである。このカリキュラム・ポリシーに基づき編成されたカリキュラムは、学生便覧、シラバス、ホームページに必修・選択の別、単位数、および卒業要単位数等と併せて明示・公表している（資料4(1)-1、2015年版学部学生便覧7-9頁）。

### [カリキュラム・ポリシー]

看護学部のカリキュラムは、教育理念のもとに神戸市という地域に根ざした看護大学の特色を生かすことを目指して構築しています。また、最近の社会的要請として強く期待されている「看護実践能力」を身につけた卒業生を送り出すために、入学時から4年間にわたって教育目標に沿った体系的なカリキュラムを準備している。

(1) 看護専門職としての自覚と責任に基づき、多様な対象者の個別性に対応できる実践能力を開発する。

さまざまな健康レベルにある対象者の求める多様な看護ニーズを的確に把握し、医療現場のみならず、地域や福祉施設・居宅といった生活の場を視野に入れ、対象者の個別性に

応じた看護を、エビデンスに基づいた実践によって支援できる能力を育成することを目指して編成されている。

(2) 生命の尊厳と人権の尊重に基づく倫理観を培い、看護者として、保健・医療・福祉の現場で生じる倫理上の諸問題に積極的に取り組む姿勢を養う。

生命の尊厳と人権の尊重に基づく倫理観を持つことは看護専門職にとって不可欠である。本カリキュラムでは、このような倫理観を学生各自が積極的に身につけることができるような専門科目や、これらの内容を含めた科目を設けている。

(3) 自己への信頼に基づいて、他者との関係を築く力を育成する。

看護実践の場では、患者やその家族、地域住民といった看護の対象者との関係や、看護職同士や他職種メンバーとの関係など、さまざまな他者と良好な関係を築くことが不可欠である。本カリキュラムにおいては、学生の自主的な運営による少人数グループ学習の形態をとる授業や演習、地域住民が教育ボランティアとして参加する演習、患者・家族やさまざまな医療者と関わる臨地実習など、自己と他者との関係性を築く経験を重ねられるような授業科目を全ての年次にわたって配置している。

(4) 保健・医療・福祉従事者など様々な専門職者との積極的連携・協働を可能にする積極性と協調性を育成する。

保健医療福祉の現場では、看護職間はもとより、他の専門職者や関係者との間での密接な連携・協働が求められる。連携・協働を積極的に進めていくためには、望ましいチームワークやリーダーシップ・フォロワーシップとは何かを理解し、自らに求められる役割を考え行動していくことが求められる。本カリキュラムにおいては、段階的にチーム医療や多職種連携に関する授業科目を配置している。

(5) 地域社会への関心を高め、特に健康問題に関するニーズを把握し、積極的に地域活動に参加する態度を育成する。

地域社会に関心を向け、地域における様々な活動を通して人々の生活を多角的にみつめ、その中から健康ニーズを把握できる能力の育成が重要である。

本カリキュラムでは、さまざまな地域交流活動を授業に取り入れ、地域住民の生活の理解をはかるとともに、領域別看護学実習を通して、施設内と地域・居宅それぞれの場での看護実践と職種間の連携、地域でのケアシステムについて学び、継続看護への関心と理解の深化をはかっている。

(6) 文化的背景を異にする人々とのコミュニケーション能力を培い、国際的視野に立って看護の課題に取り組む態度と行動力を育成する。

看護においても国際的な学問的交流、国際医療活動や在日外国人への支援活動などさまざまな取り組みがなされている。こうした国際的活動の展開のために、外国語を介したコミュニケーション能力を身に付けることの重要性もいっそう増しているため、西洋語だけでなく東洋語科目も提供し、異文化理解の促進や、多様な文化や価値観の中での看護の実際を学ぶことができるような科目を配置している。

(7) 広い視野と豊かな教養にもとづいて、看護の対象となる人間を全体としてとらえ、人間の存在や経験の意味を洞察することができる能力を育成する。

教養教育は、現代社会に生きる市民として生活していくための基盤となる知識と技能、人間形成の根幹となる主体的な自己の確立のために、幅広い視野と複眼的な思考力や判断

力を育成するものであり、看護学教育の土台として不可欠の教育である。1年次から2年次にかけて看護学の基盤となる科目Ⅰである学科目群（人間と文化、人間と社会、人間と自然、人間と言語）の中から教養科目を履修できるようになっている。

＜看護学研究科＞

博士課程前期（修士）課程および後期（博士）課程において、前述の教育目標に基づき、以下の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、大学院学生便覧、大学ホームページに明示・公表している。（資料4(1)-3、資料4(1)-6）

本研究科博士前期課程では、次の方針で教育を行う。

- ①看護専門職としての自覚と責任に基づき、専門性の高い看護実践を行うことのできる能力を育成する。
- ②生命の尊厳と人権の尊重に基づく倫理観をそなえた看護者として、実践・管理・教育・研究の場で行動できる能力を育成する。
- ③実践志向に基づき、創造的に看護研究を行うことのできる能力を育む。
- ④多様な関係者の中で、ケアの質の向上に向けてコーディネートできる能力を育成する。
- ⑤総合的視野に立って、看護サービスを改革することのできる能力を育成する。
- ⑥それぞれの専門領域で、後進の指導を担うことのできる能力を育成する。
- ⑦国際的視野に立って看護の課題に取り組む態度を育成する。

本研究科博士後期課程では、次の方針で教育を行う。

- ①実践志向に基づく看護学のパラダイムを構築できる能力を育成する。
- ②地域社会の保健・医療・福祉に貢献する新しい看護モデルを開発できる能力を育成する。
- ③医療の高度化・先端化と少子高齢化を踏まえて、ケアの質を保証するための組織化と管理システム開発、ならびに看護政策を立案できる能力を育成する。
- ④国際的視野に立って看護の課題に取り組むことのできる能力を育成する。
- ⑤看護学教育・研究において後進の指導を担うことのできる能力を育成する。

さらに教育課程編成の考え方および特徴、教育課程の概要を学生便覧に明示している。（資料4(1)-3、2015年度大学院学生便覧53-54頁）大学ホームページに博士前期課程、後期課程ともに教育課程構造図（資料4(1)-7、資料4(1)-8）、授業科目一覧（資料4(1)-9、資料4(1)-10）、履修要件と履修モデル（資料4(1)-11、資料4(1)-12）、履修基準（資料4(1)-13、資料4(1)-14）を明示・公表している。

**(3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか**

＜大学全体＞

看護学部および看護学研究科の教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、すでに記述したように明文化され、学生便覧、大学ホームページに掲載し、学生、教職員および社会に対し、周知・共有できるようにしている。

特に新任教員に対しては、着任時の全体オリエンテーションにおいて、本学の教育理念、教育目標、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針について説明し、周知している。さらに新任助教に対しては新任助教対象のFD活動において、より踏み込んだ説明と考える機

会を提供し、さらに周知徹底を図っている。

＜看護学部＞

看護学部の教育目標と学位授与方針およびカリキュラムの編成・実施方針については、学生便覧（資料4(1)-1、2015年度学部学生便覧3-6頁）に掲載し、学生、教職員が共有できるようにしている。特に新入生については、入学時の新入生オリエンテーションで学生部長から、これらの説明をしている。

社会への公表については、主として大学ホームページで教育理念、教育目標や学位授与方針、教育課程の編成・実施方針等を公表することにより、本学に入学を希望する受験生を始め広く社会への周知をおこなっている（資料4(1)-2、資料4(1)-15）。

＜看護学研究科＞

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、明文化したものを学生、教職員が共有できるように学生便覧に明示している。（資料4(1)-3）さらに大学ホームページでカリキュラムポリシーを公表し、周知を図っている。（資料4(1)-16）

#### (4)教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

＜大学全体＞

・平成22年度より、年1回、神戸市看護大学運営懇話会（平成26年度より「神戸市看護大学大学運営・COCアドバイザーボード」に改称：以下アドバイザーボードとする）を開催し、メンバーによる大学運営に関する評価や意見交換を定期的実施している。アドバイザーボードは約10名の外部委員と5名の本学教員（部局長会議のメンバー）による構成で、本学の運営に関する内容やCOC事業（詳細は8章参照）に関する意見交換を中心とし、大学運営全体に関する貴重な外部からの意見を得ており、これらの中で教育目標、学位授与方針、教育課程等に関する内容があれば今後の大学運営のあり方を検討することができるシステムを策定している。（資料4(1)-17）

また毎年、看護学実習施設の看護部長、副看護部長を臨床教授とし、病棟師長や実習指導者を臨床講師として推薦があった者を任命し、「臨床教授と教授の懇談会」を年度末に定期的実施しており、看護学実習のあり方や目的・目標、実施方法などに関して幅広く意見交換を行い、本学の看護学実習の検証と今後の方向性を検討する上で重要な役割を担っている。（資料4(1)-18、資料4(1)-19）

さらに看護学実習においては実習協議会を年2回（年度当初と年度末）開催しているが、そのうち年度末開催分では、その年度の看護学実習の評価と次年度に向けての課題を検討しており、よりよい実習に向けての検証の機会となっている。（資料4(1)-20）

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、看護学部では教務委員会が平成9年度まで、看護学研究科においては平成25年度まで教務小委員会が中心となって検討してきた。しかし平成10年度からは看護学部ではカリキュラム委員会が、看護学研究科では平成26年度からはカリキュラム小委員会が常設委員会として設置され、カリキュラム検討の中心的役割を担っている。（資料4(1)-21）

＜看護学部＞

平成21年より当時の教育目理念及び教育課程の編成・実施方針の適切性について検討を

開始した。教育理念は社会の動きや神戸市として期待するものに大きな変化がないため、変更せずにこれまでの教育理念を踏襲することとした。教育課程の編成を検討するにあたり、現状の課題整理を目的として平成 21 年 12 月および平成 22 年 10 月、11 月に教員・学生、卒業生を対象にしたカリキュラム評価のアンケート調査を実施した。

その結果、①学生の看護実践能力の育成が不十分であること、②カリキュラムが過密であること、③留年生が増加していること、④選択科目の履修者が減少していること、⑤科目間で内容の重複がみられること、⑥国際分野科目が不足していること、⑦保健師課程の選抜制が導入された場合、選抜から漏れた学生の意欲低下を防ぐ方略が必要であること、などの課題が明らかにされていた。(資料 4(1)-22)

そこで平成 24 年度、これらの課題を考慮して 6 つのカリキュラムポリシーを設定し、カリキュラム編成をおこなった。具体的には、前述の各課題に対して、①実習における看護技術実施の場面を積極的につくること、②看護実践能力を高めるための効果的な演習方法の検討、夏休み休暇中などに実習を入れないように工夫をすること、③通年科目を半期毎の科目に変更すること、④選択科目の精選と選択必修科目設置の検討、⑤内容重複科目の統合、⑥国際看護論の新設、⑦4 年次の看護学ゼミナールなど選択科目の新設、の工夫を行った。

同時期、平成 23 年に保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正と保健師国家試験受験資格として必要な実習可能人数の制限が兵庫県下の教育機関で決定されたため、本学においても保健師国家試験受験資格に必要な科目の見直しを行った。

これらの変更を平成 23 年 9 月 12 日申請し、平成 23 年 12 月 26 日付で教育課程の変更の承認を得た。その後カリキュラム・ポリシーは、教務委員会にて教育理念との整合性があるかについて再度検討がなされ、教育理念の最初に記載されている「広い視野と豊かな教養に基づいて、人間を全体として捉える力を育てる。」という部分が反映されていないために、新たに平成 26 年 1 月の拡大教授会で 7 番目の項目を追加することとなった。

平成 24 年度からの教育課程は、平成 27 年度で完成年度を迎える。この間、平成 24 年、25 年、26 年度には看護技術の習熟状況、26 年度には看護実践能力の到達度調査等を行い、学習の習熟度、準備性や順序性の観点から検証を行い、微細な変更を行ってきた。現在、平成 27 年度の卒業生に対するディプロマ・ポリシーの視点から教育課程の評価を行い、課題を見出し、社会情勢の変化に沿った教育が行えるよう、カリキュラム委員会において検討を開始している。

平成 26 年 1 月に制定した看護学部のディプロマ・ポリシーについては、教務委員会の中で検討しているが、教育理念やカリキュラム・ポリシーの内容と合致していることが確認されており、これまでに修正・変更は実施していない。

#### <看護学研究科>

博士前期課程は、平成 23 年から現在と同様の 12 専攻（そのうち 6 専攻は CNS コースを有する）を置いている。平成 25 年 4 月には博士前期課程、博士後期課程ともに教育理念、教育方針の見直しを実施し、ポリシーを明示した。平成 27 年 7 月には教育目標の検討も行った。さらに平成 26 年度にはカリキュラムの見直しを実施するカリキュラム小委員会を設置し、このポリシーに基づいて授業科目の検討を行っている。博士前期課程については、平成 27 年度より共通必須科目として「教育心理学」と「英語プレゼンテーション」を設定



した。博士後期課程については、平成 28 年度より「量的看護研究」、「質的看護研究」、「英語論文作成演習」を必須科目として開講する予定である。

授業評価者の特定を避けるため、受講者 5 名以上の授業では評価を実施し、授業目的が達成される授業となっているかを教務小委員会および研究科委員会で検討している。

論文評価基準は、修士論文、課題研究論文、博士論文別に明示し（学生便覧）、審査に活用することで、定期的な検証を行っている

## 2. 点検・評価

### ●基準 4 [1] の充足状況

本学は、看護学部および看護学研究科それぞれの教育理念に基づき教育目標を策定し、それに基づきそれぞれの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めて、明示していることから基準を充足している。

また、教育目標に基づき看護学部および看護学研究科それぞれに、教育課程の編成・実施方針であるカリキュラム・ポリシーを策定し明示していることから、基準を満たしている。さらにこれらの教育目標や学位授与方針、および教育課程の編成・実施方針を学生便覧や大学ホームページ上で、大学構成員（教職員および学生等）および社会に対して公表し、周知をはかっており、基準を充足している。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、「アドバイザリーボード」や「臨床教授と教授の懇談会」などにより学外の意見も参考にし、学内では教務委員会・教務小委員会・カリキュラム委員会・カリキュラム小委員会などの委員会活動の中で、定期的に検証を行っており、基準を満たしている。

### ①効果が上がっている事項

<1>看護学部においては、教育理念に基づいた教育目標を明示し、それぞれの目標に沿った形でカリキュラム・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーも明示し、社会へも公表できている。（資料 4(1)-1、資料 4(1)-2）

<2>看護学研究科における習得すべき学習成果は明示されている。また看護学研究科のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーについても教員・院生だけでなく広く社会にも明示されている。（資料 4-(1)-7、資料 4(1)-18）

### ②改善すべき事項

<1>平成 25 年度より約 2 年間、教育目標がカリキュラム・ポリシーの大項目として表記され明示されていなかったため、教育目標として広く明示されておらず、平成 27 年度の学生便覧においても明示されていない。したがって、今後教育目標を広く明示することは改善を要する課題である。

<2>教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針について、事務職員に対しての説明はこれまで実施されてこなかった。特に学務系の担当者においては、こうした内容を十分に理解した上で、学務関連の事務にあたる必要があると考えられる。したがって、今後は事務職員（特に学務係）のスタッフ・ディベロップメント（SD）を計画・実施していく必要があると考えられる。

<3>看護学研究科では、カリキュラムポリシーが明示・公表されているものの、その表現に

については、具体的な能力の育成がわかりにくいものもあり、表現について検討が必要である。また教育目標と学位授与方針との整合性については、平成 27 年度後半まで教育目標が明示されていなかったため、現時点では評価できず、今後の課題である。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

〈1〉看護学部ではカリキュラム委員会が中心となり、現行（平成 24 年度）カリキュラムの評価を実施しており、それを踏まえて、より教育目標に沿った教育課程の編成や実施方針を検討していく。

〈2〉看護学研究科では平成 26 年にカリキュラム小委員会を設置し、教育課程の編成や実施方針についても更に検討を行い、より教育目標に沿った内容にしていく。

#### ②改善すべき事項

〈1〉来年度においてはより広く学生便覧、シラバス、大学案内、ホームページなどあらゆるメディア、配付資料に教育目標として明示していく。

〈2〉一度も教育目標・学位授与方針および教育課程の編成・実施方針などに関する具体的な説明を受けていない事務職員、および新任の事務職員（学務係）に対しては、少なくとも年に 1 回のスタッフ・ディベロップメント（SD）を計画する。

〈3〉看護学研究科のカリキュラム・ポリシーは明示・公表されているものの、その表現については、具体的な能力の育成がわかりにくいものもあり、検討中である。また学位授与方針（ディプロマポリシー）の内容についても検討中であり、今後、その適切性や教育目標との整合性についても検討していく。

### 4. 根拠資料

資料 4(1)-1 神戸市看護大学学生便覧(平成 27(2015)年度) 既出資料 1-2 に同じ

資料 4(1)-2 神戸市看護大学ホームページ

[http://www.kobe-ccn.ac.jp/guide\\_college/philosophy/e\\_philosophy.html](http://www.kobe-ccn.ac.jp/guide_college/philosophy/e_philosophy.html)

資料 4(1)-3 神戸市看護大学大学院学生便覧(平成 27(2015)年度) 既出資料 1-9 に同じ

資料 4(1)-4 神戸市看護大学大学院学則(神戸市看護大学規程集 1107) 既出資料 2-2 に同じ

資料 4(1)-5 神戸市看護大学学位規程(神戸市看護大学規程集 2401)

資料 4(1)-6 神戸市看護大学ホームページ「カリキュラムポリシー」

[http://www.kobe-ccn.ac.jp/guide\\_college/philosophy/curriculum\\_policy.html](http://www.kobe-ccn.ac.jp/guide_college/philosophy/curriculum_policy.html)

資料 4(1)-7 神戸市看護大学ホームページ「博士前期課程教育課程の構造図」

[http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate\\_college/first\\_course/structure\\_m.html](http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate_college/first_course/structure_m.html)

資料 4(1)-8 神戸市看護大学ホームページ「博士後期課程教育課程の構造図」

[http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate\\_college/second\\_course/structure\\_k.html](http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate_college/second_course/structure_k.html)

- 資料 4(1)-9 神戸市看護大学ホームページ「博士前期課程授業科目一覧」  
[http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate\\_college/first\\_course/entry-239.html](http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate_college/first_course/entry-239.html)
- 資料 4(1)-10 神戸市看護大学ホームページ「博士後期課程授業科目一覧」  
[http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate\\_college/second\\_course/entry-233.html](http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate_college/second_course/entry-233.html)
- 資料 4(1)-11 神戸市看護大学ホームページ「博士前期課程の履修要件と履修モデル」  
[http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate\\_college/first\\_course/model.html](http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate_college/first_course/model.html)
- 資料 4(1)-12 神戸市看護大学ホームページ「博士後期課程の履修要件と履修モデル」  
[http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate\\_college/second\\_course/model.html](http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate_college/second_course/model.html)
- 資料 4(1)-13 神戸市看護大学ホームページ「博士前期課程履修基準」  
[http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate\\_college/first\\_course/first\\_standard/](http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate_college/first_course/first_standard/)
- 資料 4(1)-14 神戸市看護大学ホームページ「博士後期課程履修基準」  
[http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate\\_college/second\\_course/second\\_standard/](http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate_college/second_course/second_standard/)
- 資料 4(1)-15 神戸市看護大学神戸市看護大学ホームページ(教育理念・目標、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー)  
<http://www.kobe-ccn.ac.jp/department/curriculum/thinking.html>  
[http://www.kobe-ccn.ac.jp/guide\\_college/philosophy/diploma\\_policy.html](http://www.kobe-ccn.ac.jp/guide_college/philosophy/diploma_policy.html)
- 資料 4(1)-16 神戸市看護大学ホームページ(博士前期課程・後期課程のカリキュラムポリシー)  
[http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate\\_college/outline\\_gc/entry-4004.html](http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate_college/outline_gc/entry-4004.html)  
[http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate\\_college/outline\\_gc/entry-4005.html](http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate_college/outline_gc/entry-4005.html)
- 資料 4(1)-17 平成 26 年度神戸市看護大学大学運営・COC アドバイザリー・ボード議事録
- 資料 4(1)-18 神戸市看護大学臨床教授等に関する規程(神戸市看護大学規程集 2411)
- 資料 4(1)-19 平成 26 年度 第 4 回臨床教授と教授との懇談会 議事要旨
- 資料 4(1)-20 平成 26 年度第 2 回市民病院群との看護学実習協議会議事録
- 資料 4(1)-21 神戸市看護大学カリキュラム委員会規程(神戸市看護大学規程集 2219)
- 資料 4(1)-22 カリキュラム委員会議事録

## [2]教育課程・教育内容

### 1. 現状の説明

#### (1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

##### <大学全体>

本学は、看護学部と看護学研究科を設置しているが、それぞれの教育理念および教育課程の編成・実施方針であるカリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を体系的に編成している。また社会情勢や教員及び学生によるカリキュラム評価などを加味しつつ、その時点で最も適切と考えられる授業科目を配置している。

看護学部では平成 24 年度より、それ以前の平成 22 年度カリキュラムの評価をもとにして新しいカリキュラムとなっている。また平成 24 年度カリキュラムより保健師課程を選択制として、学内選抜により 20 名以内の学生のみが履修できるように変更している。

また看護学研究科では、博士前期課程において、平成 27 年度より、慢性病看護学、急性期看護学、がん看護学、小児看護学、精神看護学の各分野の専門看護師（CNS）教育課程で、従来の 26 単位制度から 38 単位制度への変更が日本看護系大学協議会の教育課程審査の結果、認定されている。さらに CNS コース、研究コースを問わず、カリキュラム・ポリシーに基づいて、「後進の指導を担うことができる能力」「国際的視野に立って看護の課題に取り組む態度」を育成するため、新たに「教育心理学」と「英語プレゼンテーション」を必修科目として追加している。

##### <看護学部>

看護学部の最も新しいカリキュラムである平成 24 年度カリキュラムは、平成 23 年の保健師助産師看護師学校等養成所指定規則（以下、養成所指定規則）の改正に伴い、カリキュラム・ポリシー及びこれまでのカリキュラム委員会や教務委員会での検討に基づいて作成し、平成 23 年 7 月の拡大教授会における承認を経て、平成 23 年 9 月に文部科学省へ申請を行い、平成 23 年 12 月に承認されたものである。

平成 24 年度カリキュラムは、一つ前の平成 22 年度カリキュラムと同様に【看護学の基盤となる科目Ⅰ】、【看護学の基盤となる科目Ⅱ】、【看護学科目】、【総合科目】の 4 つの区分から構成している。平成 23 年の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正に伴い、本学は保健師国家試験受験資格取得については保健師の課程選択制として別途、保健師関連の必修科目を履修しなければならないカリキュラム編成とした。具体的には【看護学の基盤となる科目Ⅱ】で保健師必修科目を 7 単位修得し、【看護学科目】で保健師必修科目を 18 単位修得することで合計 140 単位の修得が必要なカリキュラムとなっている。（資料 4(2)-1、2015 年度学部学生便覧、12-13 頁）

以下、平成 24 年度カリキュラムの構成について記述する（資料 4(2)-1、2015 年度学部学生便覧 14-15 頁）。

#### (1)【看護学の基盤となる科目Ⅰ】

看護学の基盤となる科目Ⅰは、〔人間と文化〕〔人間と社会〕〔人間と自然〕〔人間と言語〕の 4 つの学科目群から構成されている。文化的存在（言語を操るなどの文化をもって生きる人間）、社会的存在（関係の中で生きる人間）、自然的存在（動物的存在として生きる人間）としての人間について学ぶとともに、多言語科目を通して国際的交流に必要なコミュ

ニケーション能力を高め、異文化理解を深めることができる科目を配置している。

#### (2) 【看護学の基盤となる科目Ⅱ】

看護学の基盤となる科目Ⅱは、看護実践に必要な知識や技術の基盤となる〔生体の基礎〕〔健康と生活〕〔健康の変調と医療〕〔健康と社会〕の4つの学科目群から構成されている。〔生体の基礎〕では人体の正常な機能とそれを維持するための仕組みについて学び、〔健康と生活〕では人間－環境系の中で作り出される健康現象や生活環境、生活行動について多面的に考えるために必要な視点や学問的追究法を学べるような科目を配置している。また〔健康の変調と医療〕では健康の変調による変化とそれに対しておこなわれる医療について学び、〔健康と社会〕では社会福祉行政や医療・看護制度など健康や生活を支援するシステムについて学べる科目を配置している。

#### (3) 【看護学科目】

看護学科目は、〔看護実践の基盤科目〕〔利用者支援能力育成科目〕〔組織開発能力育成科目〕〔看護統合科目〕の4つの学科目群から構成されている。〔看護実践の基盤科目〕では看護理論、看護倫理および看護実践の全体像を理解し、実践の基礎となる看護技術の習得を目指す科目を配置している。〔利用者支援能力育成科目〕ではさまざまな対象者の健康レベル、発達段階および生活の場の特性から多面的に対象者を捉え、且つ多様な看護ニーズ、集団の特性に応じて利用者を支援するために必要な能力を育成する科目を配置している。〔組織開発能力育成科目〕では質の高い看護サービスを提供するために、看護実践を担う看護職者個人や、病院をはじめとする看護サービス提供組織を、どのように管理・運営し、将来に向けて変化させていけばよいかを、自ら考えることができる能力を育成する科目を配置している。また〔看護統合科目〕では看護学専門科目群の相互関連と連続性を理解しつつ、複数の分野が扱う内容を横断的に、もしくは発展的に学ぶことをねらいとし、個々の看護学専門科目で学んだ知識・技術を統合し、多角的な視点をもって看護を探究し、自らの課題を見出し、取り組む能力を育成する科目を配置している。

#### (4) 【総合科目】

総合科目は、知の技法の獲得、および看護の基盤となる対人援助について学ぶために必要な科目を配置している。

##### <看護学研究科>

##### [博士前期課程]

博士前期課程は2領域、12専攻分野から成る。各専攻分野の授業科目は、専攻する研究分野の特講、特講演習、選択科目および研究コースは特別研究(6単位)、CNSコースは課題研究(2単位)で構成され、その他に共通科目として看護学研究概論や研究方法科目、CNS共通科目を設置している。専門看護師教育課程においては、平成27年度より精神看護学、慢性病看護学、急性期看護学、がん看護学、小児看護学は単位数変更(26単位から38単位)を行い、平成28年度は老年看護学の単位数変更および在宅看護学の新規申請を行い、認定された。

以下、現行の領域および分野の概要を示す。

##### (1) 看護基盤学

高度専門職業人としての看護実践の理論的な基礎の構築や看護サービスを効果的に組織化するために必要な知識を提供する領域である。この領域を専攻する学生は、基礎看護学分

野、看護管理学分野、看護キャリア開発学分野で修士論文を作成する。

- ①基礎看護学：看護実践の理論的基礎の構築や援助技術の検証を通して、看護の本質を追究する分野とする。
- ②看護管理学：看護サービス提供システムとサービスのあり方を制度や政策等外部システムとの関係において多面的に追究する分野とする。
- ③看護キャリア開発学：看護専門職としての発達を組織と個人の観点から捉え、看護キャリア開発学の体系化およびその実践的価値を追究する分野とする。

#### (2) 実践看護学

おもに高度専門職業人の育成をめざす領域とし、複雑な健康問題をもつ個人や集団を対象としたより高度な看護実践に必要とされる看護の介入方法や理論を追求する領域として構成する。

この領域を専攻する学生は、地域・在宅看護学、老年看護学、ウィメンズヘルス看護・助産学、精神看護学、慢性病看護学、急性期看護学、がん看護学または小児看護学分野で修士論文または課題研究論文を作成する。

- ①公衆衛生看護学：地域で生活する人々へのヘルスケアシステム、法制度、アセスメント方法、援助方法を理論的かつ実証的に追究する分野とする。
- ②老年看護学：保健・医療・福祉の各領域にまたがる複雑な問題を持ち、高度の解決策を必要とする高齢者への専門的支援のあり方を含め、施設や在宅で生活する高齢者への援助方法を追究する分野とする。
- ③ウィメンズヘルス看護・助産学：妊娠・出産・育児期を中心としたライフコースにある女性とそれを取り巻く人々に対する複雑で高度な、地域や施設での援助のあり方を、理論的かつ実証的に追究する分野とする。
- ④精神看護学：精神障害者とその家族を含めた看護、あるいはリエゾン精神看護の分野を主軸におき、専門的かつ高度な看護実践能力を修得すると共に、よりよい看護援助のあり方を理論的かつ実証的に追究する分野とする。
- ⑤慢性病看護学：慢性病をもち治療を受けながら地域で生活する人々を、ケアの継続を主要な軸として個人・家族ともどもに一体としてとらえ、慢性病在宅ケアに関わる看護援助のあり方を理論的かつ実証的に追究する分野とする。
- ⑥急性期看護学：成人看護学における急性期看護に焦点をおき、特に集中治療を受ける対象に高度の看護実践を行うための看護援助のあり方を理論的かつ実証的に追究する分野とする。
- ⑦がん看護学：予防、早期発見から終末期までのがん患者・家族に対する高度な看護を修得するとともに、よりよい看護援助のあり方を論理的かつ実証的に追究する分野とする。
- ⑧小児看護学：健康問題をもつ子どものケアを、その家族機能や社会システムの次元からとらえ、子どもと家族の相互関係をふまえた複雑で高度な看護ケアのあり方を理論的かつ実証的に追究する分野とする。
- ⑨在宅看護学：ケアの対象となる多様な疾患、年齢、価値観をもつ人々に対する看護の提供方法、訪問看護事業所の運営、および法制度等、多面的に在宅ケアを追究する分野とする。

[博士後期課程]

看護基盤開発学領域と看護実践開発学領域の2つの領域から成る。

(1)看護基盤開発学領域

看護基盤開発学領域は、2つの目標を設定している。1つ目は、看護実践の本質を探究し、看護学の理論的基盤の構築を目指すことである。その探究においては、看護の理論と実践の関係を捉え直す作業が不可欠であるが、その際にフィールドに立ち戻ること、すなわち抽象的論理的思考に留まることなく、流動化する個々の具体場面との関連を重視する。さらに、人間的営みとしての看護という日常性の全体論的文脈と、個々の事象を経験科学的に明らかにしようとする分析的な文脈を重ね合わせ、統合の道筋を見出していく。研究の方法論としては、論証のみではなく、看護実践のフィールドワーク等を通じた例証、実証を含むアプローチをとる。2つ目は、変化する社会の要請に応える看護の組織化のあり方とそれを支える看護職者のキャリア開発を追究することである。併せて行政をはじめとするさまざまな機関における看護政策の策定やその評価、および新しい看護職者の機能や組織化に着目し、看護政策の開発につながる研究を目指す。

(2)看護実践開発学領域

看護実践開発学領域は、さまざまな臨床現場の看護実践における新たな看護支援方法の開発とその理論化、検証を目指す。本領域では、再生医療や遺伝子治療等の医療技術の進歩、保健医療福祉政策の変革等の動向を見据え、新たな看護ニーズを先取りして看護支援方法の開発に取り組むことが中心的な課題となる。このように開発された理論は、実践により近い中範囲理論として位置づけられ、看護実践の基盤をより堅固で確実なものとする。

(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

<大学全体>

看護学部では、カリキュラム・ポリシーに基づいた体系的な教育課程を構築し、質の高い看護師・保健師の養成に必要な教育内容を提供できる科目編成としている。

また、看護学研究科では、教育理念に基づいて、看護学の学問的発展への寄与ができる人材と、看護実践の質の向上に資する高度専門職業人の養成に必要な教育内容を提供するための科目を設置している。

<看護学部>

看護学部の平成24年度カリキュラムは、【看護学の基盤となる科目Ⅰ】、【看護学の基盤となる科目Ⅱ】、【看護学科目】、【総合科目】の4つの区分から構成され、区分毎に体系的に次のような学科目群および科目を設置している（資料4(2)-1、2015年度学部学生便覧14-15頁）。

①【看護学の基盤となる科目Ⅰ】について

看護学の基盤となる科目Ⅰは、〔人間と文化〕〔人間と社会〕〔人間と自然〕〔人間と言語〕の4つの学科目群で構成している。

〔人間と文化〕の学科目群には、対象者の人間としての尊厳を大切にする看護実践において欠かすことができない内容である「倫理学」を必修とし、「哲学」など他7科目を選択科目として設置している。

〔人間と社会〕の学科目群には、あらゆる発達段階にある対象者とのかかわる必要がある

看護職を目指す上で、発達に伴う生体の心身の形態や機能の成長およびその過程、変化を支配する機制や条件などを理解するための「発達心理学」を必修とし、「心理学」「社会学」「コミュニケーション論」など他 8 科目を選択科目として設置している。

〔人間と自然〕の学科目群には、保健・医療・福祉においても急速に発展する情報化に対応できることと研究の礎となる統計的な処理能力を養うことを目的として、情報リテラシーを中心とした「情報科学」と、統計的情報処理技術を中心とした「情報処理演習」の 2 科目を必修とし、「化学」「生命化学」「看護に生かす物理学」などの 4 科目を選択科目として設置している。

〔人間と言語〕の学科目群では、国際的な視野に立った看護活動を展開できる人材の育成を視野に外国語の活用能力を養うことを目的として、英語科目である「ナース英語 A」「ナース英語 B」の 2 科目を必修としている。また「コミュニケーション英語 I A」「コミュニケーション英語 I B」「コミュニケーション英語 II A」「コミュニケーション英語 II B」（II A, II B は、いずれもネイティブ・スピーカーの教員が担当）「医療英語」「英語文献講読」の 6 つの選択科目から 2 科目以上を選択必修として設置し、基礎的な読解力・聴解力・コミュニケーション力から応用的な論文読解、さらには専門の医療分野におけるテクニカルタームを含めて段階的に学習できる構成としている。また、学生の語学に対する学習意欲に応えるべく、選択科目として「フランス語」、「ドイツ語」、「中国語」に加え、神戸市の地域性を考えて「コリア語」も設置している。

## ②【看護学の基盤となる科目Ⅱ】について

看護学の基盤となる科目Ⅱは、看護実践に必要な知識や技術の基盤となる〔生体の基礎〕〔健康と生活〕〔健康の変調と医療〕〔健康と社会〕の 4 つの学科目群で構成している。

〔生体の基礎〕の学科目群は、人体の正常な機能とそれを維持するための仕組みを学ぶことを目的として、「人体構造論」「人体機能論」「生化学」「免疫学」などの科目を配置している。これらは看護実践における身体的なアセスメントの基盤となるものであるため、5 科目すべてを必修科目としている。

〔健康と生活〕の学科目群は、人間—環境系の中で作り出される健康現象や生活環境、生活行動について多面的に考えるために必要な視点や学問的追究法を学ぶことを目的として、「ヘルスプロモーション論」「栄養学」「公衆衛生学」など 4 科目を必修として配置し、「疫学」「実践疫学演習」「保健統計学」など 8 科目を選択科目として配置している。なお保健師課程を選択している学生はこれら 8 科目の選択科目のうち、「疫学」など 5 科目を必修として履修しなければならない。

〔健康の変調と医療〕の学科目群は、健康の変調による変化とそれに対しておこなわれる医療について学ぶことを目的として、「薬理学Ⅰ」「薬理学Ⅱ」「看護病態学Ⅰ」「看護病態学Ⅱ」「臨床医学Ⅰ」「臨床医学Ⅱ」など 7 科目を必修として配置し、「統合医療論」「臨床死生学」など 3 科目を選択科目として配置している。

〔健康と社会〕の学科目群は、社会福祉行政や医療・看護制度など健康や生活を支援するシステムについて学ぶことを目的として、「社会福祉学」「医療・看護制度論」「医療と法」の 3 科目を必修科目として配置し、「保健医療福祉行政論」など 3 科目を選択科目として配置している。なお保健師課程を選択している学生はこれら 3 科目の選択科目のうち、「保健医療福祉行政論」など 2 科目を必修として履修しなければならない。



### ③【看護学科目】について

看護学科目は、〔看護実践の基盤科目〕〔利用者支援能力育成科目〕〔組織開発能力育成科目〕〔看護統合科目〕の4つの学科目群で構成している。

〔看護実践の基盤科目〕は、看護理論、看護倫理および看護実践の全体像を理解し、実践の基礎となる看護技術の習得を目指すことを目的とし、「看護学原論A・B」「看護技術学概論」「基礎看護技術演習Ⅰ」を1年次に配置し、「基礎看護技術演習Ⅱ・Ⅲ」および「基礎看護学実習」を2年次に配置している。また全ての分野の看護学実習科目の履修が終了した4年次後期に、実習で深めてきた看護倫理への理解を総括するための「看護倫理」を配置し、順序性を考慮した教育課程としている。これら8科目は全て必修科目としている。

〔利用者支援能力育成科目〕は、さまざまな対象者の健康レベル、発達段階および生活の場の特性から多面的に対象者を捉え、且つ多様な看護ニーズ、集団の特性に応じて利用者を支援するために必要な能力を育成することを目的とし、「ウィメンズヘルス看護学」「小児看護学」「成人看護学」「老年看護学」「精神看護学」「地域・在宅看護学」の各分野の学科目群に細分化されている。これら各分野の学科目群のうち「地域・在宅看護学」以外では、「ウィメンズヘルス看護学」の5科目中の「女性と女性の健康」1科目だけが選択科目で、その他の「小児看護学」「成人看護学」「老年看護学」「精神看護学」の各分野の科目はすべて必修科目となっている。また各分野の科目は、概論から各論へ、あるいは健康生活支援論から療養生活支援論へ、そして実習科目へと順序性を考慮して配置している。「地域・在宅看護学」では「地域看護学概論」「地域・在宅・訪問看護実習」など5科目を必修としているが、「健康行動論」など3科目は選択科目として配置している。

なお保健師課程を選択している学生は、この学科目群内で「地域看護学概論」「公衆衛生看護活動論Ⅰ・Ⅱ」「公衆衛生看護技術論」など12科目18単位を必修として履修しなければならない。

〔組織開発能力育成科目〕の学科目群は、質の高い看護サービスを提供するために、看護実践を担う看護職者個人や、病院をはじめとする看護サービス提供組織を、どのように管理・運営し、将来に向けて変化させていけばよいかを、自ら考えることができる能力を育成することを目的として、「看護管理学Ⅰ・Ⅱ」「看護教育学概論」の3科目を必修科目として配置し、「医療・看護政策論」など2科目は選択科目として配置している。なお編入生のみ4年次に「看護管理学実習」を必修科目として配置している。在来生における「看護管理学実習」に相当する内容は、〔看護統合科目〕の中の「総合実習」に組み込まれている。

〔看護統合科目〕の学科目群は、看護学専門科目群の相互関連と連続性を理解しつつ、複数の分野が扱う内容を横断的に、もしくは発展的に学ぶことをねらいとし、個々の看護学専門科目で学んだ知識・技術を統合し、多角的な視点をもって看護を探究し、自らの課題を見出し、取り組む能力を育成することを目的としている。「健康生活支援学実習」「総合実習」「家族看護学概論」「国際看護論」「災害看護論Ⅰ」「感染看護論」「終末期ケア論」など8科目を必修科目とし、「海外看護学研修」「看護学ゼミナール」など3科目を選択科目として配置している。

### ④【総合科目】について

総合科目では、大学教育で身につける幅広い知識と自らの体験を通じた学びを実践的に

応用するための知の技法の獲得、および看護の基盤となる対人援助について学ぶことをねらいとし、「スタートアップセミナー」、「看護研究方法論Ⅰ」、「看護研究方法論Ⅱ」、「研究演習」の4科目を必修科目として配置し、「ボランティア活動」を選択科目として配置している。

<看護学研究科>

[博士前期課程]

博士前期課程のカリキュラムは、共通科目と専門科目から構成される。共通科目には、共通必須科目と共通選択科目を設け、専門科目はすべて選択科目である。それらの特徴は以下のとおりである。(資料4(2)-2、2015年度大学院学生便覧、7-8頁、資料4(2)-3 2015年度大学院シラバス)

(1) 共通科目

専攻分野のいかんを問わず看護学の追究に共通して必要と考える科目で構成する。

① 共通必修科目

本課程における各専攻分野を追究するために必須と位置づけている「看護学研究概論」及び「教育心理学」並びに「特別研究」「課題研究」をおく。「特別研究」「課題研究」のうち、研究コースを希望する者は「特別研究」を、実践看護学領域の学生で専門看談師(CNS)コースを希望する者は「課題研究」を履修する。「特別研究」あるいは「課題研究」では、学生が選択した専攻分野において研究課題を定め、研究を行い、論文を作成するための一連の指導を行う。学生は、「特別研究」の成果を「修士論文」として、「課題研究」の成果を「課題研究論文」として提出する。

② 共通選択科目

学際的な性格をもつ看護学研究において、追究する課題の特性によって必須もしくは前提知識となる近接分野の多様な研究方法に関する科目を「研究方法科目」として設け、いずれの分野を専攻する学生も共通して履修できるようにする。

(2) 専門科目

「基盤看護学領域」及び『実践看護学領域』の2領域により構成し、すべての授業科目を選択科目とする。それぞれの領域には修士論文または課題研究論文の作成を旨とする専攻分野をおく。各専攻分野では、基幹となる「特講」科目と「演習」科目を組み合わせ、専攻分野基幹科目として開講し、さらにこの分野に関する知識を広げ、あるいは深めることができるように、専攻分野関連科目がある。学生が高度専門職業人を志向する場合には、演習科目において、看護の実践的課題を自ら発掘したり、あるいは自ら考案した看護ケアプログラムを検証するような学習形態を取り入れ、当該分野における実習を行う。学生は他分野の演習科目を除き、当該専攻分野以外の専門科目を選択することができるようにし、学習の幅を広げておく。

[博士後期課程]

博士後期課程のカリキュラムは、共通基盤科目、2領域の専門科目および看護学研究で構成されている。その特徴は以下のとおりである。(資料4(2)-2、2015年度大学院学生便覧、54-55頁)

(1) 共通基盤科目

専攻する領域に関わらず、学生が自らの研究課題の学問的位置づけや方法論的特性を熟

考し、発展させる上で必要な科目を共通基盤科目として配置した。履修については、5科目のうちから1科目2単位以上の履修を課す選択必修の考え方をとった。科目については、2領域との関連、現象の全体性を捉えるアプローチや科学的検証等の看護学研究の方法論的基盤の強化といった観点から、次に述べる5科目とした。

「科学哲学特論」は、歴史的経緯を踏まえて科学についての考え方を教授する科目であり、看護学の学問的位置づけや人間現象を扱う看護学方法論の特性を検討する上で、基盤になる科目と考える。「生命倫理学特論」は、近年の医科学の発展に伴い医療現場における倫理の重要性が増していることから、基盤になる科目と考える。「比較医療文化特論」は、看護の主たる対象者である患者と家族の側から、体験としての病いについて固有の文化の観点から理解を深めると共に、多様なアプローチを学ぶ科目である。本科目は、主に看護実践開発学領域に資すると考えて設けた。「人間環境学特論」は、環境との関連という広い視野から人間の健康とその現象を理解すると共に、疫学的方法論を学ぶ科目として、基盤になると考える。最後に、「応用統計学特論」は、看護学で広く用いられる集団特性の解明、看護援助の効果測定等に不可欠な統計学の理論と実際を深めると共に、研究デザインの考え方を学ぶ科目として、基盤となると考え設けた。

## (2) 専門科目ならびに特別研究

専門科目ならびに看護学特別研究は、看護基盤開発学領域および看護実践開発学領域の2つの領域ごとにそれぞれ配置した。専門科目は、特論として領域ごとに複数配置されているが、看護学特別研究(8単位)は、特論における学習成果を深化・発展させ博士論文を作成するための学科目として位置づけた。なお、看護学特別研究においては、各特論科目に特化した研究課題を探究する。

コースワークは、専門科目から2単位以上選択、専門科目から2単位の最低4単位と少ない。(資料4(2)-2、2015年度大学院学生便覧、63頁)

博士前期課程および博士後期課程の科目区分、必修・選択の別、単位数などは、学生便覧およびシラバスに明示されている。(資料4(2)-2、2015年度大学院学生便覧、26-27頁、63頁) また大学ホームページでも公表している。(資料4(2)-4)

## 2. 点検・評価

### ●基準4[2]の充足状況

看護学部では、カリキュラム・ポリシーの内容から、それを達成するために必要な科目を開設し、【看護学の基盤となる科目Ⅰ】を主に1年次に配置し、【看護の基盤となる科目Ⅱ】を1年次から2年次にかけて配置し、【看護学科目】を2年次から4年次に配置するなど(資料4(2)-1 p12-13、資料4(2)-5) 順次性のある授業科目の体系的配置をおこなっている。また看護学研究科においても共通科目や各分野の専門科目は、そのほとんどが1年次に配置され、実習や演習、研究が2年次以降に配置されており(資料4(2)-6) 体系的かつ順次性のある配置がなされており、基準を満たしている。

看護学部はカリキュラム・ポリシーにもとづいて、質の高い看護師・保健師の養成に必要な学士課程の教育内容を精選しており、スタートアップセミナーを開設するなど初年次教育に配慮した内容も盛り込んでいる。

また看護学研究科のCNSコースにおいては、従来の26単位制度から38単位制度へ移行し

ており、専門分野の高度化に対応した教育内容の提供ができています。博士前期課程の研究コースおよび博士後期課程では、それぞれ特別研究、看護学特別研究を6単位および8単位に設定するなど、看護学の学問的発展への寄与ができる人材を育成するために必要な教育内容を提供しています。以上のことから各教育課程に相応しい教育内容を提供しており、基準を充足しています。

#### ①効果が上がっている事項

- 〈1〉カリキュラム委員会において、新カリキュラム（平成24年度カリキュラム）の検証を各委員が科目担当教員から丁寧に聞き取りを行い、その年度で可能な変更を分析し、必要時、教務委員会と連携の上、迅速な対応ができています。また、学生の看護技術到達度の評価を毎年4年生の実習終了後に行っている（資料4(2)-7）。この結果は次年度に、在校生の演習・実習の内容の見直しを行い、教育の充実に寄与しています。
- 〈2〉保健師課程を選択制にしたことで、保健師を目指す意欲の高い学生が選抜されることになり、授業・演習、実習に対する学生の取り組みが従来に比べて向上しています。その結果として、保健師教育に求められる実践能力及び卒業時の到達度調査において、前カリキュラムと比較して9割弱の項目において達成度が向上しており、明らかな教育効果が認められています。（資料4(2)-8）
- 〈3〉看護学研究科の専門看護師教育課程では、38単位に単位数を増やすとともに、専門分野の高度化に対応した教育内容の提供が実施できています。（資料4(2)-2 p24-45）

#### ②改善すべき事項

- 〈1〉保健師課程では、実習が長く課題が多いため学生によっては負担が大きい。また卒業後すぐに保健師として就職する学生は少ないが、求人は必ずしも大学に来ない場合もあり、学生が就職先を見つけにくい状況にあることが改善点として考えられる。
- 〈2〉ほとんどの学生が1年生で卒業に必要な英語の単位を取得してしまうため、ネイティブ・スピーカーが担当している2年生の選択科目である「コミュニケーション英語ⅡA・ⅡB」の履修者数が少なく（資料4(2)-9）、ネイティブ・スピーカーに接することなく卒業していく学生が多い。このことは国際的な視野の重要性について述べている本学の教育目標から考えても望ましいことではなく、改善の必要がある。
- 〈3〉本学では再履修科目が少ない場合には、下級年次の再履修科目を履修しながら、本来の所属年次の科目を履修することができるよう可能な限り時間割作成の配慮をしている。しかし近年そうした学生数が増加傾向にあり、単位未取得の学生の都合に合わせて時間割を変更するため、不自然な時間割配置になるなど、通常に単位取得している大多数の学生に影響を及ぼすことになる。このことは改善すべき課題である。
- 〈4〉博士前期課程では、国際的視野に立って看護の課題に取り組むための態度を育成することをカリキュラムポリシーに挙げながら、その態度を育成する科目配置がなかったため、平成27年度より「英語プレゼンテーション」を必須科目とした。国際的視野を身につけることは各専門科目でも達成し得ることであり、博士後期課程においてもそのような視点からの教育内容の評価も必要である。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

- ＜1＞カリキュラム委員会は今後、平成 24 年度カリキュラムで教育を受けた学生や、その教育を担当した教員に質問紙調査を実施して、さらに詳細にカリキュラム評価を実施し、今後のカリキュラム改訂に結びつけていく。
- ＜2＞保健師課程のカリキュラムを修了した学生は現時点で 1 学年のみのため、今後も専門的能力の習得やその内容などを継続して評価していく。
- ＜3＞看護学研究科の専門看護師教育課程においては、単位数を増やした結果、実際に各専門分野の高度な教育に繋がっているかを評価し、改善点があれば修正し、さらに充実した教育内容としていく。

#### ②改善すべき事項

- ＜1＞保健師課程の学生の状況に応じて、適宜学生をフォローしながら目標到達を目指すよう指導していく。また、就職に関しては卒業後すぐに保健師として就職した学生は少なかったが、看護師経験を積んだ後に就職を希望する学生もいるため、その時の支援体制を強化していく。具体的には求人に関しては、キャリア支援室を活用し就職情報の収集と学生への対応を充実させ、卒業後に保健師として就職を希望する際にも相談可能であることを学生に伝えていく予定である。
- ＜2＞ほとんどの学生が 1 年次に選択する「コミュニケーション英語ⅠA・ⅠB」の方をネイティブ・スピーカーが担当し、より多くの学生がネイティブ・スピーカーと接することができるように来年度以降、担当教員の変更を実施する計画である。
- ＜3＞通常に単位取得している学生に時間割上の不利益が最小限となるように、時間割作成時の単位未取得者への配慮の基準を設けるなどの検討をおこなう必要がある。
- ＜4＞博士後期課程におけるカリキュラム・ポリシーを達成し得る科目構成については、さらに検討を行う予定である。

### 4. 根拠資料

- 資料 4(2)-1 神戸市看護大学学生便覧(平成 27(2015)年度) 既出資料 1-1 に同じ
- 資料 4(2)-2 神戸市看護大学大学院学生便覧(平成 27(2015)年度) 既出資料 1-3 に同じ
- 資料 4(2)-3 神戸市看護大学大学院シラバス
- 資料 4(2)-4 ホームページ、博士前期課程および後期課程、教育課程構造図、授業科目一覧、履修要件と履修モデル、履修基準  
[http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate\\_college/](http://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate_college/)
- 資料 4(2)-5 平成 27 年度神戸市看護大学時間割(看護学部)
- 資料 4(2)-6 平成 27 年度大学院時間割
- 資料 4(2)-7 平成 27 年度「看護技術到達度」調査報告
- 資料 4(2)-8 保健師教育に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度＜平成 26 年度統合カリキュラム学生と平成 27 年度新カリキュラム学生との比較＞
- 資料 4(2)-9 コミュニケーション英語ⅡA,ⅡBの履修者数(表 4-1)

### [3]教育方法

#### 1. 現状の説明

##### (1)教育方法および学習指導は適切か

###### <大学全体>

看護学部では全学的な合意のもとにシミュレーション教育を可能な限り導入し、よりリアルな状況設定のもとに効果的な学習ができるように工夫している。また地域住民による教育ボランティアの導入や、COC（知（地）の拠点整備）事業（詳細は8章参照）にもとづいて、すべての実習科目において地域連携について考えることができるような内容を組み入れ、本学の教育目標のひとつである「地域社会への関心を深め、とくに健康問題に関するニーズを把握し、積極的に地域活動に参加する態度を育成」することを目指している。さらに全学生必修ではないが、希望者に対して卒業の直前の時期に、就職して臨床で遭遇する頻度の高い看護技術演習を1日実施し、学生が少しは技術に自信をもち、より円滑に臨床現場に適応していくことができるような配慮をおこなっている。また実習施設の利用方法に関しても、平成24年度からの現行カリキュラム移行による学生定員の増加に合わせて、より効果的な実習が行えるような工夫を行っている。

また教務委員会では年度始めに担任教員と協力して、特に単位取得が順調に進んでいない学生を対象に履修相談をおこなっている。さらに担任教員から各学期の成績票を返却時には学習指導を実施するようなシステムができています。

看護学研究科においては、学生の主体的な学習による学びの深化を促進するため、主として学生によるプレゼンテーションとディスカッション形式の授業形態がとられている。また研究論文指導においては、1名の院生に対して、専攻分野の指導教員と2名の副指導教員による3名体制で実施しており、院生のニーズに応じて必要な教員に相談をして指導を受けることができる複数指導体制を確立している。

###### <看護学部>

本学で4～5年前より積極的に導入を進めている教育方法として、シミュレーション教育があげられる。アセスメント用、看護技術汎用、心肺蘇生用など複数のシミュレーターを年度毎に徐々に購入して台数を増やし、さまざまなシミュレーション学習に対応できるようにしている。またこれまで模擬病室として使用していた実習室を専用のシミュレーション・ルームとして改築し、シミュレータの組み立て・運搬にかかる手間をなくし、効果的にシミュレーション教育が実施できる環境整備をおこなってきた。また教員のシミュレーション教育に関する理解促進とスキル獲得のために、シミュレーション教育の第一人者である外部講師や、本学でシミュレーション教育に習熟した教員を講師として、複数回のFDを行ってきた。まだすべての分野で活用できるところまで浸透していないが、徐々にシミュレーション教育手法を導入する科目が増えてきている。このシミュレーション教育は希望者のみであるが、学生の卒前の技術演習にも導入している。

また教育ボランティアを導入した授業も本学の教育方法の特徴のひとつである。近隣地域に在住の住民ボランティアを登録制で募り、実際の授業では技術演習の模擬患者役として参加していただき、学生の看護技術を受けての感想・意見を話していただいたり、さまざまな体験を語っていただいたりしている。これもシミュレーション教育と同様に、学生が、よりリアルな体験をできるようにするための教育方法となっている。

看護学実習については、平成24年度カリキュラムからは、療養の場の移行支援が急性期の段階から行われるようになったこと、在宅看護の重要性が増大していることなど看護を取り巻く医療や介護の変遷を考慮した内容に変更している。現在は7つの分野別実習（地域・在宅看護学、老年看護学、ウィメンズヘルス看護学、精神看護学、慢性病看護学、急性期看護学、小児看護学）を開講し、施設での実習においては、以前は別の実習にしていた移行期の要素も取り入れておこなっている。また平成24年度カリキュラムになり学生人数が増加したことにより、実習施設側の受け入れも厳しくなったため、病院によっては1グループ6～7名の学生を2病棟に分け、原則1名の助教が2病棟を掛け持ちで担当している。また実習運営委員会主催の臨床指導者研修会および、本学教授が指導者となり、神戸市の市民病院群の臨床指導者を対象とした研修会を定期的を開催し、実習指導の質の向上を図っている。

#### <看護学研究科>

修士論文の指導は、「特別研究」（6単位）において、課題研究論文の指導は、「課題研究」（2単位）において、専攻分野の指導資格を有する教員による個別指導あるいは集団指導によって行われている。研究指導は、専攻分野の主旨導教員および2名の副指導教員からなる指導委員会を設置し、複数指導体制を取っている。副指導教員は、大学院生の研究内容を考慮して研究科委員会で決定される。専攻分野の主旨導教員は、1年次の特講、特講演習、その他専門科目の授業を通して、研究課題の明確化を図るように指導している。

博士論文についても同様に主旨導教員および2名の副指導教員からなる指導委員会を設置し、複数指導体制を取っている。研究計画書の審査についても修士論文と同様であるが、博士論文の研究計画書は、審査に合格した後、研究科委員会のメンバーを対象とした研究計画発表会で発表することを義務付けている。このことにより広い視野から研究計画を検討し、研究が深まることを意図している。博士論文の審査では、最終的な学位論文審査の約3ヶ月前までに、予備審査を実施している。この審査を行うことで、より質の高い論文の作成を目指している。また博士課程の学生は、14条教育特例が適応されている者が多いため、学生同士の交流が少ないこともあり、年に2回「研究報告・交流会」を実施している。他の院生の研究進捗状況を知ることで、研究を進める刺激を得ること、教員との交流からより広い視野を持って研究を進めるきっかけを得ることを目的としている。博士後期課程の院生については、在学期間が長期化する傾向にあり、在学期間が4年を超える院生については、教務小委員長が個別に連絡を取り、必要な支援の聞き取りを行っている。

博士前期課程・博士後期課程ともに、研究指導を行う教員の資格については、「博士前期課程の特別研究・課題研究の指導教員の資格について」（資料4(3)-1）、博士後期課程の特別研究の指導教員等の資格についての申し合わせ」（資料4(3)-2）に定めている。修士論文、博士論文の研究計画書は、倫理委員会による倫理審査を受け、承認を得ることを義務付け、倫理的配慮についても十分な指導が可能な体制としている。神戸市看護大学倫理審査要綱（資料4(3)-3）および大学院生の研究活動の倫理的指針及び審査申請要領（資料4(3)-3）を作成している。

## (2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

### <大学全体>

看護学部および看護学研究科のいずれにおいても、すべての開講科目について、授業の目的、内容や授業計画等をシラバス（講義概要）として示し、冊子として学生、教職員に配布するとともに、大学ホームページで公開し、学部学生または大学院生がインターネット接続環境下であれば、どこでもシラバスを確認できるようにしている。

<看護学部>

看護学部のシラバスの内容を所掌している教務委員会では、シラバスに記載する「授業内容の概要」について、できるだけ詳細に記載するように依頼し、見本として詳細に記述しているシラバスを添付している。またシラバス全体の精粗の有無や、カリキュラム・ポリシーに沿った授業内容になっているかを確認し、必要に応じて修正を求めている。しかしシラバスに沿った授業が展開されているかについては、教務委員会として点検・評価を実施しておらず、個々の教員の自律性に任せているのが現状である。また学生による授業評価において、シラバスと授業内容が一致しているかについての質問項目を設けていない。しかし、自由記述において、シラバスと異なった授業であるとの回答は見られてはいない。

<看護学研究科>

シラバスの内容は、学生に理解しやすいものとなっているか、シラバス全体の精粗が統一されているかを教務小委員会で点検している。シラバスの内容が不十分と判断した場合は、担当教員に修正を依頼し、必要十分なシラバスとなるまで点検と修正を繰り返している。また授業評価の内容を研究科委員会で共有することにより、シラバスに基づいた授業が展開されているかを点検できるようにしている。これまでのところ、シラバスに基づいた授業が行われていないと判断された授業はない。しかし授業評価において、受講生に直接的な質問はしていない。

### (3)成績評価と単位認定は適切に行われているか

<大学全体>

看護学部および看護学研究科のいずれにおいても、それぞれの授業内容および授業形態に相応しい評価方法を予めシラバスに記載し、各科目の目的・目標に照らして、A（100点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）、D（59点以下）の4段階で成績評価が行われている。しかしGPAを導入しているわけではなく、それぞれの評語の数によって成績の程度を判断しているのが現状である。

試験等による教育効果の測定（成績評価）は、それぞれの授業において内容および形態が異なることや、学外の非常勤講師が担当する科目もあることから、原則として担当教員の裁量に任されている。したがって、学内全体で教育効果や目標達成度、および、それらの測定方法の統一化に関する合意はなされていない。しかし複数の教員が担当する科目では評価方法等について合議し調整の上で評価を行い、その結果の妥当性も複数教員で確認の上、単位認定をおこなっている。

<看護学部>

シラバスには各授業科目の目的およびねらいを明示し、あわせて成績評価の方法と基準についても記載している。看護学実習科目においては、履修条件を決めており、各実習の前に履修あるいは単位取得しておく必要がある科目を明示している（資料4(3)-5）。看護学部では、実習や演習を除くほとんどの講義科目で学期末に定期試験を実施している。試



験方法は講義のポイントを理解しているかどうかを問う筆記試験が多いが、看護技術学分野の技術演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ等では看護技術の習得を評価する実技試験を課している。定期試験の受験資格については、「神戸市看護大学履修規程」の第4条2項で定めており、全授業時間数の3分の2以上出席していない者については当該科目の受験を認めないこととしている。また、定期試験で不合格となった場合、科目担当教員が必要と認めた場合に限り再試験をおこなうことができるとしている（資料4(3)-4）。再試験を実施するかどうかは科目担当教員の裁量に任されており、現状ではほとんどの科目で再試験を実施している。これは看護学科の特殊性である必修科目の多さと、カリキュラムが過密な状況から、再履修をすることで上級年次の科目を履修できず卒業延期になるケースが多いためである。さらに再試験でも不合格になった場合、本学では再受験の制度を設けている。再受験とは、原則として試験に合格しなかった場合には翌年度に再履修しなければならないが、科目担当教員の判断により、翌年度に再履修するのではなく定期試験のみを「再受験」し、それに合格することによって当該科目の単位を与える方法である。ただしこの場合の成績評価は試験の点数にかかわらず60点としている（資料4(3)-5）。再受験扱いとするかどうかの判断は、当該学生の出席状況や履修態度、当初試験や再試験での点数などをもとに、科目担当教員の裁量に任されている。同じ科目を不合格になった場合でも、ある学生は再受験扱いとなるが、別の学生は再履修扱いとなる場合があるが、これまでこの制度に関して学生から不服申し立てがなされたことはなく、適切な成績評価と単位認定がおこなわれていると判断している。

実習科目における成績評価は、実習目標の達成状況・実習態度および実習記録等により判断されている。評価の基準は、他の科目と同様に100点満点の点数に対応するA～Dのランクの基準が設けられている。また看護学実習科目では全実習時間数の5分の4以上の出席をしていない者については単位認定できないこととしている（資料4(3)-5）。実習科目担当教員は実習要項に評価方法として何を評価基準とするのかを記載するとともに、詳細な実習評価表を作成し、実習前に学生に提示している（資料4(3)-6）。実習評価表には学生の自己評価欄も設け、自己評価と教員評価の差違について実習終了後の評価面接で教員から説明する機会を設けている。実習科目においても成績評価及び単位認定については、原則として科目担当教員の判断に委ねられている。しかしほとんどすべての分野において、分野教員全員による実習の成績評価会議をおこない、個々の実習担当教員の成績評価が妥当なものかについて審議し、最終的な成績評価をおこなっており、その審議により最終評定が変更されることもある。これは臨地で直接学生の実習指導をするのは助教であることが多く、成績評価について不慣れである場合が多いためであり、他の教員も含めて個々の学生の実習状況も聞きながら成績評価の妥当性を検討することで、より適切な成績評価につながっていると判断している。

看護学部での既修得単位の認定については、教育上有益と認めるときには、学生が本学看護学部に入學する前に他の大学又は短期大学、専修学校において履修した授業科目が、本学の授業科目、授業内容と照らして単位認定することが妥当であると判断された場合に限り、30単位を超えない範囲で認めている。入學時ガイダンスで既修得単位認定についての説明をおこない、学生から申請があった場合に教務委員会で検討し、教授会で決定している。

また3年次編入生の既修得単位の認定については、当初は個別認定をおこなっていたが、平成19年度より看護師国家試験受験資格である看護師養成学校指定規則の教育内容に対応する本学の授業科目に関しては、「編入学生の単位認定原則」（資料4(3)-7）に基づき、編入生必修科目を除いてすべて一括認定している。平成24年度カリキュラムにおいては81単位分の一括認定をおこなっている。ただし当該学校に平成9年4月1日より以前に入学している編入生の場合は、「在宅ケア論」に相当する科目を履修していないため、認定より除外している。

さらに編入生は看護師国家試験受験に必要な単位を修得した学校以外で履修した科目があれば、追加で単位認定を申請することができるが、別途「編入学生追加認定の方法と原則」（資料4(3)-8）に従い、追加で7単位を上限に（一括認定分と合わせて88単位まで）認定することができるようにしている。

上記の既修得単位の認定の場合、成績の段階評価はできないため「認定」として成績票に表示している。

#### <看護学研究科>

看護学研究科の成績評価の方法は、各担当教員がシラバスの中で明示している科目の「授業の目的およびねらい」に照らして、A～Dで実施している（資料4(3)-9）。各科目のシラバスに「成績評価の方法と基準」を明記している。成績評価と単位認定については、教務小委員会および大学院研究科で結果を共有し、審議している。

入学前の既修得単位等の認定については、神戸市看護大学大学院学則第16条の規定により、博士前期課程では10単位、博士後期課程では4単位を超えない範囲で認めることができることとなっている。（資料4(3)-10）

### (4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

#### <大学全体>

看護学部、看護学研究科ともに、教育の改善のための組織的に取り組み、継続的に検証・改善を続けている。看護学部では教務委員会とカリキュラム委員会が、看護学研究科では教務小委員会とカリキュラム小委員会が中心となって教育課程の評価や成績評価方法の検討を行っている。また、授業改善については、各教員が不断の努力をしているところであり、「授業に関する調査」結果をもとに教育方法の改善に努めている。看護学部の実習についても別途、学生による実習評価を各学期で実施しており、実習指導体制の改善のために施設側と話し合いながら、次年度の実習指導に活かしている。

#### <看護学部>

学生による「授業に関する調査」結果は、学生の自由記述内容とともに各科目担当教員に返却され、それをもとに各教員は次年度に向けての授業改善の方略を記述するとともに、次年度の授業改善に向けての不断の意図的な取り組みを行っている。（資料4(3)-11）

毎年学期末および年度末に再受験、再履修が必要な学生をリストアップしているが、複数年度にわたって再履修を繰り返している学生が増えている傾向がある。こうした通常の教育方法や学習指導だけでは十分な効果をあげることができず、単位取得困難な学生に対しては、自己の学習状況の振り返りにより、どの部分が不十分なのかを明らかにし、不得

意な部分を改善できるような指導を、個々の教員の判断で行っているのが現状である。しかし、それでも十分な効果をあげることができないような場合が増加してきており、教員もどのように対応すれば良いのか戸惑っている現状が見受けられている。

平成 26 年度より授業方法研究会を開催し、これまで計 3 回の研究会を実施している。新たな授業方法に関する内容、教育ボランティア導入授業に関する内容、授業における教員の工夫に関する内容などである。

看護学部では前回の大学評価結果（平成 22 年 3 月 12 日、神戸市看護大学に対する大学評価（認証評価）結果、3 頁）で、「学生による授業評価の結果が教員個人に委ねられているので、授業の改善に結びつくよう、組織的な活用が望まれる」と指摘されている。これに対して教務委員会で過去の授業評価の結果を教員個別ではなく全体的に分析し、組織的な改善に結びつけるための方策を検討しているところである。

看護学実習全体の評価結果の推移については、表 1（資料 4(3)-12）の通りである。H 22～25 年度の評価の推移をみると、「1. オリエンテーションにより実習の目的や方法が理解できた」「4. 記録物の形式や量は適切だった」「9. 教員は学生に役立つ情報や文献などの紹介をしていた」は、2. 3. 4 学年ともに低い傾向にあるが、「7. 教員は学生の主体性を尊重し、考えや意見を十分に聞いてくれた」「14. 指導者の行動や態度から看護師としてのあり方を学ぶことができた」「18. 実習に対して意欲的に取り組んだ」は他の項目に比べ高い傾向にある。

また看護学実習におけるヒヤリハット・事故報告の推移は表 2（資料 4(3)-13）の通りである。事故としては「記録物の紛失」「実習施設に向かう途中の自損事故」「患者の持ち物の破損」が大半を占めている。また、ヒヤリハットは経年的にみると減少傾向にある。内訳は、「指導者への報告の遅れ」「患者の転倒リスクに関するもの」「学生の自己判断に起因するもの」など多様である。

看護学実習に関しては、平成 20 年 4 月 1 日から臨地教育の指導体制の充実を図ることを目的に、臨床教授・講師制度が設けられており、年 1 回、本学にて看護学の教授と臨床教授とが懇談し、実習指導における課題を共有し、次年度の実習指導体制の充実につなげていけるようにしている。

また、年度末には実習協議会を看護学分野ごとに開催している。従来は実習結果の報告が中心となっていたが、平成 25 年度からは、臨地実習指導に関連するテーマを設け、教員と指導者でグループ討議を行うように変更した。平成 26 年度からはグループ討議と同時に、看護管理者と学長、実習運営委員長が実習指導に関する管理者間での検討会を開催し、実習における種々の問題や課題を共有している。

#### <看護学研究科>

学生による授業評価を実施している。評価者が特定されないように、5 名以上の授業に限定している。結果は、各教員にフィードバックして教育内容などを点検・評価する資料として活用している。さらに研究科委員会で授業評価の結果を共有している。

## 2. 点検・評価

### ●基準 4 [3]の充足状況

看護学部および看護学研究科のいずれにおいても、教育目標を達成するために必要なシ

ミュレーション教育やCOC事業による地域連携教育、および論文指導体制の充実などさまざまな教育上の工夫を取り入れている。また看護学部では担任、看護学研究科では主指導教員が中心となり、学生個々に応じた必要な学習指導体制を確立している。よって「教育方法および学習指導は適切か」については、基準を満たしていると考えられる。

「シラバスに基づいて授業が展開されているか」については、客観的に点検・評価を実施できておらず、基準を満たしているとは断言することはできない。しかし学生の授業評価の自由記述内容などにシラバスに基づいていないという回答がみられないことから、概ね基準を満たしているのではないかと考えられる。

看護学部・看護学研究科ともに成績評価は授業科目毎にシラバスに記載した方法で適切に実施されている。また単位認定に関しては、いずれも学則や履修規程の中に、必要な出席日数や基準が記載されており、それに沿って適切におこなわれている。よって「成績評価と単位認定は適切に行われているか」に関しては、基準を充足している。

「教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか」に関しては、看護学部・看護学研究科ともに、学生による「授業に関する調査」を授業最終回に実施し、その結果を教員に返却するとともに、教務委員会・教務小委員会での結果の共有により、教育成果の検証と今後の改善に結びつけており、基準を充足している。

#### ①効果が上がっている事項

<1>シミュレーション教育を導入している授業における学生アンケートでは、肯定的な意見が多かった。具体的には紙上事例や学生同士、および住民ボランティアでは再現できない異常な病態の設定が可能なのが、より臨床の場に近い状況での学生の学びにつながっていることがわかり、効果的な学習方略であるといえる。

<2>授業方法研究会を開催し、新たな教育方法や、他の教員の効果的な授業方略を学ぶことで、自分の授業の参考にする良い機会となっており、アンケート結果からも有益であったと回答している割合が非常に多く、効果的であると考えられる。(資料4(3)-14)

<3>実習運営委員会主催の臨床指導者研修会および、本学教授が指導者となり、神戸市の市民病院群の臨床指導者を対象とした研修会を定期的に開催している。それにより臨床指導者が学生の傾向や具体的な実習指導方略を学び、それを本学学生の実習指導に活かすことができるようにしているが、実施後のアンケート結果においても高評価を得ている

<4>市民病院群との実習協議会のあり方については、平成25年度から方法を変更し、従来の報告中心の内容から、情報共有や問題点、課題解決についての話し合いにしたことは、教員および実習指導者いずれからも次年度につながると、良好な反応であった。

<5>看護学研究科における研究指導・学位論文作成指導は、複数指導体制を取り、充実した指導が実施されている。また指導教員の資格も明確化され、必要十分な教育が可能な教員が指導にあっている。さらに博士後期課程の院生の支援のため実施している「研究報告・交流会」では、参加した院生の評価から、研究を進める刺激を得ること、専門分野を超えた広い視野をもつこと、情報交換ができることなど、期待した成果が上がっていることを確認している。

#### ②改善すべき事項

- 〈1〉シラバスに基づいた授業が展開されているかについては、看護学部、看護学研究科ともに、学生による「授業に関する調査」の質問項目に含めておらず、具体的な評価ができていないことは改善を要する。
- 〈2〉成績評価方法は、A、B、C、Dの4段階評価のみであり、学生が成績を適切に自己評価し、目標を考える上でも現状の成績評価方法では各評語の数に頼るしかなく、限界があるため改善を要すると考える。
- 〈3〉通常の教育方法や学習指導だけでは十分な効果をあげることができず、単位取得困難な学生に対しては、教員もどのように対応すれば良いのか戸惑っている現状が見受けられている。したがって今後は個々の教員の工夫だけではなく、教職員が連携して情報交換や相談をしながら、各学生の個別性に応じた対応ができるような仕組み作りを検討する必要がある。
- 〈4〉資料4(2)-7で示したように、単位取得できずに少なくとも1科目以上、再履修となる学生が全年度で約20-30名(約5~8%)いる。現状では個々の教員の成績評価に問題はないと判断していると述べたが、教員間では再受験扱いにするかどうかの判断基準は異なっており、それに対して一部学生から不満の声が聞かれている。しかし本学は教員の成績評価に関して、学生からの異議申し立て制度を持っていないため、学生が成績評価及び単位認定に疑義を感じた場合にも直接担当教員に質問や確認をするにとどまっている。あるいは直接担当教員に質問することを躊躇し、疑義を抱えたまま悶々としている可能性が考えられる場合があるため、こうした状況に対しての改善策が必要と考えられる。
- 〈5〉平成24年度カリキュラムにおける実習指導体制については、学生数の増加と近隣の看護系大学の新設などに伴い、実習で利用可能な施設確保がますます厳しくなっているため、全ての看護学分野において今後は、新規実習施設の開拓も視野に入れた実習施設確保をおこなっていく必要がある。
- 〈6〉看護学実習に関する授業評価は実習時期をもとに年4回実施しているが、結果の分析と課題への対策を委員会で検討し、タイムリーに実習指導に十分活用できるまでには至っていない。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

- 〈1〉シミュレーション教育導入科目については学生の学習効果があがっているが、導入している科目はまだ限定的である。よって可能な限り導入科目を増やせるように、シミュレーション教育の効果と導入方略についてより多くの教員の理解が得られるようにしていく。シミュレーション教育についてのさらなるFDの実施、授業内だけでなく学生が空いている時間に自由にシミュレーターを触ってトレーニングできるシステムの確立をおこなっていく。
- 〈2〉授業評価研究会は効果的であるが、年に1回程度しか実施されておらず、年間計画として定期的にFDの一環として実施回数も適切さも評価しながら、取り入れていく必要がある。
- 〈3〉臨床指導者講習会や市民病院群の臨床指導者を対象とした研修会においては、アンケー

ト内容や実際に研修会の自己評価により、指導者のニーズを抽出し、それに沿った内容を提供し、さらなる実習指導者の能力向上に向けていく。

- 〈4〉市民病院群との実習協議会のあり方を、報告中心の内容から、情報共有や問題点、課題解決についての話し合いに変更したことが効果をもたらしており、この方法は今後も継続して採用していく。
- 〈5〉看護学研究科における研究指導・学位論文作成指導は複数指導体制を取り、充実しているが、指導教員以外でも専門的な知識を有している教員もいることから、可能な限り必要に応じて指導教員以外からも指導を受けることができるような体制を検討し、より効果的な指導体制を目指す。

#### ②改善すべき事項

- 〈1〉看護学部、看護学研究科ともに、学生による「授業に関する調査」の質問項目に、シラバスに基づいた授業が展開されているかどうかを尋ねる内容を追加することを教務委員会、および教務小委員会で検討し、決定機関である拡大教授会、研究科委員会において審議する。
- 〈2〉成績評価方法は、A、B、C、Dの4段階評価であり、特にAに関しては、80点から100点までの20点もの開きがあっても、それをランク付けすることはできない状況にある。これに関しては、平成28年度から、より適切な成績評価方法といわれているGPA(Grade Point Average)制度を導入することが平成27年10月の拡大教授会で決定した。(資料4(3)-15) これにより各学期や入学時からの累積のGPAが算出されることから、担任教員が学生の学習状況の変化などを評価しやすくなり、学習指導に活かせるというメリットも出てくると考えられる。また保護者や学生自身も成績を自己評価しやすくなり、自主的な学習計画の変更・修正が可能になると考えられる。
- 〈3〉通常の指導ではなかなか効果が見られない学生に対する理解や対応に関して、教員側の理解を深める必要があり、FDを計画的かつ継続的に行うなどの方策をとる。同時に個々のこうした学生に対する対応方法について、多くの教員の意見などを参考にし、より効果的な方略を見出していく。
- 〈4〉成績評価に疑義がある場合で、直接担当教員に話すことができない場合や、話しをしても納得ができない場合など、学生からの異議申し立ての窓口を設立するなどの方策を検討していく。
- 〈5〉実習施設を安定的に確保するためには、計画的に施設との交渉を行い、施設側の情報を共有することが求められる。
- 〈6〉看護学実習における授業評価は、平成27年度からは、授業評価の結果を次期の実習指導に活用できるよう年3～4回を目標に授業評価をフィードバックするしくみを作り実行する。

#### 4. 根拠資料

- 資料4(3)-1 博士前期課程の特別研究・課題研究の指導教員の資格についての申し合わせ(神戸市看護大学規程集2318)
- 資料4(3)-2 博士後期課程の特別研究の指導教員等の資格についての申し合わせ(神戸市看護大学規程集2319)

- 資料 4(3)-3 神戸市看護大学大学院学生便覧(平成 27(2015)年度) 既出資料 1-3 に同じ
- 資料 4(3)-4 神戸市看護大学学生便覧(平成 27(2015)年度) 既出資料 1-1 に同じ
- 資料 4(3)-5 神戸市看護大学履修規程(神戸市看護大学規程集 2403)
- 資料 4(3)-6 実習評価表(例:周手術期・クリティカルケア学実習)
- 資料 4(3)-7 編入学生の単位認定原則
- 資料 4(3)-8 編入学生追加認定の方法と原則
- 資料 4(3)-9 神戸市看護大学大学院履修規程(神戸市看護大学規程集 2404)
- 資料 4(3)-10 神戸市看護大学大学院学則(神戸市看護大学規程集 1107) 既出資料 2-2 に同じ
- 資料 4(3)-11 授業評価アンケート用紙
- 資料 4(3)-12 授業評価(H22~26)(表 4-3)
- 資料 4(3)-13 ヒヤリハット・事故報告(H22~26)(表 4-4)
- 資料 4(3)-14 授業方法検討会アンケート結果
- 資料 4(3)-15 平成 27 年 10 月拡大教授会議事録

## [4]成果

### 2. 現状の説明

#### (1)教育目標に沿った成果が上がっているか

##### <大学全体>

看護学部及び看護学研究科ともに、学生による「授業に関する調査」を継続的に各学期終了毎に実施している。また看護学部の看護学実習に関しては、学生による「看護学実習に関する調査」を各実習終了時に実施している。それぞれの調査の集計結果は、各科目の担当教員および実習担当分野に返却され、教育評価として活用され、翌年度の授業および実習の計画や授業方略の改善に活用している。

##### <看護学部>

平成24年度に新カリキュラムに移行後の「授業に関する調査」中の、「授業の成果」に関する質問項目の平均点は、5点満点で4.08～4.13点を維持している。また平成22年度および平成23年度のカリキュラムにおいては、同様の項目の平均値は、3.88点～4.01点である（資料4(4)-1）。これらの結果から、学生による自己評価ではあるが、全科目を見わたして一定の成果を挙げていると評価できる。

また本学では平成24年度カリキュラムから、教育目標のひとつに「文化的背景を異にする人々とのコミュニケーション能力を培い、国際的視野に立って看護の課題に取り組む態度と行動力を育成する」の項目をあげた。その教育目標を達成するために語学科目の充実、必修科目として「国際看護論」を新設し、選択科目として「海外看護学研修」を導入した。そのため平成24年度より「海外看護学研修」として約2週間の短期留学研修を実施している。研修内容は、医療施設見学、看護英語研修、看護の講義聴講、ホームステイ等である。平成25年度の学生による「授業に関する調査」結果では、「授業の成果」についての質問項目の全体平均点が4.13点のところ、「海外看護学研修」の平均点は4.33点と高得点であり、学生の自己評価では教育目標に沿った成果を上げていると評価できる。

##### <看護学研究科>

教育・研究指導上の効果を測定するために、学生による授業評価を実施している。開講時期についても質問し、開講時期の調整も行っている。また教員からの支援についても尋ね、授業の状況を把握し、大学院研究科委員会で結果の共有を行っている。（資料4(4)-2）平成26年に博士前期課程の全修了生を対象に教育課程に関するアンケート調査を実施し、大学院教育に対する満足度は比較的高いことを確認した。（資料4(4)-3）科目構成については、意見を基に検討している。

#### (2)学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

##### <大学全体>

看護学部及び看護学研究科ともに、学則あるいは大学院学則に卒業または修了要件を規定し、それに基づき学位を授与している。

##### <看護学部>

看護学部では、卒業要件について学則第26条（資料4(4)-4）および履修規程第2条（資料4(4)-5）で規定しており、所定の授業科目および単位数を修得することを要件としている。



平成 24 年度カリキュラムにおける学科目群別の必要単位数は、学生便覧 12-13 頁に明記され、新入生オリエンテーションや学年別ガイダンス等で学生に説明し、周知を図っている。平成 24 年度カリキュラムでの卒業要件は、必修科目 100 単位、選択科目 28 単位、合計 128 単位となっている（資料 4(4)-6）。しかし、学生の休学等の理由により入学年度に応じて平成 23 年度以前の入学生（編入生については平成 25 年度以前の入学生）については、教授会で審議し決定した平成 24 年度カリキュラムへの科目毎の読み替え表に基づき、平成 23 年度以前のカリキュラムの卒業要件で運用している（資料 4(4)-6）。

卒業判定については、卒業見込みの 4 年次生を対象として毎年度 2 月の教授会において行われる。教授会に先立ち、教務委員会において対象学生一人一人について、入学年度に応じた卒業要件を満たしているかどうかを確認し、卒業判定作業をおこなっている。判定作業にあたっては、学生個々に集計されたすべての学科目群の成績データを入学年度の卒業要件に照らして実施している。教務委員会での確認内容を教授会へ提案し審議の上、卒業の可否を決定する。その結果、必要な授業科目の単位をすべて修得し、卒業要件を満たした者については、卒業認定とともに学士（看護学）の学位を授与している。

#### <看護学研究科>

看護学研究科の修了要件は、大学院学則第 17 条に明記している（資料 4(4)-7）。修了所要単位は博士前期課程の研究コースが 30 単位以上、CNS コースが 32 単位から 36 単位以上、博士後期課程が 12 単位以上である。博士前期課程では、それぞれ所定の共通科目、特講、特講演習、専門科目の単位を修得した上で、修士論文など（論文コースでは修士論文、CNS コースでは課題研究論文）の審査および最終試験を受け、合格しなければならない。博士後期課程では、共通基盤科目、専門科目および看護学特別研究の単位を修得した上で、博士論文の審査および試験を受け、合格しなければならない。博士前期課程、博士後期課程とも論文審査の結果については、大学院研究科委員会で報告・審議されるが、最終試験の結果については報告されておらず、審査委員会が把握するに留まっている。

提出された学位論文の審査は、神戸市看護大学学位規程（資料 4(4)-8）および神戸市看護大学大学院学位審査要領（資料 4(4)-9）に則って行っている。審査にあたっては、その透明性および客観性を確保するために、大学院研究科委員会において審査委員会の設置を審議している。また主指導教員は主査にならず、看護学を専門とする副指導教員が主査となり、博士後期課程では必ず学外審査委員を入れることにしている。

本学看護学研究科において、これまでに修士（看護学）および博士（看護学）の学位を授与した人数は資料の通りである。（資料 4(4)-10）

## 2. 点検・評価

### ●基準 4[4]の充足状況

看護学部および看護学研究科ともに、学生による「授業に関する調査」を実施しており、その点数や自由記述内容から教育目標に沿った成果が上がっており、基準を満たしていると評価できる。

看護学部では、入学年度に応じて規定の卒業要件の単位数を取得できているかを、1 名ずつ教務委員会で確認し卒業判定をおこなっており基準を満たしている。また看護学研究科では論文の最終試験の結果を全体で報告されていないが、修了要件の単位数の個別確認

はおこなっているため、概ね基準を充足している状況である。

#### ①効果が上がっている事項

- 〈1〉本学では教育目標に沿って、平成 24 年度カリキュラムより「海外看護学研修」を選択科目として導入した。そのため平成 25 年度より、約 2 週間の短期留学研修を実施したが、現状でも述べたとおり「授業に関する評価」の平均点も高く、研修に参加した学生の満足度は非常に高い。米国の先進的な病院を見学することで、病院管理や設備面での新たな知見を得たり、看護学部のシミュレーション教育の質の高さを実感したり、米国の看護大学生の授業を聴講して、日本との違いを実感したり、多くの学びを得ていると考えられる（資料 4(4)-11）。
- 〈2〉看護学部卒業生の看護師国家試験の合格率は、平成 22 年度から平成 26 年度までの間では平成 23 年度の 97.5%を除いては、すべて 100%であった。また平成 22 年度から平成 26 年度までの保健師国家試験の合格率は、平成 24 年度と平成 26 年度は 100%で、他の年度は 94%から 96%前後であり、いずれも全国平均を上回っている（資料 4(4)-12）。こうしたデータから本学の教育は一定の教育水準が担保されていると評価できる。
- 〈3〉看護学研究科では、前回の大学基準協会の認証評価において、博士前期課程の学位授与人数が平成 17 年より激減していることが指摘された。平成 17 年～20 年までの 4 年間の学位授与人数が 44 名であったのに対し、平成 21 年～26 年度までの 6 年間の学位授与人数は 94 名と改善している。年度によって差はあるものの、博士前期課程では順調に修了生が増えていることは評価できる。（資料 4(4)-10）

#### ②改善すべき事項

- 〈1〉卒業生のうち数名程度は、病院に就職後、適応できずに 1 年以内に職場の移動を余儀なくされ、また離職していく者もいるとのことであり、在学中に可能な限りリアリティ・ショックを少なくするための教育を実施していく必要がある。
- 〈2〉看護学研究科では、博士前期課程、博士後期課程ともに学位論文の合否は、論文審査と最終試験によって行われるが、最終試験の内容はそれぞれの論文審査委員会に任されており、必要十分な内容であるかの検討が必要である。
- 〈3〉看護学研究科において、博士前期課程に比べ、博士後期課程の修了生数が十分ではない。在学期間の長期化および退学する院生が増えてきていることは改善が必要な課題である。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

- 〈1〉現在は米国だけであるが、今後は発展途上国における看護の現状を学び、どのような支援が必要かなどを考えることも重要であり、研修先として東南アジアなども別途含めるように検討を始めている。
- 〈2〉保健師国家試験の合格率は全国平均を上回っているが、全員合格したのは平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間で 2 回のみである。平成 24 年度カリキュラムからは保健師課程は選択制を導入し、20 名という少数精鋭の保健師教育を実施していることから、今後は保健師国家試験の合格率を高めるための、早期からの意識づけと対策を実施して

いく。

〈3〉看護学研究科の博士前期課程の修了生の増加は、平成 24 年度から入学定員を 15 名から 20 名に増やしたことも影響していると考えられる。しかし、専門看護師教育課程を 38 単位制度に変更し、学習内容が膨大で院生の負担が増したためか、休学や退学する学生の数も増えている。したがって、さらなる学習支援の充実化を図り、成果としての学位授与者の増加に結びつけていく。

#### ②改善すべき事項

〈1〉看護学部の学生に対するリアリティショック対策としては、総合実習において臨地の現場スタッフのチームの中に入って、新人看護師に近い形態での実習を実施しており、それなりの成果をあげているが、現状の総合実習にはリアリティショック緩和以外にも多くの要素を詰め込み過ぎている。よって今後、総合実習の目的について再度検討していく。

また新人看護師として働いている卒業生を対象にホームカミングディを実施し、自主的に悩みなどを話し、思いを共有することができる場を設けているが、リアリティショックを感じている卒業生が必ずしも参加するとは限らないため、大学と病院が連携してこうした卒業生の悩みを聴ける体制を整えていく。

〈2〉看護学研究科の学位論文の可否に関する最終試験の内容を具体的に報告書としてまとめるようにし、それを教務小委員会で共有し、必要十分な内容であるかを評価し、今後の最終試験のあり方を検討していく。

〈3〉博士後期課程の学生の指導状況について、指導委員会および研究科員会で進捗状況を報告することなどの方策によって、円滑な学位授与を目指す。

#### 4. 根拠資料

資料 4(4)-1 学部授業評価結果

資料 4(4)-2 大学院授業評価方法及び大学院研究科委員会議事録

資料 4(4)-3 大学院研究科委員会議事録(博士前期課程の修了生対象 教育課程に関するアンケート調査結果)

資料 4(4)-4 神戸市看護大学学則(神戸市看護大学規程集 1106) 既出資料 1-2 に同じ

資料 4(4)-5 神戸市看護大学履修規程(「神戸市看護大学規程集 2403) 既出資料 4(3)-9 に同じ

資料 4(4)-6 神戸市看護大学学生便覧(平成 27(2015)年度) 既出資料 1-1 に同じ

資料 4(4)-7 神戸市看護大学大学院学則(神戸市看護大学規程集 1107) 既出資料 2-2 に同じ

資料 4(4)-8 神戸市看護大学学位規程(神戸市看護大学規程集 2401) 既出資料 4(1)-5 に同じ

資料 4(4)-9 神戸市看護大学大学院学位審査要領(神戸市看護大学規程集 2402)

資料 4(4)-10 年度別大学院修了者数(表 4-5)

資料 4(4)-11 「海外看護研修」報告

資料 4(4)-12 年度別看護師・保健師国家試験合格率

## 第五章 学生の受け入れ

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生の受入方針を明示しているか

##### <大学全体>

本学は、地域社会における保健・医療・福祉の分野において活躍する看護専門職を育成することを使命としており、そのために、人間を全体として捉える力の育成、他者との関わりを深める支援、看護実践に必要な知識と技術とそれを支える分析的かつ総合的な思考の育成を教育の理念として掲げている。さらに看護学研究科では、博士前期課程では変動するヘルスケアシステムに対応できる高度な看護実践、管理、教育能力を有する人材の育成を、博士後期課程では看護学の研究を自立して行い、看護学の発展に貢献できる教育研究者、管理者の育成を使命としている。それぞれにおいて、以下で述べるアドミッションポリシーを掲げ、学生を受け入れている(資料 5-1、5-2、5-3、5-4)。

##### <看護学部>

学部入学生に求める資質は、アドミッションポリシーとして以下の4項目を掲げている。

##### 神戸市看護大学看護学部のアドミッションポリシー

看護学部では、次のような人を求めています。

- ① (看護への指向性) 看護をはじめとして保健・福祉・医療分野に広く関心のある人
- ② (人間を尊重する姿勢) 他社の尊厳と権利を重んじる姿勢を備えた人
- ③ (人と関わる力) 他者に関心を持ち、主体的に関わろうとする意欲を備えた人
- ④ (柔軟な発想と行動力) 柔軟な発想をもって新たな知識を探求し、問題を解決する意欲と行動力を備えた人

このアドミッションポリシーは、平成15年度に導入された後、平成25年度に大学院の教育理念等を検討する際に、学部との整合性を図る必要性から、将来構想委員会において再度検討し確認されたものである。この経過は拡大教授会でも報告された承されている。

アドミッションポリシーは、大学案内(資料5-1)、学生募集要項(資料5-2)、学生便覧(資料5-3)、ホームページ(資料5-4)、に掲載するとともに、オープンキャンパスや各種進学説明会などにおいてこれら資料を用いた説明を行い、周知を図っている。これら媒体の中では、本学への出願資格および入試に必要な試験科目を明記することにより、本学入学に必要なとされる知識等の内容・水準が示されている。

障がいのある学生への受け入れについては、学生募集要項の中で、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする者は事前に申し出て相談を行うことを明記している。これまでに身体に多少の困難がある学生が入学したことはあるものの、通常通り4年間で卒業しており、人員の配置や施設改修などの特段の配慮を必要とする事態は生じていない。

##### <看護学研究科>

看護学研究科の受け入れは、次に示す本学の教育理念に沿ったアドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

本学研究科博士前期課程は、地域に根ざした大学院として、変動するヘルスケアシステムに対応できる高度な看護実践、管理、教育研究能力を有する人材を育成することを使命としている。この理念に基づいて次のようなアドミッション・ポリシーを明示している。

- ・（基本的知識・技術）専攻分野の基本的な知識や技術を有する人
- ・（実践・管理・教育への意欲）高度専門職者・管理者・教育研究者として、看護学や看護実践の発展に貢献する意欲がある人
- ・（論理性・柔軟性・国際性）論理的思考と柔軟な発想、国際的視野をもって探究できる人
- ・（倫理性）倫理的な感受性と想像力をもって行動できる人
- ・（協調性・積極性）協調性をもって積極的に意見を表明することができる人

また研究科博士後期課程は、看護学分野で理論的に基盤の構築を目指す研究や実践思考の研究を追求して行い、地域社会および看護学の発展に貢献することのできる教育研究者、管理者の育成を使命としている。この理念に基づいて次のようなアドミッション・ポリシーを定めている。

- ・（研究能力）看護学の基本的な研究能力を有し、自立して創造的に研究に取り組む姿勢を有する人
- ・（教育研究への意欲）教育研究者として看護学の発展に貢献する意欲がある人
- ・（実践開発への意欲）新しい看護実践モデルや看護提供システムの開発に意欲がある人
- ・（論理性・柔軟性・国際性）論理的思考と柔軟な発想、国際的視野をもって探究できる人
- ・（倫理性）倫理的な感受性と想像力をもって行動できる人

これらのアドミッション・ポリシーは平成 25 年度に将来構想委員会で検討し、拡大教授会でも報告され了承されたものであり、平成 26 年度から導入されている。

## (2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか

### <大学全体>

本学の入学者選抜試験は、学部は編入学入試、推薦入試、一般選抜前期日程および一般選抜後期日程の 4 種類、大学院は博士前期課程と博士後期課程の 2 種類の入試を実施している（この他に助産学専攻科については別途入試を行っているが省略する）。入試の実施に関する具体的内容は、学部入試は入試委員会、大学院入試は入試小委員会が所掌し、事務局は学務係が担当している。また、問題作成を主とした入試管理に関する内容は、入試管理委員会を設置して所掌している。学生募集の広報に関しては、広報委員会が中心となり、学部の入試委員会と大学院の入試小委員会の協力のもと、教職員および一部学生の参加を得ながら活動している

### <看護学部>

#### ①募集について

学部生募集の取り組みとしては、以下の項目が挙げられる。

##### (1) ホームページ

ホームページは、その即時性と汎用性から重視しており、トップページに入試情報のバナーを設け、そこから入試概要、オープンキャンパス、資料請求、看護学部入試、（助産学専攻科入試）、大学院入試、科目等履修生・聴講生募集の各情報にアクセスできる。これら情報は年度が変わっても可能な限り早期に新たな情報に更新するように心がけている。

## (2) オープンキャンパス

オープンキャンパスは、高校生の参加しやすい7月末から8月上旬の土日2日間を利用して実施している。当日は、キャンパスツアー、体験コーナー、先輩コーナー、入試相談コーナーなどを設定するとともに、本学で使用している教科書の閲覧や模擬講義の開催、教員の研究活動の公開（学会発表済みのポスターの展示）などを取り入れ、大学生活の具体的な内容を紹介するように努めている。さらに最近は保護者コーナーを設置し、本学ならではの学生生活上の相談を受けている。オープンキャンパスへの出務体制は、学生アルバイトを含めた全学的な教職員の協力を得て行っている。学外からの参加者数は年々増加傾向にあり、それに伴って一般入試での本学志願者数も増加する傾向が見られることから、その有効性は明らかである（資料5-5）。

## (3) 大学案内、入学者選抜実施要項、学生募集要項等

紙媒体としては、以下に示す郵送による配布に加え、各種進学相談会などに持参して活用するとともに、ホームページ上からテレメールによる取り寄せが出来るようになっていく。高等学校向けでは、大学案内、入学者選抜実施要項、オープンキャンパスチラシをセットにして全国2057校に送付し、編入学関係では、大学案内、編入学募集要項、オープンキャンパスチラシをセットにして、全国の看護短大、近畿圏の病院看護部、実習関連施設、専門学校等に配布している。発行部数と配布先は資料5-6に示すとおりである。

## (4) その他

この他に、進学説明会としては、兵庫県看護協会主催による進学説明会、河合塾・朝日新聞主催による全国大学進学相談会（大阪会場および東京会場）、夢ナビライブ（大阪会場）などに参加している。また、高校からの見学は学内見学を中心に随時受け入れており、毎年3～7校、60～160名程度の見学者が訪れている（資料5-7）。また兵庫県下の中学校2年生を対象として実施されている「トライやる・ウィーク」という職場体験では、毎年本学に女子生徒を中心に受け入れており、大学の中を知ってもらうひとつの機会となっている。大学祭である秋のアザミ祭には近隣の住民も参加され、地域住民への宣伝となっている。

## ②入学者選抜方法について

入試業務は本学の最優先事項として全教職員に認識されており、全学体制で実施されている。

入試管理委員会（学長、副学長、学生部長、図書館長、入試委員長、入試小委員長、事務局長で構成）は、入試問題の作題者の選定、出題に関する細かなチェック、試験問題および答案の保管・管理を所掌している。入試問題や答案の保管場所のカギの開閉に当たっては、入試委員長と事務局担当者に加えて上記委員から必ず1名以上立ち会うこととし、不正の防止に努めている。入試委員会は、年間の各入試の具体的な内容についての実施計画（監督者、面接官等の各担当者の選出と実施要領の作成等）を作成し、入試当日は入試本部としてのすべての業務を担当している。

選抜試験の合否判定は、受験者全員を匿名化して順位付けを行った得点一覧表を作成し、入試委員会で内容をチェックした後、全教員の参加する拡大教授会での審議により合否判定を行っている。合否判定では、各試験科目の得点状況や過去の入学辞退者数の実績などを基に、最終合格者数を決定している。合格発表後に入学辞退者が出た場合には、定員数

を確保するために、各試験毎に定めた期限まで追加合格を実施している。

編入学試験は9月上旬に実施し、小論文と面接による試験を行っている。小論文では、看護の専門的知識を問う内容を含めるとともに、英文の出題も含まれており、看護師国家試験受験資格を有するレベルをチェックするとともに、英語と論述の能力を含めた、多面的な能力を見る試験を実施している。

推薦入試は11月に実施し、小論文（英文資料の読解を含む）と面接による試験を行っている。出願資格は、その年度の卒業見込み者で調査書の評定平均値4.0以上の者を1高等学校1名の推薦としており、特に地域を限定すること無く全国から受け入れている。志願者は県内および近畿圏を中心に、最近5ヶ年ではおよそ3.5～4倍の志願倍率で推移しており、あまり大きな変動は見られない。学内では、推薦入試で入学してくる学生は看護へのコミットメントが高いという認識が共有されており、今後も推薦入試は重視する予定である。

一般入試は、センター入試と前期・後期の個別試験を実施しており、各試験の試験科目および配点は資料5-8の通りである。

平成27年度の新高等学校学習指導要領に基づくセンター試験入試の科目変更に際しては、理科の選択科目を「物理」「化学」「生物」から1科目選択に変更することが入試委員会から提案され、拡大教授会で決定された。看護を科学的に実践する上では、これら理系科目のいずれか1科目を全範囲に渡って深く学習することにより、科学的思考の基盤を築くことが大切であると判断し、いわゆる基礎を付した科目の指定は避けることとした。志願倍率に関しては資料5-9に示す通りであり、いわゆる隔年現象（前年の倍率に対し翌年の倍率が逆方向に変化する）が見られるものの、2.5～3.5倍前後の幅で維持してきた。しかし平成24年度から平成27年度にかけては大きな変動が見られた。平成24年度の志願者増加は学部入学定員を15名増やしたことによるものであり、反動で平成25年度には志願者が大きく減少した。特に前期日程の志願倍率は本学創立以来最低の1.67倍に低下した。様々な入試情報を探ってみたが、確たる原因は分からず、大学として危機感を抱いた。しかし翌年の平成26年度には志願倍率が3.28倍に復活し、平成27年度は隔年現象の予想に反して過去最高（創立時の入試を除く）の志願倍率5.75倍となった。

公立単科大学である本学において志願倍率がこのように大きく変動する理由には様々な要因が考えられるが、資格取得が重視される看護大学の場合、遠方の国公立大学への進学と近隣の私学への進学でそれほど経済的な差が見られないことから、私学への進学が増えたとの見方もある。本学は全国的にも看護系大学が多数存在する地域に立地しており、このような流れの影響を受けやすいと考えられる。

入試に関する透明性の確保の点では、ホームページ上に「過去の入試データ」として過去5年分の各入試における志願者数、合格者数、入学者数を掲載している。開示請求に関しては、一般入試では募集要項に開示請求の期間と方法を明示して、請求のあった場合には開示を行っている（資料5-10）。推薦入試については、募集要項に入試の配点を明示していないため、開示は行っていない。

<看護学研究科>

#### ①募集について

募集要項、ホームページ等に、看護学研究科のアドミッション・ポリシー、募集人員、

選抜方法をはじめ、出願資格認定や社会人の修学に関する配慮について明記し、広報に努めている。また学内推薦制度は設けておらず、社会人も含めて幅広く受け入れる方針を取っている。

(1) 募集要項、大学院案内、ホームページ

募集要項は、毎年6月中旬に作成し、大学院案内と共に全国看護系大学・短期大学、兵庫県内の看護専門学校、近畿圏の300床以上の病院、神戸市内保健センター、兵庫県看護協会に発送している。また、本学ホームページへの概要掲載を行っている。

(2) オープンキャンパス

本学では、平成24年度より3月初旬に学部とは別の日程で大学院のオープンキャンパスを実施している。オープンキャンパスでは、参加者に大学院概要、大学院での学び方などについて説明し、その後教員や在籍している大学院生が入試や大学院生活について具体的に相談にのっている。参加者の評価は非常に高い。

(3) 出願資格認定

平成15年度より、大学卒業以外の受験生にも門戸を開き、前期課程の出願資格に、「本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」を加え、資料5-11に示す基準で希望者の審査を行っている。なお、出願資格認定については募集要項、ホームページに掲載している。平成21年度～27年度入学試験の出願資格認定を希望した者および認定された者の実数は資料5-12の通りである。

(4) 大学院設置基準14条特例、長期履修制度の導入

平成15年度より社会人の修学に関する特別措置(大学院設置基準大学院14条特例)を、21年度より長期履修制度(大学院設置基準大学院15条長期にわたる教育課程の履修)を導入し、現職を維持しながら学ぶ意欲と熱意のある臨床や教育の現場にある看護職者を受け入れている。前期課程では年度により14条特例、長期履修制度の適用を受ける学生の数は異なりばらつきが大きい。後期課程では平成23年度以降ほぼ全員が両者共に適用を受けている(資料5-13, 資料5-14)。

(5) 研究生の受け入れ体制

本学は大学を卒業した者、または同等以上の学力がある者を研究生として受け入れている。研究生の在籍目的として、専門看護師または前期課程の修了生が研究を継続したり、博士後期課程の受験を目指すこと等がある。また、本学の大学院博士前期課程の入学資格「大学を卒業した者と認められた者」の出願資格のひとつに、「研究生として1年以上在籍し成果を修めた者」の規定があることから、これを経て博士前期課程の受験を目指す者がいる。平成22～26年度研究生受け入れ状況を資料5-15に示した。この間5名が研究生となり、そのうち1人が博士後期課程に入学している一方、大学院博士前期課程の受験者および合格者はいない。

② 入学者選抜方法について

看護学研究科における選抜に関するすべての決定は研究科委員会で行っている。選抜試験の計画と実施(入試日程の確認、学生募集要項の作成、実施のための準備、実施体制案作成、入試当日の運営、合否案作成)にかかわる業務は、研究科委員会の承認を得て研究科委員会に設けられている入学試験小委員会と事務局とで行っている。

学力試験の作題委員は入学試験小委員長も委員を務める入学試験管理委員会で決定され、



試験問題の点検は研究科長（学長）が行っている。しかし、前期課程の専攻分野が平成 28 年度から現在の 11 分野から 13 分野に増えることから、研究科長だけでこの点検作業をする体制については検討が必要である。

学力試験の採点は、副学長もしくは入学試験小委員長の立ち会いのもとで、受験者氏名等が伏せられた答案を作題委員が採点し、複数名の監視下で集計し、総合点で順位付けしたうえで、受験番号と志望分野のみを記載した合否判定資料を作成している。この合否判定資料をもとに入学試験小委員会で合格者案を作成し、研究科委員会で合格者を決定している。

大学院入学者募集定員は、平成 27 年度までは前期課程 20 名、後期課程 3 名であったが、28 年度から助産学専攻科が大学院教育（助産学実践コース）に移行するため、募集定員は助産学実践コース 8 名を含め合計 28 名となる。入学試験は毎年 8 月最終週に実施しているが、助産学実践コースの認可が平成 27 年 8 月になることから、助産学実践コースのみ 28 年度入試を 10 月に実施し、29 年度入試から他の前期課程と同じ日程で実施する予定である。

選抜方法は、前期課程、後期課程ともに、学力試験、面接および出願書類による総合判定としている。学力試験は、外国語（英語）と専門科目（看護学）の 2 科目である。後期課程の専門科目は看護学一般から出題し、前期課程の専門科目は志望する専攻分野から出題している。面接は、専攻分野の教授を含む研究科教員複数で行い、定められた評定表に従って評価している。学力試験で基礎的・専門的な研究能力を判断し、面接結果ならびに志願理由書等の出願書類を加えた総合評価により、合否判定を行っている。また本学看護学研究科の教育理念およびアドミッション・ポリシーと入学志願者の準備状態や研究目的との整合性を図るため、出願に際して当該専門分野の担当教員と事前面談をするよう募集要項等に明記している。

### (3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

#### <大学全体>

現在の本学の収容定員は 464 名で、内訳は学部定員 400 名（うち編入学生 20 名）、大学院博士前期課程 40 名、博士後期課程 9 名で、助産学専攻科 15 名である。平成 23 年度までは学部定員 400 名（うち編入学生 80 名）、大学院博士前期課程 30 名、博士後期課程 9 名、助産学専攻科 15 名で、総計 454 名であったが、平成 24 年度に編入学定員を 60 名削減したため、学部入学生を 320 名から 380 名に、大学院博士前期課程 30 名を 40 名に変更した。

なお、平成 17 年度に開設された 1 年制の助産学専攻科（定員 15 名）は平成 27 年度をもって閉校し、平成 28 年度より大学院博士前期課程で 2 年制の助産学実践コース（定員 16 名）に変更予定である。これに伴い、収容総数は 465 名に変更予定である。これらの変更は、将来構想委員会で審議され、教授会で決定された。

#### <看護学部>

学部の入学定員のうち、学部新生については平成 24 年度より 95 名に増えた。そのため、看護学実習担当教員からは実習施設の学生の受け入れ人数との関係から、極力 95 名の定員を守ってほしいとの要望が出されている。過去 5 年間の実績としては、ほぼ入学定員

に沿った入学者を確保してきており(資料 5-8)、入学者数の増減による支障は来していない。学部の過去 5 年間の在籍学生数の変化は資料 5-16 に示すとおりであり、収容定員 400 名に対して、371 名(93%)～416(101%)の範囲で推移している。

過去 5 年間の編入学生の受け入れ状況は資料 5-17 に示すとおりである。編入学制度は平成 10 年度に始まり、当初は主に短期大学出身者への学士取得および大学院進学への道を開くことを目的として入学定員 40 名(収容定員 80 名)という全国的に最大規模の定員でスタートした。その後平成 11 年度の学校教育法(82 条の 10)の改正を受け、平成 12 年度より専修学校卒業者も受け入れている。四年制看護大学の増加と看護系短大の減少に伴い短期大学出身者の編入学志願者が減少するとともに、臨床経験の無い専修学校卒業見込みの受験生が増加し(資料 5-18)、それに伴う編入学生の学力低下が問題視されるようになった。そのため平成 24 年に編入学定員を大幅に削減し、入学定員 10 名(収容定員 20 名)として現在に至っている。削減した入学定員 30 名分の定員は、推薦入学定員を 5 名増やして 20 名とし、一般選抜の入学定員を 15 名増やして 95 名とし、さらに大学院博士前期課程の入学定員を 5 名増員し 20 名とした。編入学を除く学部定員の増員は、実習施設の受け入れ体勢との関係でぎりぎりの選択であった。

編入学に関しては、志願者の多くが複数大学の編入試験に併願しており、本学に合格しても入学辞退する者が多数出る傾向にある(資料 5-19)。場合によっては追加合格でかなり順位の高い者まで追跡するケースも見られ、合格者数の決定には毎年苦慮している。平成 27 年度には、合格者 12 名中半数の 6 名が入学辞退したため、最終的に入学者は 6 名となった。

#### <看護学研究科>

平成 22 年度以降の志望者数、合格者数を資料 5-20 に示した。本学は平成 24 年度に編入学生の定員を 40 名から 10 名に減員したのに伴い、前期課程の定員を 15 名から 20 名に増員している。したがって平成 27 年度現在の看護学研究科の入学定員は、前期課程入学定員 20 名、収容定員 40 名(平成 28 年度から入学定員 28 名、収容定員 56 名)、後期課程入学定員は 3 名、収容定員は 9 名である。

全体としての受験者応募状況はおおむね堅調であるが、平成 25 年度以降の博士前期課程についてみると、平成 24 年に定員が増えているのにも関わらず、十分な受験者数・合格者数が確保できていない年度がある。また本学大学院の入学者は他大学(含む専修学校)の卒業生が多く、年度によって本学卒業生が 1 名にとどまることもある。博士後期課程は 2～3 倍の志願者で、成績も優秀であることから年度によっては入学定員を若干上回る入学者数になっている。

平成 27 年 4 月現在の在籍学生数は、前期課程 46 名、後期課程 24 名でいずれも収容定員を大きく上回っている(資料 5-21)。これは、前期課程では出産等での休学や、長期履修制度の利用者が多いことによる。また後期課程では働きながら学ぶ学生が多いことから、仕事との両立困難による休学や長期履修制度の利用者が多いためである。

退学は、前期課程では 23 年度 1 名、24 年度 3 名、25 年度 4 名、26 年度 3 名であり、退学理由は、健康状態、家庭の事情、自信喪失、仕事との両立困難、など多様である。後期課程では、26 年度の 4 名であり、その理由はほとんどが学業と仕事との両立困難であった。

#### (4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受入方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

##### <大学全体>

学部の入学者選抜に関する具体的な検証は入試委員会が、研究科の入学者選抜に関する検証は入試小委員会が行っている。両委員会とも毎年前年度の入試の検証を行うとともに、選抜方法や実施方法などに重要な変更が必要になった場合には、それぞれ拡大教授会および研究科委員会に諮って決定している。

##### <看護学部>

年間を通した学部入試の総括は、毎年4月の入試委員会において前年度のすべての入試結果をまとめた資料を基に、その年度の検証を行うとともに次年度の課題を検討している。入学後に何らかの理由で休学や退学に至る学生が一定数散見されることから、入試においては特にアドミッションポリシーの「看護への指向性」と「人と関わる力」に関して、面接でしっかりと確かめる必要性が議論されている。平成25年度には面接の評定項目を一部変更して、アドミッションポリシーをより一層反映したものにするなどの対策を取っているが、必ずしも本質的な解決にはつながっていない。

またさらに根本的な内容として長年論議されてきている課題が面接の取り扱いである。面接廃止論と面接活用論が常に議論され、平成23年と平成25年度に全学教員を対象としたアンケート調査を行いながら議論を重ねているが、いまだ結論に至っていない。教育実行会議の提言による新しい入試制度では、個別試験における面接の重要性も述べられていることから、2020年度のスタートに向け、面接の取り扱いについてより真剣に論議を重ねる必要がある。

##### <看護学研究科>

年間を通した看護学研究科の受け入れに関しては、毎年3月の入学試験小委員会でその年の検証を行い次年度の課題を検討している。入学試験問題の作題は学内の教員が行い、点検は研究科長（学長）が行っており、今まで作題ミスはない。しかし、前期課程の専攻分野が平成28年度から現在の11分野から13分野に増えることから、研究科長だけでこの点検作業をする体制については検討が必要である。

募集に関しては入学試験小委員会が中心となり広報委員会と連携しながら課題を検討し、改善に当たっている。近年十分な受験者数・合格者数が確保できていない年があるため、広報のあり方について検討を続けていく必要がある。

## 2. 点検・評価

### ●基準5の充足状況

学生の受け入れ方針については、学部、研究科ともにそれぞれの教育理念に基づくアドミッションポリシーを掲げており、これらの内容は大学案内やホームページ、オープンキャンパスをはじめとする各種媒体や機会を通して周知しており、基準を満たしている（資料5-1、5-2、5-3、5-4）。

学生募集および入学者選抜に関しては、学部は編入学入試を含めて4種類、研究科は前期・後期の2種類を実施し、それぞれにおいて各種媒体を通じた学生募集を行うとともに、

アドミッションポリシーに沿った選抜試験を実施しており、基準を満たしている。

また、学生の定員管理については、学部では、毎年ほぼ定員に沿った入学生を受け入れるとともに、在籍学生についても 93%～101%の範囲で推移しており、基準を満たしている。研究科においては、年度によって定員を割っている年もあるが、概ね基準を満たしている。

これらの学生の受け入れに関する事項については、学部の入試委員会、研究科の入試小委員会を中心に年度毎に入試の総括を行い、必要な課題の抽出と対策の検討を行っており、基準を満たしている。

### ①効果が上がっている事項

#### <看護学部>

<1>学部学生の受け入れに関しては、編入学を除けばほぼ募集定員に沿った学生の受け入れが実施できている。学部学生の受け入れが順調に推移している要因の一つには、広報活動の効果が挙げられる。特に本学の場合、実際にキャンパスを見学した受験生からの評価が高く、志願者の多くがオープンキャンパスを体験して本学を選んでいることがうかがえることから、今後もオープンキャンパスを初め、高校生大学見学の受け入れや大規模大学案内イベントへの参加を継続し、これら広報活動を積極的に活用することが必要である。

<2>平成 27 年度センター試験の理科の科目指定においては、本学の科目指定（「物理」「化学」「生物」から 1 科目選択）に加えて基礎を付した科目も選択可能とする看護系大学が多かった。そのため、受験生にとっては本学の科目指定では選択範囲が狭まり、志願者数の減少につながるのではないかと危惧された。しかし結果的には開学以来の高い志願倍率となり、少なくともこの科目指定が不利に作用してはいなかったと考えている。

#### <看護学研究科>

<1>平成 26 年度から看護学研究科のアドミッション・ポリシーを導入し、募集要項、ホームページ等で明示していることから、受験生にとってどのような準備状態が求められているかより明確になった。募集は、大学院案内、募集要項などを全国の看護系大学に送付しており、ホームページも充実させていることから、特に博士後期課程では近畿圏のみならず中四国、関東など幅広い範囲から応募者が集まっている。平成 24 年度から大学院オープンキャンパスを実施しており、参加後のアンケートではほとんどの人が大変良かったと回答していること、また参加を機に大学院進学の決心を固める者も多いため受験生確保に一定の効果を上げていると思われる。

<2>選抜方法については、その内容・方法を応募者に広く広報し、公正さを期している。また入学試験は、平成 21 年度入試より日程を早め、前期後期を同一日で実施することとしたが、受験者の不利益にならぬように配慮しており、特に大きな問題はなく実施されている。

### ②改善すべき事項

#### <看護学部>

<1>編入学の現状は、推薦入試や前・後期日程の入試を経ずに大学へ入学するための迂回路として利用される傾向が見られ、学生のレベル低下や、多くの入学辞退者による学生数

の安定確保の問題を抱えている。また臨床経験を有する既卒者の学生が減ることで、学部生との交流による教育効果が期待できないなど、学内でも編入学制度の存在意義を疑問視する声が高まっている。元々は短期大学出身者への学士取得および大学院進学への道を開くことを目的としてスタートした本学の編入学制度であるが、20年の経過で社会的ニーズが変化していることを考慮し、制度そのものを再考する必要がある。

〈2〉看護系大学の増加に伴い、各大学で学生確保に向けた様々な取り組みが積極的に行われており、公立単科大学である本学も、少しでも優秀な学生を確保するための方策を考えていく必要がある。これまでも面接の有効性を論じる際などに、入学試験の種類及びその成績と入学後の成績との関係を比較調査したが、これらは必要時に単発的に行った調査であり、これを継続的に積み重ねていく必要があり、入学前後から卒業後の学生に至るまで様々な観点から学生をフォローアップしていく必要がある。

〈看護学研究科〉

〈1〉本学はH24年度入試から博士前期課程の定員を15名から20名に増員している。しかし、H24年度は受験者数が48名と多かったものの翌年は19名に激減し定員を割っている。またH27年度入試において志願者が22名と定員を超えていたにもかかわらず、一定の能力を備えた入学者が定員数確保できていない。これらの結果や近隣看護系大学において大学院の設置が予想されることなどを鑑みると、安定的な志願者数および入学者の確保に関しては楽観視できない状況であると考えられる。本学大学院の入学者は他大学（含む専修学校）の卒業生が多く、年度によっては本学卒業生が1名ということもある。したがって今後安定的に優秀な入学者を確保していくには、これまで以上に広報の範囲や方法を工夫し志願者数の増加を図ると共に、本学卒業生の大学院進学を増やしていくことが不可欠と考えられる。

〈2〉現在試験問題の点検は研究科長（学長）が行っている。しかし、前期課程の専攻分野が平成28年度から現在の11分野から13分野に増えることから検討が必要である。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

〈1〉志願倍率は、募集定員の変更やセンター試験の入試科目の変更などもあり、ここ数年大きな変動があり今後の予測が難しい状態である。近年の看護系学部の高い人気と公立大学の授業料の安さのため、看護系公立単科大学の本学は学生募集において有利な立場にあると言える。しかし、一般入試における過去最低の志願倍率を経験（平成25年度前期日程の1.67倍）したことを踏まえれば、今後の学生確保に対してはより高い意識を持つ必要がある。そのためにも、合格した学生の入学後の追跡調査を継続的に実施するとともに、志願倍率の高低と成績への影響について確認し、優秀な学生の安定的な確保への手立てを考えていく必要がある。

〈2〉センター試験の科目指定については、現状では大きな変更の必要はないと考えるが、入学後の学生の成績を追跡しながら、その効果の有無を検証するとともに、今後の受験動向に対して引き続き注意深く見ていく必要がある。さらに2020年度導入が想定される「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」とそれに対応した個別学力試験の内容につ

いて、順次対応策を講じていく必要がある。

<看護学研究科>

<1>学生の募集に関しては、博士後期課程で近畿圏以外からの受験生が集まるなど一定の成果を挙げており、現状の募集方法を基本として継続していく。特に平成 24 年度から開始した大学院オープンキャンパスは、参加者からの評価も高く受験生確保にも繋がっていることからさらに有効活用を図る。

<2>選抜方法に関しては特に大きな問題はなく、現状の方法を継続する。

②改善すべき事項

<看護学部>

<1>現状の編入学制度については、改廃を含めたレベルで設置者との協議を深め、抜本的に検討する。

<2>入学前後から卒業後の学生に至るまで様々な観点から学生を継続的にフォローアップするためには、教務委員会や学生委員会の所掌する内容と入試委員会の所掌する内容を総合的に検証していく必要があり、大学における諸活動の情報の一元管理、いわゆる Institutional Research (IR) の視点を取り入れることが求められている。これまでは学生の情報を管理する学務システムが非常に古い汎用コンピュータを基礎としていたためデータの取り扱いに制限が多かったが、平成 27 年度中に新たなシステムが導入されるため、新システムを活用し、各種データを包括的に取り扱う体制を整えていく。

<看護学研究科>

<1>博士前期課程において優秀な人材を安定的に確保するため、これまでの広報に加え、本学学部卒業生に向けて大学院入試に関するリーフレットを送付する。また臨床の看護師の参加が多い学会や、応募者が多く集まりやすい全国的な学会で、大学院紹介コーナーを設置するなど広報の範囲と方法を検討していく。

<2>大学院入試問題の点検はこれまで研究科長一人で行ってきたが、平成 28 年度から専攻分野が 13 分野に増えることから、入試小委員長との 2 人体制で行うこととする。

#### 4. 根拠資料

資料 5-1 神戸市看護大学案内 既出資料 1-9 に同じ

資料 5-2 神戸市看護大学学生募集要項 既出資料 1-4 に同じ

資料 5-3 神戸市看護大学学生便覧(平成 27(2015)年度) 既出資料 1-1 に同じ

資料 5-4 ホームページ アドミッションポリシーのページ

[http://www.kobe-ccn.ac.jp/guide\\_college/philosophy/admission\\_policy.html](http://www.kobe-ccn.ac.jp/guide_college/philosophy/admission_policy.html)

資料 5-5 過去 6 年間のオープンキャンパス参加者数と翌年度一般入試志願者数表 5-1

資料 5-6 紙媒体広報資料の配付状況

資料 5-7 過去 6 年間で受け入れた高等学校の学内見学数

資料 5-8 学部入試科目、配点、判定

資料 5-9 過去 5 年間の推薦入試・一般入試の結果

資料 5-10 一般入試における開示請求数

資料 5-11 出願資格認定基準

資料 5-12	大学院入学試験出願資格認定申請者数一覧
資料 5-13	14 条適用者
資料 5-14	長期履修申請状況
資料 5-15	研究生受け入れ状況
資料 5-16	学部在籍者数の推移(各年度 5 月 1 日現在)
資料 5-17	過去 5 年間の編入学入試の結果
資料 5-18	編入学生の出願資格内訳
資料 5-19	編入学における入学辞退者数の推移
資料 5-20	大学院研究科の志願者・合格者・入学者数の推移
資料 5-21	大学院研究科の在籍者数

## 第六章 学生支援

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか

##### <看護学部>

大学全体としての方針は定めていないが、学部学生便覧の「学生生活の手引き」中に、学生が心身ともに安定した快適な学生生活を送ることができるよう修学や学生生活における必要なルールや手続き、授業料、奨学金、施設利用、課外活動、健康管理について説明している。また、学生委員会規程の所掌事項において、学生支援に関する対応すべき事項を掲げ、学生支援に関する課題とその対応については、学生委員会で検討し、必要時拡大教授会で審議し対応を図っている(資料 6-1、6-2)。

##### <看護学研究科>

大学全体としての方針は定めていないが、大学院学生便覧の「学生生活の手引き」中に、学生が心身ともに安定した快適な学生生活を送ることができるよう修学や学生生活における必要なルールや手続き、授業料、奨学金、施設利用、課外活動、健康管理について説明している。また、学生小委員会規程の所掌事項において、学生支援に関する対応すべき事項を掲げ、学生支援に関する課題とその対応については、学生小委員会で検討し、必要時研究科委員会で審議し対応を図っている(資料 6-3、6-4、6-5)

#### (2) 学生への修学支援は適切に行われているか

##### <看護学部>

平成 13 年度より導入しているクラス担任制は、一人の教員が 1 クラス約 20 名を担当するもので、2 年間持ち上がり制としている。クラス担任は、成績の返却や面談を通じて受け持ち学生を把握し、学習上の問題を抱える学生に対しては、履修指導や相談に応じている。

##### ① 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

資料 6-6 (表 6-1) に示すように、休学者、退学者は全学年にみられ、平成 23 年度より学部定員を 80 名から 95 名に増員した影響もあり、前回の点検評価時より増加傾向にある。休学・退学の理由としては、進路変更が多く、その場合、休学し進路熟考の後に退学に至るケースもある。休学者も全学年にみられ、休学の理由は、看護への適性に関する進路熟考、病気療養と経済的困難である。

##### ② 補修・補充教育に関する支援体制とその実施

授業単位数当たりの授業時間数が不足する科目は、当該科目を担当している教員が前期、後期の後半に設定されている補修期間を使って、授業内容の不足分を補っている。また、看護技術を習得する際に、学生間の個人差が大きい為、学外実習前に看護技術力を一定の水準に到達させる目的で、授業担当教員(助教)が中心となりオフィスアワーを設定し、個別/グループで学生に技術の補充教育を行っている。さらに、卒業前にも技術の補充教育を行っている。

##### ③ 障害のある学生に対する修学支援措置の適切性



身体に障害のある学生は過去にはあったが、程度が軽く、授業に支障なく卒業した。ここ数年間、発達障害、もしくは発達障害の可能性のある学生が複数入学している。したがって、教職員の発達障害学生への理解を促す目的で、FD研修会や、学校カウンセラー、健康管理室職員、関係教職員によるグループ会議の開催等、発達障害のある学生への対応策を検討している。

#### ④奨学金等の経済的支援措置の適切性

##### a) 奨学金

資料 6-7 (表 6-2) に平成 22 年度以降の日本学生支援機構奨学金の貸与状況を示した。資料 6-8 (表 6-3) に平成 22 年度以降の奨学金の給付状況を示した。奨学生の推薦は、日本学生支援機構から示される基準に添って、学生委員会で推薦順位を決定するために審査を行い、拡大教授会で報告している。必要に応じて、面接も実施している。

その他に、神戸市看護学生修学資金制度があり、卒業後神戸市立医療センターに勤務する意思のある学生に対し貸与している(資料 6-9: 表 6-4)。

##### b) 神戸市授業料減免制度

「神戸市立学校の授業料等に関する条例」および「神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則」の主旨に則り、在学生全体の授業料収入額の 3% の範囲内で、運用している。申請者数ならびに採用数を資料 6-10 (表 6-5) に示した。

##### c) アルバイトの紹介

アルバイトの紹介(斡旋)は行っていないが、公共機関等信用のおける団体から求人があった場合は、学生会館の掲示板等で知らせている。例えば、夏季休業中等の病院でのパート職員募集は、学生のインターンシップの意味もあって、病院と協力しながら積極的に紹介している。また、アルバイトにふさわしくない職種についても学生便覧に記載し、ブラックバイトに関する特別講演会(学生委員会主催)を開催し、注意を促している。

隔年で行っている「学生の健康と生活に関する調査」に基づいて学生のアルバイト率の現状を資料 6-11 (表 6-6) に示す。平成 23 年度、25 年度は、全学生の 70~80% がアルバイトをしており、前回の点検・評価時とほぼ同様である。週あたりの時間数は 11~15 時間がピークであり、アルバイトは学業に支障をきたすと感じている学生が 47% いた。

アルバイトを行う主な理由は、前回点検・評価と同様に「教養・娯楽費を得る」が 47.5% と最も多く、次いで「学費・生活費を得る」20.8% となっていた。

#### <看護学研究科>

#### ①留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

大学院研究科においては、博士前期課程、後期課程とも、休学者、退学者が増加傾向にある(資料 6-12: 表 6-7, 資料 6-13: 表 6-8)。

博士前期課程においては、平成 22 年度からの 5 年間で休学者 15 名、退学者 11 名であり、休学の理由については、介護、出産・育児が最も多く、次いで経済上の理由、進路熟考であった。半数以上の学生は復学しているが、約 3 割の休学者が退学していることから、休学時の理由が解決せず、学業継続困難な状況になったことが推察される。平成 21 年度より長期履修制度を開始し 2 年間で学業との両立が困難な学生については、時間をかけて学業に取り組める状態が作れるよう配慮している。なお、博士前期課程学生の当該制度の利用率は 20.2% であった。

博士後期課程における休学者は、この5年間で14名、述べ38件の申請数であり、多くの学生が複数回休学している現状である。博士後期課程開設以来、38名が入学し、平成26年度末で修了年限を迎えた平成22年度までの入学生21名のうち、修了に至ったのは10名（修了率47.6%）、退学が4名、現在も在籍が7名である。この7名の平均在学期間は6.14年である。休学理由の多くは仕事と学業の両立困難であり、81.1%を占めていた。このように在学期間が伸びている学生が多く、そのうちに在学期間が満期となって、退学せざるを得ない状況に陥る可能性もある。なお退学者は平成26年度に初めて現れ、いずれも休学を経て退学となった。

大学院学生の休・退学については、主指導教員が主に対応しており、学生小委員会にて休・退学理由の確認を行い、研究科委員会で審議を行っている。休学者を減らし、円滑な学修に向けた支援として、学生間の情報交換や交流を促す目的で大学院新入生向けの在学生・教員との懇親会（平成26年度～）や、博士論文計画書発表会（平成25年度～）なども開始した。

## ②奨学金等の経済的支援措置の適切性

### a) 奨学金

日本学生支援機構奨学金の貸与状況は、資料6-14（表6-9）の通りである。日本学生支援機構奨学金は、基準を満たしていれば給付・貸与されるため、学生の希望はほぼ満たされている。その他、地方公共団体や民間奨学金の貸与を受けた学生はいなかった。

### b) 授業料減免制度と長期履修制度

平成22年度に1名、25年度後期に1名、26年度前期および後期でそれぞれ1名の授業料減免が認められている（資料6-15：表6-10）。長期履修制度への申請は、博士前期課程では5年間で17名（申請率35.0%）の申請があり、うち3名が4年の申請であった（資料6-16：表6-11）。博士後期課程では15名（申請率75.0%）の学生が申請を行っており、博士前期・後期課程ともすべてが採用されている。申請の理由については職業を有しているがほとんどであり、次いで育児・介護のためであった。

## (3) 学生の生活支援は適切に行われているか

### ①学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

#### <大学全体>

保健室に専任担当職員1名による学部学生・大学院学生の定期健康診断の実施、実施後のフォロー、けがや病気への対応、応急措置、生活指導、ツベルクリン反応検査、麻疹をはじめとする（小児）感染症措置などの感染対策を行っている。健康増進と疾病予防への取り組みとして「保健室便り」等の発行を行い、担当職員は、看護師経験者でもあり、学生の相談相手としての役割も果たしている。

#### a) 保健室利用状況

利用者数（延べ人数）は、ほぼ横ばいで推移しているが、近年、再来者（リピーター）が増え、延べ件数は前回の点検評価時と比較して約100件増加している（資料6-17：表6-12）。相談のために来室することが多く、学内での心理面での相談場所としての機能も果たしている。さらに、学部学生に対しては5月～6月にかけて心理テストUPI調査（University

Personality Inventory)を実施している。調査結果の対応として、①「死にたくなる」と回答した学生、②25項目以上の自覚症状がある学生、③コメント欄にいじめ等気になる事柄を記載している学生、④保健室での相談を希望する学生、④相談すべきかどうか迷っている学生については、呼び出し、担当職員が面談を行っている。また、必要時、心理カウンセラーにつなぐ対応をしている。UPIに関連した来談者数は、過去4年間の平均で31名、1年生、2年生に呼び出し対象者数が多い傾向である（資料6-18：表6-13）。

#### b) 健康相談・心理相談

平成25年に実施した「学生の健康と生活に関する調査」の結果によると、悩み・不安・欲求不満や葛藤などで「こころ」が少し不安定～かなり不安定と回答した学生は、77%あり、その反面、健康状態は総合的に良好と感じている学生は77%占めていた。また、心身の相談をしたことのない学生は85%いた。

本学では平成14年から専門のカウンセラーによる心理相談を開始し、平成23年度より週2回（6時間）行っている。また、学生は実習や過密な時間割のなかで相談する機会を逸していることも考え、長期休業中も数回相談日を設けている。

先回の点検評価時には、心理相談件数は30件前後で15人程の学生が複数回訪れていたが、徐々に相談件数が増えている。相談内容は、心理、家族関係、友人関係など多岐にわたっている（資料6-19：表6-14）。本学に特徴的な内容として、看護師への適性についての不安や悩みがある。平成25年度相談件数が増加したのは進路への適性に悩む学生が複数おり、その背景として進路の悩みばかりでなく心理面でも問題を抱えており、カリキュラムの進行状況に合わせて複数回同一の学生をフォローしていく必要性が生じたためである。このように精神的な内容については保健室専任者も相談を受けており、授業あるいは実習を通して把握された精神保健上のニーズが高いと思われる学生に対しては、心理カウンセラー、学生部長、クラス担任、専門の教員が個別に相談にのっている。なかには専門的な治療を必要とする学生もおり、外部の専門機関を紹介している。

#### c) 定期健康診断

学部学生に定期健康診断を行っている。健康診断の受診率は96～98.7%と高率となっている（資料6-20：表6-15）。未受診者は休学者のみである。

#### d) 学生の感染症（小児感染症：麻疹・風疹・耳下腺炎・水痘、B型肝炎、インフルエンザ）対策

本学では感染症予防対策として入学時の小児感染症についても積極的に取り組んできた。具体的には、入学前に小児感染症（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎）の抗体検査を行い、抗体価が低ければ入学前に必要なワクチンを接種するよう勧奨してきたが、平成23年に実習中の学生が水痘を発症し、以後在校生全員の抗体検査及び抗体価の見直しを行い、平成24年から日本環境感染学会院内感染対策ワクチンガイドライン（2007年）に従って抗体価の低い学生はワクチン接種を受けることとした。また、実習では個人感染症データが記載された抗体価カードの携帯を義務付けた。平成25年度より新入生に対し入学時にワクチン歴の証明書の提出を求めている。さらに、平成26年度から新入生全員に小児感染症抗体価検査とB型肝炎の検査を入学時の健康診断で実施している。

インフルエンザ対策については、それまで流行期におけるワクチン接種を勧奨してきたが、平成26年度に実習中の学部学生にインフルエンザ発症があったことから、対応策を見

直し、実習を行う学部学生全員にワクチン接種の積極的勧奨と接種確認を行うこととした。

#### e) 学生生活に関する満足度アンケートの実施とその活用

本学では、2年ごとに「学生の健康と生活に関する調査」を学部学生全員に行っている。内容は、生活習慣、健康状態、学生生活・学業についてである。平成25年の調査の結果、大学生活全体についての満足度は、満足している者が74人、73.3%（n=101）で、満足していない者は26.7%である。満足していない理由を自由記載からみると、「勉強が難しい」「時間がない」「レポート提出が多い」「グループワークが多い」「勉強とアルバイトが両立できるかどうか不安」など、ほとんどが学業に関することであった。

また、2年ごとの調査では、学生生活や大学に対する日常的な要望を把握する機会が少ないため、平成20年後期より「意見箱」を設置した。意見箱には、ほぼ毎月1-2通の意見や質問等が寄せられ、学生の意見は、学生委員会、必要時教務委員会で回答を検討し、拡大教授会で報告後、学生掲示板に公開している。

#### <看護学研究科>

大学院学生に定期健康診断を行っている。健康診断の受診率は42.4~100%と受診率が年度によりばらつきがあり、未受診者が多く見られる（資料6-21：表6-16）。それは、14条特例により就業しながら大学院学生である者が多いことから、所属先で健康診断を受診していることが原因である。

大学院学生も看護学部の学生と同様に、平成24年から日本環境感染学会院内感染対策ワクチンガイドライン（2007年）に従って抗体価の低い学生はワクチン接種を受けることとした。また、実習では個人感染症データが記載された抗体価カードの携帯を義務付けた。平成25年度より新入生に対し入学時にワクチン歴の証明書の提出を求めている。さらに、平成26年度から博士前期課程の新入生全員に小児感染症抗体価検査とB型肝炎の検査を入学時の健康診断で実施している。

インフルエンザ対策については、実習を行う博士前期課程の学生全員にワクチン接種の積極的勧奨と接種確認を行うこととした。

なお、博士後期課程の学生はほとんどの学生が14条特例での入学者であり、所属先で確認されていると考えられること、実習を行っていないことにより、これらの対応については勧奨にとどめ自己管理を促している。

#### ②ハラスメント防止のための措置

##### <大学全体>

本学では、平成11年度より、すべての学生および教職員が勉学・職務に専念し、安全で快適な教育・研究の環境を維持する目的で、ハラスメント相談窓口を設け、セクシャル・ハラスメントの防止および発生時の対応にあたってきた。相談窓口には、教員3名と保健室心理カウンセラー及び事務職員1名を相談員として配置している。平成16年からは、セクシャル・ハラスメントだけでなく、学内におけるアカデミック・ハラスメントや課外活動等での暴力被害を含め、対象を拡大した。

平成23年より神戸市看護大学ハラスメント防止等に関する規定を設け、ハラスメント防止委員会を設置した。相談事例が出た場合は、防止委員会の委員長が中心となり対応し、必要に応じて学長へ報告し、調査委員会等を設置する流れとなっている。

キャンパスでのハラスメントとその相談窓口については、学生便覧（資料6-2）の掲載

に加え、ハラスメントの防止に向けてリーフレット（資料 6-22）を作成し、学生ならびに教職員への周知・啓発に努めている。また、新入生の入学時ガイダンス・新入職員の入職時ガイダンスにおいても説明を行っている。

#### (4) 学生の進路支援は適切に行われているか

##### <大学全体>

学部学生の進路は、資料 6-23（表 6-17）の通りである。就職については、当該年の国家試験結果に影響を受けることもあるがほぼ全員受験した施設に就職している。また、大学院学生の就職では、資料 6-24（表 6-18）の通り、博士前期課程を修了した学生は、専門看護師（CNS）コースを選択している学生も多く、臨床現場へ就職する者が多くなっている。一方、博士後期課程の学生は入学時より職業を有しているものがほとんどであり、学位取得後もそのままの職場にとどまる者が多い。

学生の進路選択には、集団と個別の相談を行っている。集団での進路ガイダンスは、今まで 3 年次の後期と 4 年次の 4 月に行っていた。しかし、近年、看護職員確保のために病院等の就職試験が早まっているため、平成 25 年度からは、就職先の選択を確実にできるような 3 年次 2 月に集中的に行い、また卒業生から情報を聞く機会なども設けて就職後のイメージができるようにした。また、保健師就職希望者および助産師養成課程への進学希望者については、平成 25 年から上記進路ガイダンスで希望者への相談会を行っている。ガイダンスでは、就職活動や進学に関する具体的な資料を配布し、進路決定に向けての意識付けをしている。

平成 26 年度 4 年生に対して「就職活動」に関するアンケート調査を実施した。その結果によると、就職先の病院を選ぶ際の知識が乏しい為、就職支援については、経験豊富な看護職からのアドバイスがほしい 32%、卒業生を訪ねたい 29%、就職相談の専門窓口がほしい 26%等の要望があった。このような結果をふまえ、平成 27 年 4 月よりキャリア支援室の設置や職員の配置など組織体制の整備を行っている。

学部学生が卒業時に得られる国家試験受験資格は、看護師と保健師の 2 種類である。国家試験受験に対する学生への意識づけや説明は、全学的に学年進行にあわせて授業や実習などを通じてきめ細やかに行われている。4 年生に対しては、学生の国家試験への主体的な取り組み（国家試験対策委員の選出、国家試験対策委員による成績結果の振り返りと自主的学習）を後方支援することで学生委員 2 名が対応している。また、担任は、必要時模擬試験結果の評価が D 又は E の担当学生の指導や相談への対応をしている。

本学の保健師、看護師国家試験結果は、資料に示すとおりである（資料 6-25：表 6-19、資料 6-26：表 6-20）。保健師国家試験で不合格になる学生が少数いるが、合格率は全国平均以上であり、看護師の合格率は、23 年度を除いて 100%である。

##### <看護学研究科>

大学院学生の進路選択情報は、大学院学生の個人的ネットワークの他、掲示、インターネット、指導教員からの紹介が主体である。また大学院学生専用の求人の場合は、大学院学生用掲示板に掲示し周知している。

博士前期課程には専門看護師（CNS）課程を設置しており、平成 26 年度現在 6 分野にお

いて専門看護師養成を行っている。平成 14 年度に修士課程を開設した当初は、その中で専門看護師の養成を行っていたが、平成 22 年度より CNS コースカリキュラムを整え、順次設置分野を増やしていった。6 分野で養成は近畿地方で 3 番目に多い課程数であり、すでに 5 分野で認定単位を 38 単位に移行し教育を行っている。CNS コース以前の入学者からの合格者を含め、平成 26 年度までに 62 名が CNS の資格を取得し、多くの臨床の場で活躍している（資料 6-27：表 6-21）。

## 2. 点検・評価

### ●基準 6 の充足状況

学生便覧及び大学院学生便覧の「学生生活の手引き」の中に「学生が心身共に安定した快適な学生生活ができるよう就学や学生生活に必要な事柄について詳細に説明しているが、学生支援に関する大学全体としての方針は明確に定めていない。学生の修学支援については、大学院学生の休学者や退学者が増加傾向にあることから、適切に行われているとは言い難い。学生の生活支援については、現状で述べたように、経済的困窮度が高い学生やアルバイトが学業に支障をきたしている学生、看護師としての適正に悩む学生などへの対応は努力しているが、適切な支援ができていないとは言い難い。また、学部学生の看護師国家試験合格率はほぼ 100%で、保健師国家試験の合格率も全国平均以上であり、就職を希望する学生は全員就職できていること、大学院学生も同様であることから、学生の進路支援は適切に行われていると言える。

### ①効果があがっている事項

#### <看護学部>

休学者・留学者・復学者等の対応については、クラス担任を中心に学生部長や学生会メンバー、授業担当教員等との連携を取りながら看護への適性、心理面での問題、交友関係などについて相談に乗り、また、必要時面談し、学修指導・支援を行っている。経済的支援については、授業料の減免、奨学金等での対応など、申請のあった学生については可能な限り支援できている。

### ②改善すべき事項

#### <看護学部>

#### <1>学生支援に関する大学全体の方針の明示

学生生活調査による課題の抽出と課題への対策、経済的支援、進路支援、健康面の支援など、学生会として学生の厚生補導についての検討事項について年間計画を立て、それに基づき学生の法制補導を行っているが、大学全体として課題解決に向けた方針は明示していない。今後は学生支援に関する課題を明示、学内外に向けて公開し、PDCA サイクルに載せて課題解決を図る必要がある。

#### <2>経済状況とアルバイト

授業料の減免や奨学金への申請数は、減少傾向にあるが、アルバイトする学生の割合は、先回の自己点検・評価時と同程度（73.3%）で推移しているが、そのうち「学費・生活費を得る」とする経済的困窮度の高い学生が 20.8%存在している。経済的困窮度の高い学生には、様々な奨学金等の紹介を今後行うとともに学習面での指導を行い、当該学生たち

の授業料減免や奨学金への申請件数を増やし、経済的な支援を行っていく必要がある。また、アルバイトは学業に支障をきたすとした学生が約5割弱おり、雇用や労働条件に関する労働法等について周知を図り、学業とアルバイトとのバランスを取れるようにしていく必要がある。

#### ＜3＞健康状態と心身面の支援に対する大学の組織体制の整備

家族や友人関係、看護師としての適性に悩む学生が増加し、複数回心理相談を受ける学生が増加傾向にある。看護への適性等で進路変更するために休学の後退学する学生もいる。生活や心理面の相談を受ける場所や担当者の充実はできてはいるが、学生部としてきめ細かくフォローできる十分な学生支援の体制には至っていない。

#### ＜4＞進路選択と就職

平成27年4月に病院環境や病院を就職先として選択する基準についてある一定の知識を持つ経験豊かな看護職員が常駐し、いつでも気軽に相談できる窓口対応ができるキャリア支援室の設置はされたが、具体的な役割や活動内容については今後明確にしていく必要がある。

##### ＜看護学研究科＞

学院においては、博士前期課程、博士後期課程とも、休学者や退学者が増加傾向にある。特に、博士後期課程において、平成23年度よりほぼ全員が長期履修申請を行い、在学期間を4年に延長しているにもかかわらず、休学を繰り返し修了に困難をきたしていることが問題である。休学理由の多くは仕事との両立困難であり、大学院学生が他の学生や教員と情報交換を図り、大学院全体で学生の円滑な学修を支援する体制づくりをより強化していく必要がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果があがっている事項

##### ＜看護学部＞

奨学金等の経済的支援体制の整備、生活や心理面の相談を受ける場所や担当者の充実等、個々の問題について必要時対応し改善された。今後は、以下の構成員（学生部長、学務担当職員、保健室職員、キャリア支援室職員、心理カウンセラー2名）を要する学生部が、必要時速やかに担任教員、学生委員会メンバー、教務委員長等と連携を図り、よりいっそうの学生への厚生補導の充実を図っていく。

#### ②改善すべき事項

##### ＜看護学部＞

##### ＜1＞学生支援に関する大学全体の方針の明示

学生生活調査の結果、及び、保健室での学生の心身面での相談状況、奨学金等の受給状況、進路面談等の資料から学生支援に関する課題を抽出し、年度初めに学生員会の課題解決の目的、目標を定め、それに基づき年間の活動計画を立て、大学全体の方針として拡大教授会で検討し、検討結果を大学のホームページを通じて公開する。さらに年度末には、目的・目標がどの程度達成できているのかを点検・評価し、次年度に向けた対策を立て、目的、目標の修正を行い、拡大教授会で報告・検討し、その結果をホームページ上で公開する。

#### 〈2〉経済状況とアルバイト

不適切なアルバイト先や労働基準法を遵守していないアルバイト先の事例等を学生に紹介し、長時間労働を強いられないような対策を立てる。また、引き続き経済的困窮度の高い学生については、授業料減免、日本学生支援機構による第1種奨学金、病院等による修学資金の貸与制度などを紹介し、アルバイトに依らない学費や生活費の確保等を進める。同時に、奨学金等貸与に必要な成績の維持の支援を担当による相談指導や必要時、大学院生によるチューター等で充実を図る。

#### 〈3〉健康状態と心身面の支援に対する大学の組織体制の整備

心身面や学習面での適応など学生生活での問題を抱えている学生に対し、学生支援を行う体制を整える。具体的には、学生部、保健室、担任、授業担当教員、心理カウンセラー、学生会委員等それぞれの学生支援における役割を明らかにし、学生支援に対する方針を定め、学生支援組織として担当者間の連携を強化し、きめ細やかな支援を行う。

#### 〈4〉進路選択と就職

キャリア支援室職員への研修等を充実させ、職業的アイデンティティ形成の観点からの進路や就職に関する相談・指導、インターンシップや就職施設、看護への適性や就職に関する悩みなど様々な進路選択についての指導対応力を向上させると共に、就職活動の進捗状況の把握と教員への情報提供など学生の就職全般を組織的に支援する。

##### 〈看護学研究科〉

大学院学生に対しては、学生小委員会が教務小委員会と指導教員との連携による適切な学修指導と環境づくりを行っていくとともに、今以上に休学のデメリットについて伝え、できるだけ休学せずに学修が続けられるよう、また休学の際は復学の見通し確認と復学に向けての支援を強化していく。具体的に仕事との両立困難に対しては、長期履修申請時の履修計画の進捗確認を行い、指導教員だけで対応するのではなく、組織的支援を検討する。さらに、すでに開始している大学院新入生向けの懇親会などを活用し、教員・学生間の交流を図ること、有職者学生におけるロールモデルの提示、研究支援として助成金や研究に関する研修会等の情報提供、コースワークの設定および相談体制の整備等、大学院学生の修了支援の強化を図り、修了生を増やす。

#### 4. 根拠資料

- 資料 6-1 神戸市看護大学学生便覧(平成 27(2015)年度) 既出資料 1-1 に同じ
- 資料 6-2 神戸市看護大学学生委員会規程(神戸市看護大学規程集 2206)
- 資料 6-3 神戸市看護大学大学院学生便覧(平成 27(2015)年度) 既出資料 1-3 に同じ
- 資料 6-4 神戸市看護大学大学院学生小委員会規程(神戸市看護大学規程集 2207)
- 資料 6-5 研究科委員会資料(神戸市看護大学の大学院教育のあり方について) 既出資料 3-13 に同じ
- 資料 6-6 学部生における学年別・年度別の休学者、退学者数(表 6-1)
- 資料 6-7 日本学生支援機構奨学金貸与状況(表 6-2)
- 資料 6-8 年度別奨学金の給付状況(表 6-3)
- 資料 6-9 神戸市看護大学学生修学資金新規貸与者数(表 6-4)
- 資料 6-10 授業料減免状況(採用数/申請者数)(表 6-5)



資料 6-11	アルバイト率(%) (表 6-6)
資料 6-12	年度別の大学院学生の修了・休学・退学件数(表 6-7)
資料 6-13	入学年度別の大学院学生の休学・退学状況(表 6-8)
資料 6-14	大学院日本学生支援機構奨学金貸与状況(表 6-9)
資料 6-15	大学院授業料減免状況(採用数/申請者数)(表 6-10)
資料 6-16	長期履修制度利用状況(表 6-11)
資料 6-17	年度別学生保健室利用状況(表 6-12)
資料 6-18	UPI の呼び出し対象者数(表 6-13)
資料 6-19	年度別心理相談内容件数(表 6-14)
資料 6-20	定期健康診断受診率の推移(看護学部)(表 6-15)
資料 6-21	定期健康診断受診率の推移(大学院)(表 6-16)
資料 6-22	キャンパスでのハラスメントの防止に向けてリーフレット
資料 6-23	卒業生の進路：職種別 (表 6-17)
資料 6-24	就職状況：大学院 (表 6-18)
資料 6-25	国家試験合格状況(保健師) (表 6-19)
資料 6-26	国家試験合格状況(看護師) (表 6-20)
資料 6-27	分野別専門看護師合格者数(平成 14 年～26 年) (表 6-21)

## 第七章 教育研究等環境

### 1. 現状の説明

#### (1)教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか

教育研究等環境の整備については、以下の方針により校地、校舎、施設及び設備の整備に取り組んでいる。

##### ①学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化

学生及び教員の良好な教育・研究環境を確保するため、適切な施設・設備の管理に努めるとともに、社会の状況や医療の状況を鑑み、先進的な設備の整備を図っている。研究環境については、研究紀要委員会を中心に、すべての教員（研究者）が十分に能力を発揮できるように研究環境を整え、研究者の成長と教員がよりすぐれた研究成果を追求できるように研究環境、研究体制の整備に取り組むことを方針としている。

本学の教育環境整備に関しては、予算編成方針に基づき、整備を実施している。予算編成方針は、総務委員会で各委員会から提出される予算要望書に基づき予算編成方針を立案し、事務局を通して神戸市保健福祉局に予算要求を行い、予算の獲得に努めている。

##### ②校地・校舎・施設・設備にかかる大学の計画

校地、校舎、施設及び設備の整備について、良好な教育研究環境を確保するため、施設の計画的な修繕に努めるとともに、学内の施設・設備を有効に活用する。また、医療の高度化が進み、それに伴い看護基礎教育での教育内容の充実が必要不可欠となっている。そのため、予算を確保し、シミュレーション教育の充実とシミュレーション教育に必要な機器や設備の充実を図っている。

#### (2)十分な校地・校舎・及び設備を整備しているか

本学の学舎整備は、神戸らしい魅力ある看護大学づくりをめざし、恵まれた敷地形状と広さを活かすとともに、周辺の住環境との調和を意図して低層分散型の施設配置とする基本方針の下、設計・施工された。開学前年の平成7年1月に発災した阪神淡路大震災によって、工事は一時中断を余儀なくされたが、平成8年3月に完成をみる事ができた。基本イメージを「やさしさとつよさ」とし、質の高い看護職を養成するために、心のやすらぎが得られる癒しの空間を演出し、学生が学び研究することにふさわしい施設・設備を整え、かつ、看護生涯教育の拠点施設としての開放的なキャンパスづくりを行っている。

本学の有効校地面積は50,212㎡であり、学部・大学院等の定員460名余に比して、比較的広大な敷地を確保している。恵まれた敷地を有効に活用し、本部研究棟、教育棟南館、教育棟西館、教育棟北館、図書館、体育館、学生会館及びホールを分散配置しており、延床面積は17,777㎡である。ホールは神戸市予算に加え、同窓会や本学教職員等の有志からの寄付（約5,000万円）を募って建設し、平成22年12月に竣工した。

校門入口にある高さ30mの時計塔は本学のシンボリック建造物で、時計は開学時に兵庫県看護協会から寄贈されたものである。その他野外施設として、ハーブガーデン、グラウンド、テニスコート、駐車場、駐輪場等を備えている。

授業のための講義室は6室（大講義室2室、中講義室2室、小講義室2室）、実習室5室、実験室3室、大学院の授業及びゼミナール等に使用する演習室14室、14室がある。

本学の建物概要を表 7-1（資料 7-1）に示す。

(1) 主な施設の概要

①本部研究棟

1階に学長室、副学長室、特別応接室、特別会議室、事務室、保健室、カウンセラー室、管理員室及び印刷室を配置している。2階及び3階には教員用研究室が49室とキャリア支援室、4階には教授会等を行う大会議室（72名）・小会議室及び院生室（4室）を配置している。

②教育棟南館

実験室3室、実験準備室2室及び実習室8室を配している。演習室8室のうち2階の全4室は、大学院用として利用している。

③教育棟西館

主に講義用に利用しており、講義室が7室ある。内訳は大講義室（170名）が2室、中講義室（95名～140名）が4室、小講義室（40名）が1室である。また、演習室5室が併設されている。

④教育棟北館

1階に情報処理室、LL教室、調理実習室及び実習室2室を配し、2階には模擬病室、教材作成室、実習室2室及び実習準備室を配置している。

⑤図書館

3階建・延床面積1,973㎡の図書館は、1階部分に一般図書、参考図書及び学術雑誌の書架と閲覧席（75席）を、2階部分に専門図書の書架及び閲覧席（40席）を配置している。3階部分は書庫として使用している。また、1階には、AVコーナー、ラーニングコモンズ2室を設置している。

⑥体育館

1階のアリーナでは、バスケットコート1面、バレーコート2面、バドミントンコート3面が使用できる。2階には更衣室を配置している。

⑦学生会館

1階にカフェテリア（230席）、売店及びコラボカフェ（子育て親子の交流の場）を配置している。2階は学生のサークル活動用のスペースで、学生ホール、和室、自治会室、部活室7室がある。

⑧ホール

平成22年12月にホール（客席500名）が竣工するまでは、入学式・卒業式等を体育館で実施していたが、ホール竣工後は、これらに加え各種公開講座、シンポジウムなどの行事をホールで実施している。会議室2室と控室2室が併設されている。なお、ホールは公益上の必要性が認められれば、一定の使用料を徴して学外に開放している（資料7-2）。

(2) 施設の維持管理

施設の維持管理は、神戸市看護大学施設等管理要綱に基づき行っており、統括管理責任者は事務局長が担っている。また、学生会館使用規程、体育施設使用規程、大学ホール使用規程、図書館利用規程及び情報処理室利用規程をそれぞれ設けている。なお、大学ホールについては前述のとおり、公益目的の使用に限り一般にも開放している。

設備管理については、長年のノウハウを有する「一般社団法人神戸すまいまちづくり公

社」に包括的に委託している。計画的な各種設備の定期点検及び法定点検の実施に加え、予防保全の一環として日常的な点検を実施しており、不具合がある場合には速やかな修繕に努めている。

本学の学務システムについては、平成8年4月の開学以来、オフコン製のシステムを使用しているが、古い設計思想のシステムのため、使用できる機能が限定されている。そのため、平成27年度末のリース期間終了とともに、新しい学務システムの導入を予定している。

安全確保の面では、警備会社との委託契約により警備員1名による24時間常駐警備を実施している。8時30分から17時までの間は、正面玄関の守衛室にて保安を行い、夜間及び土日祝日には、定期的に学内の巡回を行っている。

### (3) 環境への配慮

平成18年11月から地域版ISO14001とも呼べる「神戸環境マネジメントシステム」(KEMS)に取り組んでいる。これは環境への負荷をPDCAサイクルによって低減することを目的にしたもので、環境改善目標として、①電気使用量の削減、②廃棄物の削減、③紙使用量の削減及び④大学周辺の清掃の4項目を定めて成果を挙げている(資料7-3)。

## (3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか

### <図書館>

#### ① 図書館、学術情報サービス

図書館は「図書館利用規程」にもとづいて運営されている。蔵書数は、毎年約2300冊ずつ増加し、平成27年3月31日現在99,000冊を超えている。視聴覚資料も毎年増加し、平成27年3月31日現在2,877点である。本学図書館は、鉄筋コンクリート造地上3階建ての単独施設であり、スペースも十分である。開館時間は、通常平日は9:00から21:00まで、土曜日は9:00から17:00までであるが、授業のある祝日や実習帰校日など、状況に応じて開館している。図書館は、本学教職員、学生のほか、「図書館公開に関する細則」にもとづいての看護職者や地域住民にも開放している。パソコンによる図書管理システムや学術資料の保管・管理は適切に行われている(資料7-4)。内部質保証の観点から、図書館運営委員会で年度末に事業計画を精査し、次年度の事業計画を立てている。その際、平成24年度に開始した「意見箱」、平成25年度に実施した全教員・学生対象のアンケート調査、平成27年度の利用者アンケート調査に基づいている。

#### ② 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の整備

平成27年3月31日現在の蔵書数は99,944冊であり、そのうち和書は85,623冊(86%)、洋書は14,321冊(14%)である。過去5カ年の年平均受け入れ数は約2,866冊(和書2,739冊、洋書127冊)であった。新聞は国内6紙と英字新聞3紙を購入している。

雑誌は、平成27年3月31日現在で498種(国内431種、国外67種)である。過去5カ年の購入雑誌受入数は表7-4(資料7-5)に示すとおりである。平成25年度に行った利用者のニーズ調査に基づいて、購入雑誌の見直しを行った。購入雑誌中、看護系雑誌は和雑誌約30%、洋雑誌約50%である。また、平成27年度から電子ジャーナル化を進め、Cinahl with fulltextの利用を開始した。

選書は、各分野または教科担当者が毎年度行っている他、専任司書も適宜行っている。

また学生からのリクエストにも十分対応している。図書館の資料費は、減額が続いているが、平成26年からは約13000千円と一定の額を確保している。

表7-5は視聴覚資料数の内訳である。視聴覚教材の多くは、専門教育に関するものであるが、語学をはじめ基礎教育科目についても充実を図るようにしている。利用者数は月平均36人であった。媒体がビデオテープやレーザーディスク等からCDやDVD等へ移行しているので、それに対応した視聴覚システムを随時導入している（資料7-6）。

③図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況

i) 規模、閲覧の座席数

総延床面積1,972㎡、閲覧席（1階75席、2階48席）、新聞・雑誌閲覧コーナー、検索端末（10台）および閉架書庫がある。また1階にAVコーナー、ラーニングコモンズ1・2（42席）等がある（資料7-7）。

ii) 開館日、開館時間、入館者数

表-5に過去5カ年の開館日数、表11-5に入館者数および開館時間帯と職員数について示す。開館日は256日～271日で平均年間264日となっている。平日は9:00-21:00、土曜日は9:00-17:00の開館である。司書は、常勤（統括）2名、非常勤4名の合計6名からなり、昼間は4～6名、夜間は2名、土曜日は3名の体制で業務にあたっている（資料7-8、資料7-9）。

入館者数は5カ年で年平均65,879人、1日平均250人である。構成は、学部生、大学院生、教職員96%で、学外者は4%となっている。

④情報検索設備、視聴覚機器の配備等

情報検索端末（蔵書検索専用）5台、貸し出しノートパソコン13台や持ち込み端末から館内のWiFi経由で学内LANに接続でき、蔵書検索システム「神戸市図書館情報」に接続可能である。ほかにインターネット経由で「ProQuest」、「MEDLINE」、「CINAHL」、「医学中央雑誌」、「CiNii」等のデータベースが利用可能である（これらは、学内LAN経由で館外からも利用可能である）。またプリンターを1階に設置し、資料作成を支援している。館内にコイン式複写機を4台配備している。図書館のセキュリティ対策として入り口手前のブック・ディテクション・システムとH25年度に設置した入館ゲートにより、資料無断持ち出しのチェックを行っている。

⑤利用環境の整備状況

選書は各分野および科目担当の教員が行っているが、司書も適宜行っている。使用頻度の高い書籍については複部数揃えている。

1年間の平均貸し出し冊数は29122冊、1日平均110冊である。利用者の内訳は学生87%、教職員9%、学外者4%である。表7-7に過去5カ年の貸し出し状況を示す。表7-8は貸し出し冊数および期間である。貸出冊数は減少傾向であり、内訳を見ると学生の利用が減っている。これは電子ジャーナルやデータベース等、電子資料の整備や利用環境が整ってきたため、その利用が増えている影響だと考えられる。図書館資料は他館との相互協力により、有効活用を図っている（資料7-10～資料7-14）。

新入生への図書館のオリエンテーションは学部、大学院とも毎年4月に行っている。また新入生向けの「基礎ゼミ」で文献検索の講義を行うとともに、各教員に文献検索の演習

を行ってもらっている。教員、院生向けの「ProQuest」「CINAHL」や電子ブック等の講習会を毎年行っている。

学外者への開放を行っており、学外者の利用状況は増加の傾向にある。

レファレンスサービスについては、職員全員で対応が可能である（資料 7-4）。

#### < 学内情報ネットワーク >

##### ① ネットワーク環境

本学は、「学内情報システム運用規程」および「学内情報システム利用に関する倫理ガイドライン」にもとづいて、学内 LAN を整備している。教員研究室、講義室、演習室にはネットワークソケットが、事務局にも 1 人 1 台のパソコン端末が整備されている。これらは、電子メールによる教員・学生・事務局間の相互連絡や文書等の伝送、Web による学内情報の閲覧、文書の取得、各種情報検索サービスの利用、他機関や本学図書館の文献検索等に利用されている。このうち電子メールは、各種会合の開催通知など教員と事務局間の情報交換だけでなく、学生から教員へのレポートの提出やコミュニケーションに広く活用されている。教員研究室、情報処理室、院生室からは、国内外の学術情報の取得や閲覧等が活発に行われている。また、本学のホームページを通じて、本学の紹介や入試情報、教員募集情報等の広報や情報公開にも広く利用されている。

本学は 1Gbps 光回線で学術情報ネットワークである「SINET」に接続されており、学術情報センターや全国の大学等内外の研究機関との情報交換が行われている。また、タブレット端末を利用した授業や実習が普及しつつある現状を踏まえて、試験的に学内の LAN に無線アクセスポイント 1 カ所を設置している。

ネットワークやサーバー等の保守管理の業務は、「情報センター規程」にもとづいて、教員が兼任する情報センター員によって行われている。

##### ② 情報処理室と LL 教室

情報処理室には、パソコン (windows8.1) が前室 62 台、後室 6 台、プリンターがモノクロ 3 台、カラー 1 台設置されている。また、平成 27 年度 4 月より、LL 教室に 48 台のパソコンとモノクロプリンタ 1 台を設置している。情報処理室と LL 教室に配置されたパソコンには、Microsoft の WORD、Excel、PowerPoint などのオフィスソフト、および統計パッケージ SPSS がインストールされている。SPSS は、サーバーライセンスを取得しており、学内の研究室でも利用可能である。LL 教室では CALL システムを導入し、パソコンを通じて音声や映像を活用した語学教育を実施できる環境が整っている（資料 7-15）。

情報処理室のパソコン端末は、学生証による入室管理と個人 ID による端末機へのログインシステムによって、学生のオープン利用が可能である。情報処理室は、平日の 8:00 から 21:00 まで、土曜日は 9:00 から 17:00 まで、祝日（開講日を除く）と年末年始（12/29～1/3）と授業使用时以外は、自習のために開放している。情報処理室が授業で使用中の場合には、学生の使用できるパソコンが限定されるため、隣接する LL 教室も自習用に開放している。プリンターやパソコンのトラブルなどについては、情報センターの教員や事務職員が対応している（土曜日は職員不在のためプリンターは利用不可）。

##### ③ 情報セキュリティ

学内の情報セキュリティについては、神戸市が定めた情報セキュリティの規程に基づい

て、毎年、神戸市高等専門学校と相互監査を行っている。

#### (4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか

##### (1) 人的環境の整備（教員数の維持）

教員数等は「3. 教員・教員組織」で述べたとおり維持されているが増員はない。学部1, 2年生の定員増、大学院博士前期課程の定員増、大学院博士後期課程の学年進行に伴う学生増などに伴い、教員の業務の実質負担は増加している。

##### (2) 経常的な研究条件の整備

###### ①個人研究費・研究旅費の適切性

本学の個々の専任教員に配分される研究費・旅費は、①経常的な経費として配分される「個人研究費」、②大学院担当教員に配分される「大学院研究費」、③調査旅費としての「研究旅費」からなる。これらの配分額合計は約3,000万円/年で、教員の職位に応じて配分している。平成26年度配分額は「個人研究費」が21,401千円、「大学院研究費」が2,030千円、「研究旅費」が5,857千円、合計29,288千円で、教員一人当たり488千円である。個人研究費には備品費、消耗品費が含まれているが、費目の限度は設けられていない(資料7-16)。

ただし、神戸市の条例に基づき運用されているため謝金や学会年会費などの支払いは不可であるなど使途に制約があること、また職位により研究費が配分されているため、配分の少ない新任助教がパソコン等の高額備品を購入する際に困難が生じた。そこで、平成24年度から、限られた経費を本学教員の教育・研究活動の促進に最大限に活かすことを目的に、個人研究費の配分方法を見直した。これは、個人研究費として本学に計上された予算は、その全額を教員に配分せず、一定額を「教育・研究振興費」として一旦留保し活用するものである。使途としては、学長が重点的に推進すべきであると判断した教育・研究活動や、講師以下の新任教員の高額備品の購入に充てられる。備品購入については、当該教員からの交付申請を受け、総務委員会が申請目的の妥当性及び有効性について審査を行った後、教授会での最終審査を経て交付を決定している。

###### ②個人研究室など研究環境の整備

本学の教員研究室は本部研究棟にあり、助教は共同研究室(2~6人で1室)、講師、准教授、教授には個室が整備されている。各研究室には机・椅子、パソコン・プリンター、直通電話、ロッカー、ミーティングテーブル、書架、ミニキッチン、洗面台等が備えられている。

本部研究棟の1階及び4階並びにホール1階に会議室がある。本部研究棟1階には16人収容可能な特別会議室、4階には70人収容可能な大会議室と20人収容可能な小会議室が配置されており、また、ホール1階には20人収容可能な会議室と16人収容可能な会議室があり、助教の共同研究室や個人研究室では対応できない人数のミーティングを可能にしている(資料7-15)。

##### (3) 競争的な研究環境創出のための措置

###### ①神戸市看護大学共同研究助成金の採択および公表の状況

学内の競争的研究経費については、複数分野(または学内と学外)にまたがる教員・職員が共同で研究することを条件とした「共同研究助成金」が従来から設定され、研究活動

の促進に役立てられている。「共同研究助成金」の金額は、平成 25 年度までは毎年 500 万円で、応募および採択件数は過去 9 年間の年間採択数の平均は 10.9 件で、ほぼ横ばいで推移している。ただし平成 26 年度には、「COC 共同研究助成金」の募集枠が新たに 440 万円分設定され、これに 8 件が採択された結果、学内競争的研究経費による研究の総採択件数は 17 件に増加した。

なお、申請の種別は、100 万円まで申請できる重点研究と、50 万円まで申請できる一般・臨床共同研究（後述の成果発表も同額）、COC 共同研究に分かれており、このうち臨床共同研究および COC 共同研究に関しては、神戸市の市民病院群をはじめとした臨床施設勤務の看護師および地域で働く現場スタッフとの共同が条件とされ、地域の看護の質向上を目指した制度設計になっている。

共同研究の期間は 1 年ないし 2 年となっているが、その期間内に成果発表まで想定して当初計画にその経費を予算計上することは現実的には困難であった。そこで、平成 27 年度からは、研究成果の公開を促進するために、新規の申請種別として「成果発表」枠を設定し、関連の規則改正を行った。これは具体的には、共同研究の成果の公開に限定した学会出張旅費等への助成であり、研究助成の終了年度の翌年度以降に申請できる（資料 7-17、資料 7-18、資料 7-19）。

#### ② 科学研究費補助金の申請と採択状況

科学研究費補助金の申請率は過去 8 年間でほぼ横ばいで、全教員の半数に満たない。平成 26 年度には学長より全教員に向けて全員が申請するよう呼びかけがなされたが、全員申請には至らなかった。他方、申請に対する採択率は年度によりばらつきがあるものの、過去 4 年間では 40% 以上となっており、全体の採択率に比してやや高い数値といえる。ただし採択された科研種別をみると、平成 23 年度以外は若手 B の採択件数が少ない（資料 7-20、資料 7-21）。

#### ③ 民間の研究助成の採択状況

民間研究費については、年間の応募状況は不明であるが、採択数は年 1 件程度と少ない（資料 7-22）。

#### ④ 教員の研究専念時間の確保

教員の研究時間は、教育運営に支障のない範囲で柔軟に対応しうることが保障されており、教育研究活動に必要な研修参加は自己申請及び学長又は領域長などの推薦でさらに学会参加は自己申請に基づいて行われている。しかし、看護学担当教員においては、学生数が 80 名から 95 名へと増加したことにより実習指導に要する時間が増加し、現段階で研究専念時間の確保はできているとはいえない状況がある。

また、教員の大学運営に関わる業務負担を軽減し、教育研究等を支援するために、平成 25 年度に教員に実施したアンケート調査を踏まえ、平成 26 年度に教授会と拡大教授会、及び各種委員会間の審議事項や報告事項ができるだけ重複しないように整理し、会議資料を事前に配布するなど、会議時間の短縮化を図っている。

### (5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか

平成 12 年 4 月に倫理委員会が設置され、それ以来、次の規程に則って研究倫理の審査を行ってきた（規程名の神戸市看護大学を省略する）。①倫理委員会規程、②倫理審査要綱（資



料 60)、③研究倫理要領、④倫理的指針及び倫理審査申請要領(学部生用、大学院生用、教員用)、⑤研究における倫理的配慮のチェックリスト、⑥研究倫理講習会実施要綱、⑦研究活動に係る不正行為への対応に関する規程、⑧モニタリング及び監査体制

平成 27 年度、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定)および「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」

(平成 26 年 12 月 22 日文科科学省・厚生労働省告示)の施行にしたがって、規程を大幅に改訂した。①倫理委員会規程、②倫理審査要綱、③研究倫理要領、④研究倫理指針、⑤倫理審査申請書等手順、⑥研究終了報告書、⑦試料情報保管手順書、⑧研究倫理講習会実施要綱、⑨研究活動に係る不正行為への対応に関する規程、⑩モニタリング及び監査体制

本学の教員、学部生、大学院生が、一定の条件を満たす研究を行う場合は、倫理審査を受けることが義務づけられている。とくに大学院生が学位取得のために行う研究と、教員が大学の研究助成金によって行う研究は、原則として倫理審査を受けなければならない(人を対象にしない場合を除く)。審査は、倫理審査会に付託され、上記の規程にもとづいて審査される。審査会は、それまでの倫理委員に加えて、平成 23 年度からは学外の有識者、平成 27 年度からは学外の一般委員によって行われている。

倫理審査会は原則として月 1 回開かれ、3 月 4 月の集中期には臨時の審査会を行い、申請から 1 週間以内に審査結果を通知できる体制にしている。申請された研究計画に対しては、倫理的な配慮が十分になされているかについて厳正に審査し、必要な要件が満たされている場合には「承認」「条件付き承認」とするが、不十分な場合には「要確認」「再審査」として変更すべき内容を申請者に通知し、再審査を受けることを義務づけている。研究計画そのものに重大な倫理的欠陥がある場合は、「不承認」としている。研究種別による、研究倫理審査の申請件数は表 7-19(資料 7-23)のとおり、また審査結果は表 7-20(資料 7-24)の通りである。

平成 24 年度以来、倫理委員会の主催で、年に 1 回(平成 27 年度は 2 回)、倫理講習会を開催し、すべての教員と大学院生、担当職員に受講を義務づけている。平成 27 年度からは、CITIJapan プログラムに登録し、すべての教員と大学院生に受講を義務づけ、倫理審査申請時に修了証明証の添付を求めている。また、「ニュースレター」によって、医療倫理および研究倫理に関する最新情報を随時伝えている。

## 2. 点検・評価

### ●基準 7 の充足状況

教育研究環境の整備に関する方針については、総合的なものとして明文化はされていないが、教育研究環境の整備については主として研究紀要委員会、倫理委員会が、校地・校舎、施設・設備の整備については主として事務局と図書館運営委員会、情報センター運営委員会が各々で方針を定めて取り組んでいる。

十分な校地・校舎および施設・設備の整備については、大学・大学院設置基準を満たしており、修繕等についても定期的な点検と予算要求を行い、安全・衛生状態やアメニティ面で良好に整備できている。図書館は、年度ごとの計画的な整備に加え、アンケート調査や意見箱による利用者ニーズの把握・対応により十分な雑誌・図書等を備えている。専門の図書館司書が配置され、新たな電子情報や情報処理機能の導入に際しては全学的な説明

会を開催するなど利用環境の整備にも努めており、情報図書館・学術情報サービスは円滑に機能しているといえる。

教育研究を支援する環境については、施設・設備の整備やFDを通じた支援はなされているが、TA, RAの導入が予算の関係上進まず、教員の研究専念時間の確保が十分行えていない。研究倫理の遵守については、倫理委員会が計画的に審査会を開催し、平成27年度にはCITIJapanプログラムの登録も行うなど適切かつ十分になされているといえる。

#### ①効果が上がっている事項

##### <施設管理>

<1>学生・教職員の安全上の管理については、学内での盗難や不信者等の侵入により安全が脅かされる事態はない。大学院の講義等が7限(21:20)迄行われているが、警備員の定期的巡回や防犯カメラ等が設置され、夜間の防犯対応もなされている。

<2>教育棟で使用される視聴覚教材の保守点検は定期的になされ、使用頻度が高い教室についてはプロジェクターやマイク等の機器更新が随時行われている。

##### <図書館、学術情報サービス>

<1>平成25年度に教員、学生全員を対象に行ったニーズ調査にもとづいて、次の3点を重点的に改善した。第1に、ラーニングコモンズの設置。移動机や情報機器を配置し、グループワークや少人数講義に有効に活用されている。第2に、情報発信機能の向上。ラーニングコモンズを使ったミニ講義やシネカフェ、ブックカフェ、選書ツアー、ビブリオバトル等のほか、ニュースレターや屋外掲示板などを通じて、図書館からの情報発信機能を高めた。第3に、電子化への対応。神戸市看護大学リポジトリを開設し、博士論文や紀要の公開と蓄積を図っている。また、洋雑誌を中心に電子ジャーナルへの切り替えを行っている。

##### <教育研究支援体制>

<1>科学研究費補助金の申請のためのFDや、研究成果の公表を促進するための研究助成制度の創設、査読の観点と査読報告書の書き方に関するFDを企画・実施したことにより、科学研究費助成金の申請・採択率が上昇傾向にある。

<2>H26年度に「研究成果の公表を促進するための研究助成制度(予算30万)」を創設したことにより、これまで共同研究において認められていなかった学会参加費および旅費の使用が可能となり、成果の公表がより促進されつつある。

<3>平成26年度より開始されたCOC共同研究費によって、これまで実習施設を中心としていた学外の共同研究者の範囲が拡がり、地域に根差した共同研究が推進される方向にある。

#### ②改善すべき事項

##### <施設管理>

<1>校地・校舎・施設・設備に係わる整備については、良好な教育研究環境を確保するため、定期的に整備状況を把握し、予算を確保しながら対応してきた。しかし、本学は開学20年を迎えるため、今後、設備を中心とした修繕計画を策定する必要がある。

<2>学務システムについては平成28年1月を目途に、Windows上で作動する新しい学務システムの構築を行う。新システムの導入により、WEB履修登録など学生向けのサービス

の充実と、学籍管理、成績管理及び入試業務などの大幅な効率化を行う予定である。

<図書館、学術情報サービス>

<1>図書館に関しては、全学調査の結果、最も希望が多かったのが、開館および貸出業務の時間延長であった。試行的に、大学院の授業が多い金曜日に、40分の時間延長を行っているが、費用対効果をみきわめつつ、さらなる延長が必要である。また、システムの更新時期には自動貸出機の導入等も考えるべきである。

<2>情報ネットワークに関しては、授業でもタブレット端末等を利用する機会が増えてきており、全学的な無線LAN導入の要望が出ている。また、学生会館は開学当初のネットワークケーブル(10base-T)のままである。

<教育研究支援体制>

<1>本学の学務システムは、平成8年の開学以降システム変更を行っておらず、機能が限られているため、学生・教職員等にとって非常に使い勝手の良くないものとなっており、システムの再構築が必要である。

<2>教育、大学運営、地域貢献に費やす時間に圧迫され、教員が研究時間を確保することが難しい状況にあるため、研究以外の業務のスリム化・効率化が必要である。特に、教育の質を担保しながら、教員の教育に費やす時間を削減し研究時間を確保する必要がある。

<3>科学研究費補助金の若手教員の採択件数はなお少なく、助教の申請・採択率をさらに上げる必要がある。また、助教のみならず、科研の継続交付者・休職・退職予定者以外は、基本的に全員が申請し、申請率を上げる必要がある。これは、共同研究費についても同様である。

<4>平成26年度より開始されたCOC共同研究費によって、学外の共同研究者の範囲が広がったことは前進であるが、実習施設に限らずさらに関連機関との共同研究が推進できる方向で応募条件等の規約改正を検討する。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果の上がっている事項

<施設管理>

<1>学生・教職員の安全上の管理のため、24時間常駐警備を継続していく。また、近隣の大学間で防犯面においても情報交換するとともに、所轄の警察署とも定期的に連絡を取る機会を作る。

<図書館、学術情報サービス>

<1>第1に、ラーニングコモンズに関しては、これ以上増設することは難しいので、机や情報機器の変更など、使い勝手を改善したい。第2に、情報発信機能に関しては、発展的に継続すると共に、参加者が少ないシネカフェの実施時間を変更するなどして改善したい。第3に、電子化への対応に関しては、使用頻度が下がってきているブラウジング(新聞閲覧)コーナーを改装して、デスクトップパソコンを複数台置いたパソコンコーナーを新設し、ネット情報と図書情報の有機的な連携を可能にしたい。また、機関リポジトリを拡充して、今後予定されている教員の業績公開の義務づけに備えたい。

<教育研究支援体制>

<1>研究費の申請や論文執筆に関する研究・紀要委員会がFDを企画・実施し、科学研究費

助成金の採択率が少しずつ上向していることから、今後も継続していく予定である。また、研究成果の公表は、「研究成果の公表を促進するための研究助成制度」を活用するようさらに働きかけていく。

## ②改善すべき事項

### <施設管理>

<1>設備等の耐用年数を考慮して中期的な修繕計画を作成し、これに基づき計画的な修繕を行っていく。

<2>平成 28 年 1 月の新学務システムの導入に当たっては、本システムと関連の深い教務委員長、入試委員長及び情報センター長などと十分協議を行った上で導入していく。

### <図書館、学術情報サービス>

<1>図書館に関して、貸出時間の延長については、次期貸出システム変更時に、自動貸出機を導入することによって実現したい。開館時間の延長については、現状ではこれ以上の延長はきわめて困難である。根本的に解決する方法として、民間業者への委託が考えられる。すでに他の同規模の大学図書館の多くが、窓口業務だけでなく、リファレンス業務から、選書、電子ジャーナル、電子書籍の導入、学生へのリファレンス指導まで、全面的な委託を行っている。その結果、専任の司書および業務補助職員を配置した従来の方式よりも費用対効果に優れ、残業時間の削減や効率的運用などにも効果があるとの報告が寄せられている。困難は予想されるが、設置者と協議を重ねつつ導入の可能性を探りたい。

<2>情報ネットワークに関して、無線 LAN の導入を検討するには、今以上に多人数がネットワークにアクセスすることになる以上、ネットワークの基盤である回線を整備しなければならない。次期学内 LAN のシステム入れ替えの際には、そのためのシステム構築を行う必要がある。

### <教育研究支援体制>

<1>教員の研究時間を確保するために、教員の教育負担軽減する必要がある。このことと学生への教育の質の担保を併せて実現するためには、TA を導入した教育が有効であると考えられる。そこで、TA の雇用確保に向けて神戸市に予算新設を今後も働きかけていく。

<2>本学の研究活動、論文数や各種研究助成への申請率と採択率の向上のために、平成 26～27 年度に実施した FD を全体のニーズを考慮しながら継続していく。さらに H27 年度には、全教員を対象として、研究を活性化させるために必要な物理的環境やマンパワー等について問うアンケート調査を実施し、その結果をさらなる研究環境の改善の検討に役立てていく。

<3>科学研究費補助金の若手の採択件数が少ないことから、助教の申請・採択率を上げるように、継続的に FD を実施する取り組みが必要である。また、民間の研究助成財団の採択率を上げるために、応募・採択状況を把握した上で、各種財団の募集の情報提供を適宜ホームページ等で行うなどのシステムを整備する。

## 4. 根拠資料

資料 7-1 建物概要(表 7-1)

資料 7-2 建物内の施設構成(表 7-2)

- 資料 7-3 平成 26 年度「KEMS」取り組み概要(表 7-3)
- 資料 7-4 神戸市看護大学図書館規程(神戸市看護大学規程集 2501) 既出資料 2-6 に  
同じ
- 資料 7-5 年度別雑誌受入冊数表(7-4)
- 資料 7-6 視聴覚資料数の総所蔵数と種類別内訳(表 7-5)
- 資料 7-7 図書館施設の面積(m<sup>2</sup>)(表 7-6)
- 資料 7-8 図書館開館日数と入館者数とその内訳(表 7-7)
- 資料 7-9 開館時間帯と職員数(表 7-8)
- 資料 7-10 神戸市看護大学施設等管理要綱(神戸市看護大学規程集 2708)
- 資料 7-11 過去 5 カ年の貸し出し状況(表 7-9)
- 資料 7-12 図書の貸出冊数および期間表(7-10)
- 資料 7-13 神戸市看護大学図書館利用案内(看護職用、学生用)
- 資料 7-14 データベース契約数(表 7-11)
- 資料 7-15 神戸市看護大学情報処理室利用規程(神戸市看護大学規程集 2707)
- 資料 7-16 教員研究費(個人研究費・研究旅費の推移)の推移(表 7-12)
- 資料 7-17 神戸市看護大学共同研究助成金の採択状況(表 7-13)
- 資料 7-18 平成 26 年度の共同研究テーマ(表 7-14)
- 資料 7-19 科学研究費補助金申請率と採択率の推移(平成 22～26 年度)(図 7-15)
- 資料 7-20 科学研究費補助金の申請と採択状況・職位別(表 7-16)
- 資料 7-21 科学研究費補助金新規採択の内訳(平成 22 年度～平成 26 年度)(表 7-17)
- 資料 7-22 民間の新規研究助成の採択状況(表 7-18)
- 資料 7-23 研究種別による研究倫理審査件数(表 7-19)
- 資料 7-24 研究種別による研究倫理審査結果(表 7-20)

## 第八章 社会連携・社会貢献

### 1. 現状の説明

#### (1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか

本学は平成8年に、神戸市民をはじめ人々の健康と福祉に貢献する看護専門職者の育成と看護生涯教育の拠点としての役割を担うことを目的として設立された。それゆえ、カリキュラムポリシーにおいても「地域社会への関心を深め、とくに健康問題に関するニーズを把握し、積極的に地域活動に参加する態度を育成する」ことを謳っている（資料8-1）。

#### ①産・学・官等との連携の方針の明示

本学では、平成18年度から平成20年度までの3年間、文部科学省「現代的教育ニーズ取り組み支援プログラム」（現代GP）の助成を受け、所在地である神戸市西区、西区役所との連携協定を締結し、地域の発展と人材育成に寄与するため、地域住民との協働作業で「健康づくりと創造的な学生教育」を同時に発展させる取り組みを行ってきた（資料8-2）。

現代GP終了後もこの事業を継続し、平成25年には「文部科学省・知の拠点整備事業」（以下、COC事業）の助成を受け、「地域住民と共に学び、共に創るコミュニティケアの拠点づくり」をテーマに、従来の西区での地域貢献への取り組みを、高齢化率の高い須磨区北須磨地域にもさらに拡大・発展させる形で事業を展開している。この活動のスタート時には、須磨区とも連携協定を締結したが、須磨区、西区との連携においては以下の方針を明示している（資料8-3）。

1. 本学教員・学生は、地域の行政、諸機関と連携・協働して、COC事業とともにこれまで積み上げてきた教育・研究に関する継続的事業を通して地域住民の主体的な健康づくり、まちづくりを支援する。
2. 公開講座や学外での演習を実施することによって、地域住民の健康問題への関心を高め、また看護専門職者の知識や実践力の増進を図る。
3. 少子高齢社会における神戸市の課題に対し、大学の人材資源を活用し課題解決の一部を担い、地域における医療連携を強化できる保健医療専門職の人材育成と共に地域コミュニティづくりに貢献する

#### ②地域社会・国際社会への協力方針の明示

平成21年度から、地域社会における健康支援の推進と、教育・研究における地域との交流を発展させることを目的として「神戸市看護大学健康支援地域連携センター」を開設し、西区における様々な地域貢献活動を行ってきた。平成25年度にはCOC事業の採択を機に、当センターを「地域連携教育・研究センター」へ名称変更し、大学組織の中での位置づけを明確化し、西区での活動を継続して行う「継続部会」と、須磨区でのCOC事業を実施する「COC部会」との役割分担の下で活動を行っている。

地域連携教育・研究センター規程に記載されたセンターの目的の中には、以下のような協力・活動方針が明示されている（資料8-4）。

1. 地域住民・保健医療福祉機関・行政等と連携した教育活動の推進
2. 地域住民の健康支援のための地域貢献活動の推進
3. 専門職の人材育成支援活動の推進
4. 上記1～3に関する研究活動の推進

国際交流・国際協力に関する活動については、教授会の下部組織として「国際交流委員会」を置き、以下のような活動を推進していくことを方針として明示している（資料 8-5）。

1. 国際交流事業を企画・運営、及び教育・研究を目的とした教員の国際交流に関する活動をおこなう。
2. 学生の海外研修について企画運営し、その実施を支援する。
3. 海外の提携大学等との共同教育研究活動、情報交換を推進、支援する。

## (2)教育研究の成果を適切に社会に還元しているか

### ①教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動

#### i) 社会へのサービス活動

本学では、平成 18 年度からの現代 GP を機に、地域住民との交流と教育・研究の成果の社会への還元を目的とした地域連携活動と教育・研究活動を行ってきている。地域連携活動の中心は、「まちの保健室」、「命の感動体験」、「プレパパ・プレママセミナー」「コラボカフェ」といった住民支援活動である。コラボカフェは大学の施設を活用した神戸市地域子育て支援拠点事業「ひろば型」の一つであり、今年度で 3 年目となった。開催日には小さな子どもを学内で見かけることも当たり前前の風景になり、地域の親子の憩いの場として定着しつつある。また、これらの他、「看護専門職講座」、「ユニティ公開講座」などの学術企画も実施している（資料 8-6、（資料 8-7））。

教育・研究活動の中心的活動は、地域住民による「教育ボランティア」の導入授業である。地域住民が教育ボランティアとして大学の授業や演習に加わることで、学生はリアルな体験を通して学びを深めることができ、また、地域住民と学生との交流の機会ともなっている。

教育活動としては、学生のボランティアでの学びを支援する選択科目「ボランティア活動」を平成 18 年度から開設した。この科目の対象学年は 1～4 年の全学年にわたり、単位数は 45 時間 1 単位である。履修学生数は、平成 18 年度の 74 名をピークに、平成 24 年度は 44 名、25 年は 42 名と 40 名前後で安定している。「地域連携教育・研究センター」の継続部会にボランティア担当教員を置き、大学に寄せられたボランティア情報の学生への一斉メール配信、ボランティア活動を行うサークルへの相談対応など、積極的なボランティア活動への支援を行っている。ただし、25 年度のアンケート結果（回収率 50.1%）によると、ボランティア活動に参加したことがある学生は 19.1%であり、その理由として「忙しくて時間がない」と回答した学生が 48%いた。

#### ii) 公開講座等の開設状況、市民の参加状況

地域連携教育研究センターと国際交流委員会が中心となって、毎年、看護職者向けの看護専門職公開講座、国際フォーラム（資料 8-8）、COC シンポジウム（平成 25 年度より）、COC 市民公開講座（平成 26 年度より）を開催している。実施テーマと市民の参加状況については資料 8-9 に示すとおりである。

国際フォーラムでは、海外から講師を招聘し、地域の看護職などの専門職に対して国際的視点に立ったテーマを取り上げている。

### ②学外組織との連携協力による教育研究の推進

#### i) 地域との連携による学外演習の実施

平成 18 年度から、西区の住民の方々が授業や演習に参加・協力する「教育ボランティア」導入事業を実施しているが、COC 事業を機に、須磨区北須磨地域にもこれを拡大した。この目的は、地域住民の暮らしを理解し、地域における看護を担う人材の育成であり、具体的には、北須磨支所及び北須磨支所管内の民生児童委員の協力の下で、授業や演習（以下、コラボ教育）を学外で実施している。「教育ボランティア」として参加した住民の評価はおおむね良好であり、学生たちも地域住民の日常生活と健康についての理解を深めることができている（資料 8-10）。

大学院における授業においては、平成 27 年度から COC 事業関連科目として「コラボレーション看護論」「コラボレーション実習」を開講した。これらのねらいは、チーム医療の考え方を学び、医療機関内外での多職種連携とそこでの看護師のあり方を学ぶことである。具体的には、神戸市民病院群の専門看護師による講義と演習、実習、ゼミナールを中心に行われ、チームワークのあり方やそのために必要な能力について、大学院生個人個人の専門分野を生かしながら多様な視点で討議、考察していくというものである（資料 8-11）。

#### ii) 共同研究の推進

本学では、平成 8 年の開学以来、「神戸市看護大学共同研究助成」の制度があるが、その中の「臨床共同研究」という申請区分では、社会連携や貢献に特化した研究の申請が推奨されている。ここでは、本学の臨地実習施設から提案された現場に関連の深い研究テーマについて、本学教員と臨床スタッフが共同で研究を実施している。また、平成 25 年度より開始された COC 事業による共同研究助成（COC 共同研究助成）の趣旨は、本学教員と地域の保健・医療・福祉事業者とが共同で、地域住民へのケアとそれを支える地域連携や多職種間ネットワーク、ならびに住民参加による地域連携教育等に関する学術研究の推進であり、研究成果を地域住民へのケアはもとより、教育の質の向上に反映させることを最終目的としている（資料 8-11）。

#### iii) 「神戸市看護大学まちの保健室」の実施

「神戸市看護大学まちの保健室」は、兵庫県看護協会との提携により平成 17 年度にスタートしたが、平成 18 年度より現代 GP の取り組みの一つと位置付けられ、平成 25 年度からは COC 事業での地域貢献への取り組みとして北須磨地域にも対象を拡げた（資料 8-12、資料 8-13、資料 8-14、資料 8-15）。

### ③ 地域交流・国際交流事業への積極的参加

#### i) 地域交流への積極的参加

本学が実施している地域貢献事業においては、各専門分野の教員が専門性を生かして、地域住民に対する相談事業や研究成果発表会など、さまざまな形で教育・研究の成果を地域住民へ還元している。

教育ボランティア導入授業では、学生の演習・実習の場に地域住民が入ることで、学生はよりリアルな体験ができ学びを深めることができている。一方、教育ボランティアには、若者との交流や看護学生の成長に貢献することへの喜びや楽しさがあるなどとの感想が聞かれている。COC 事業での学外演習では、地域を拡大した形で地域住民のとの交流が深まり、これを機会に本学への教育ボランティア授業への参加者が増加している。平成 26 年度までに協力いただいたボランティア登録者は 107 名（男性 33 名、女性 74 名）である。

平成 24 年 3 月に開設したコラボカフェについては、利用者も増加し、登録者も年々増加



しており、地域における親子交流の場として根付きつつある。また、保育所や児童館など地域の子育て機関や団体と連携して事業開催を行うなど、この地域の子育て支援ネットワークの一角として根付きつつある（資料 8-16）。

命の感動体験事業については、平成 16 年に西区と看護大学が共同で取り組み、1 小学校での実施から開始した事業であるが、平成 26 年度には 15 小学校に広がり、さらに神戸市の全区において同様の事業が展開されている（資料 8-17）。

「プレパパ・プレママセミナー」、「思春期ピアカウンセリング」、「命の出前講座」については、助産学専攻科教員が専門性を活かした活動を展開している。思春期ピアカウンセリングは、学生のサークル活動ともリンクしており、教員・学生ともに活発に活動を行っている（資料 8-18、資料 8-19）。

これらの地域貢献事業に関する研究については、学内の共同研究費を活用し研究が活発に行われている。その成果については、論文および学会にて積極的に発表されており、平成 25 年度においては論文 4、報告書 2、学会発表が 9 件であった（資料 8-2）。

## ii) 国際交流

国際交流関連事業は、平成 24 年度から「地域連携・国際交流センター：通称コラボセンター」から改編し、26 年度から「国際交流委員会」として行っている。

海外施設研修は、本学の選択科目「海外看護学研修（1 単位）」に位置づけられており、視察前の講義および研修先は、いずれの年も米国・ワシントン州シアトル市、ワシントン大学看護学部およびワシントン大学関連医療施設である。研修内容は、参加する学生の学年に合わせて毎年計画がなされているが、主に、看護英語語学研修、看護学専門研修（セミナー）、医療機関・福祉施設見学、ホームステイである。毎年 20 人前後の学生が、参加している（資料 8-20）。

平成 24 年度から 3 年間実施された「JICA 草の根技術協力事業（ベトナム・ダナン）」では神戸市、（公財）神戸国際協力交流センター、神戸市立医療センター西市民病院、神戸市看護大学が主体となり、平成 24 年度から 3 年間、ベトナムのダナン産婦人科・小児科病院の看護師・助産師の知識・医療の向上を目的として、専門家派遣と研修受入を行っている。本学においても、ダナンの看護職が来校し、本学教員により産婦人科・小児科看護について講義を行っている。各年度の活動内容を資料 8-21 に示す。

また、本学では、教員が国外において研究活動を行い、研究活動を通じて、諸外国の大学等の研究者との積極的な国際交流活動を図ることを目的として在外研究員制度を設けている。平成 24 年度には該当者がなく、若手の看護教員が学内での教育（含実習）と在外研究機関の調整が行いやすくするなどの制度を刷新し、短期間（1～3 か月）で在外研究を実施できるようにした。その結果 25、26 年度は助教、准教授によるイギリス、アメリカでの研修を（5 週間～8 か月）行うことができた。

その他の国際交流事業では、平成 25 年にワシントン大学看護学部との教育研究に関する連携協定を締結している。

## 2. 点検・評価

### ●基準 8 の充足状況

本学の社会連携・協力ならびに地域貢献活動は、平成 18 年度の現代GPにおける地域との連携活動を開始以降、「神戸市看護大学健康支援地域連携センター」、COC 事業採択後は「地域連携教育・研究センター」として組織化を進め、方針を定め、方針に則った事業計画を実施・評価している。それゆえ、本学の社会連携・協力に関する方針は明確化されているといえる。教育研究成果の社会への還元については、教育研究活動を通じて本学が所在している西区、隣接している北須磨地域等での地域住民の主体的な健康づくりや地域コミュニティづくりに貢献しており、また、大学全体としては、神戸市・兵庫県下をはじめ、近畿圏への保健医療専門職人材の輩出により果たしている。

### ①効果があがっている事項

- <1>本学においては、開学以来地域貢献活動を教育理念の 1 つ掲げ、積極的に地域との交流や貢献活動を実施し、その成果に基づき COC 事業での助成金の採択(平成 25 年度)に至った。これを契機に、さらなる社会貢献活動の発展を目指している。現在、地域連携教育・研究センターを中心に、幅広い分野で社会連携・社会貢献活動に全学をあげて積極的に取り組み、地域住民からも一定の評価を得られている。さらに、独立行政法人神戸大学が申請し採択された COC+事業について、本学はメンバー校として神戸大学保健学部理学療法学科等と連携していく予定であり、北須磨地域を中心に地域住民の健康維持や健康増進活動を多職種間連携の枠組みで演習を行い、地域に貢献していく予定である。
- <2>JICA 草の根技術協力事業を通じてベトナム、ダナンにおける専門家同士の国際交流活動は、積極的に行われており、本学教員によるダナンでの教育貢献活動は、ダナン産婦人科・小児科病院の看護師・助産師の知識を向上させることに寄与している。またこの事業により、ダナン大学看護学部から教員の大学院への留学等の希望が出され、評価できる活動となっている。
- <3>在外研究員制度を短期間でも利用可能なように変更した結果、平成 25, 26 年度は助教、准教授のイギリス、アメリカへの派遣を、また、平成 27 年度には連携協定先であるシアトル・ワシントン大学へ、初めて教授を派遣することができた。

### ②改善すべき事項

- <1>それぞれの事業ごとに、連携・協力内容について地域連携教育研究センター部会内で申し合わせを作成し、公平かつできる範囲での活動を行っているが、地域住民団体や行政からの依頼も増えてきており、担当する教員の負担が大きくなってきている。事業の依頼に対する受け入れの明確な方針がないため、住民の要望が強く、継続が社会貢献につながる事業を選別し、計画的に実施していく等の対応が必要である。
- <2>平成 25 年度まで実施していた地域貢献活動に COC 事業への取り組みも加わる中、限られた大学の教育研究人材をどのように対応させ、COC 事業終了後どのように継続部会と COC 事業部会の事業内容を融合させるのかを検討していく必要がある。
- <3>学生ボランティアについては、カリキュラムの過密さに起因し、必ずしも多くの学生には広がっていない現状がある。

〈4〉国際フォーラムは、諸外国における取り組みについて知ることへの貢献はできているが、その取り組みを本学の教員・学部生・大学院生および地域の看護職などがどのように生かしていくかという点において、今後企画等に再検討の必要がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

〈地域連携教育・研究センター運営委員会〉

#### ①効果があがっている事項

〈1〉地域住民や地域課題に根ざした社会貢献・地域連携活動の持続

平成27年度実施予定のCOC事業の中間評価と継続部会の事業評価を併せて、今後の地域連携教育研究センターにおける社会連携・社会貢献活動についてCOC事業への助成金の支援が終了する29年度まで、継続部会では現状を維持し、COC事業部会では、COC事業の目標達成に向けて継続的な地域連携、社会貢献活動を行う。北須磨地域におけるCOC+事業をCOC事業の継続として活用し、持続的な地域貢献活動を行っていく。

〈2〉ベトナム・ダナンとの国際交流活動の促進

JICA草の根技術協力事業を通じてベトナム、ダナンにおける専門家同士の国際交流活動は、今後も交流を深め、シアトル看護学研修と同様に、ベトナム・ダナンでの本学学生の看護学研修等を実施し、国際交流や貢献活動を持続的に行っていく予定である。また、ダナン大学看護学部との連携についてダナン大学看護学部が教員の大学院への留学を求めていることから、奨学金も含め既存の社会資源の情報収集を行い、受け入れの可能性を検討していく。

〈3〉在外研究員制度の活性化

若手の看護教員が応募しやすい学内環境を継続して整備していくと共に、派遣先を研究者個人のフィールド開拓にゆだねるだけでなく、本学と協定を締結しているワシントン大学やベトナム・ダナン市の機関と連携し、限られた期間・時期に在外研究員の受け入れ可能な環境を整備し、短期間でも意義ある在外研究活動と国際交流が行えるようにしていく。

#### ② 改善すべき事項

〈1〉地域貢献活動の受け入れ方針の検討

常設の事業以外の地域団体や行政からの地域貢献活動依頼に関して、現在までの依頼状況を整理し、ニーズを見極めながら必要な依頼を受け入れて行けるよう受け入れ方針を検討し、可能な範囲で地域貢献活動を実施していく。

〈2〉COC事業終了後における本学地域貢献活動体制の検討

本学COC事業に対する助成金は、平成29年度で打ち切られることになるが、北須磨地域でのCOC事業については、COC+の事業を活かし、神戸大学保健学科と共に継続していく予定である。その際、住民のニーズの高い学外演習科目は存続させ、住民参加の少ない科目については継続しない。その際、学外で大学の授業に協力している地域住民の方を教育ボランティアとして確保し、地域住民との交流や貢献活動を学内の授業科目を通じて継続していく予定である。大学の限られた教育・研究人材（教員）を地域貢献や地域との連携にどのように有効に活用していくかについては、平成29年度を目途にCOC部会と継続部会で検討し、地域連携教育・研究センターとして事業内容の洗練化を図り、地域住民のニーズに応じた無理のない活動を続けていける対応をとりたい。

### 〈3〉学生ボランティア活性化のための活動支援

この点を改善するためには、学生たちが現在行っているボランティア活動を中心に、これを維持・発展させるような仕組みづくりが必要である。現在は希望のある学生が円滑にボランティアできるような支援（被災地等遠方への経済的支援）、メールによる情報提供、学生同士のボランティア交流会を実施している。加えて、学生間だけでなく広く地域の人たちにボランティア体験を伝える場や機会を提供し、学生がボランティア活動にいつそう意欲をもって取り組めるような仕組みを検討していく。

### 〈4〉国際フォーラムについて

本学が目指す国際化について、学部、大学院のカリキュラムポリシーやディプロマポリシーに対応した国際フォーラムのプログラム内容を検討する。より地域および国際社会への貢献や国際交流を実現化する開催プログラムとする。

## 4. 根拠資料

- 資料 8-1 神戸市看護大学学生便覧(平成 27(2015)年度) 既出資料 1-1 に同じ
- 資料 8-2 2011、2013、2014 神戸市看護大学地域連携・国際交流センター実績報告書
- 資料 8-3 須磨区との連携協定
- 資料 8-4 地域連携教育・研究センター規程(神戸市看護大学規程集 2201)
- 資料 8-5 神戸市看護大学国際交流委員会規程(神戸市看護大学規程集 2203)
- 資料 8-6 看護専門職公開講座(看護専門職者対象)(平成 22 年度～平成 26 年度)(表 8-1)
- 資料 8-7 ユニティ公開講座(平成 22 年度～平成 26 年度)(表 8-2)
- 資料 8-8 国際フォーラム(平成 22 年度～平成 26 年度)(表 8-3)
- 資料 8-9 COC シンポジウム及び市民公開講座(平成 25 年度～26 年度)(表 8-4)
- 資料 8-10 教育ボランティア導入授業の実施状況(平成 26 年度)(表 8-5)
- 資料 8-11 2015 大学院シラバス(<http://www.kobe-ccn.ac.jp/coc/summary/>)
- 資料 8-12 まちの保健室実施状況①健康支援(平成 25～26 年度)(表 8-6)
- 資料 8-13 まちの保健室実施状況②こころと身体の看護相談(平成 22～26 年度)(表 8-7)
- 資料 8-14 まちの保健室実施状況③子育て支援(平成 22～26 年度)(表 8-8)
- 資料 8-15 まちの保健室実施状況④もの忘れ看護相談表(平成 24～26 年度)(表 8-9)
- 資料 8-16 コラボカフェ実績(24-26 年度)、プログラム一覧(平成 25、26 年度)(表 8-10)
- 資料 8-17 命の感動体験事業実施実績(平成 22～26 年度)(表 8-11)
- 資料 8-18 プレパパ・プレママセミナー開催実績(平成 22～26 年度)(表 8-12)
- 資料 8-19 思春期ピアカウンセリング実施実績(平成 22～26 年度)(表 8-13)
- 資料 8-20 海外視察研修の実施概要(表 8-14)
- 資料 8-21 JICA 草の根技術協力事業の実施概要および本学教員の活動(表 8-15)

## 第九章 管理運営・財務

### [1]管理運営

#### 1. 現状の説明

本学の管理運営方針については学内常設委員会において検討したものを教授会、拡大教授会及び研究科委員会で、審議し全教職員を対象に説明、周知・共有を図っている。

教授会は、学長および教授を構成員として開催する教授会と全ての教員を構成員とする拡大教授会がある。教授会の審議事項は教員人事に関する事項だけで、拡大教授会の審議事項は、a 教育課程及び履修方法に関する事項、b 学生の入学、編入学、卒業、休学、退学、除籍及び再入学並びに賞罰に関する事項、c 学生の厚生補導に関する事項、d 学則その他学内規程等の制定及び改廃に関する事項、e 予算案の編成方針に関する事項等であり、教育研究等の実質的な重要事項を審議している。

研究科委員会は、研究科長および研究科担当の教授、准教授および講師を構成員として、その審議事項は、a 教育課程及び履修方法に関する事項、b 学生の入学、修了、休学、退学、除籍及び再入学並びに賞罰その他学生の身分に関する事項、c 学位の審査に関する事項、d 大学院諸規程の制定および改廃に関する事項、e その他管理運営等に関する重要事項を審議している（神戸市看護大学学則（資料 9(1)-1）、神戸市看護大学教授会規程（資料 9(1)-2）、大学院研究科委員会規程（資料 9(1)-3））

教授会及び研究科委員会は下部組織として、各種の常設委員会を設置している。これらの委員会等で検討された事項は、教授会又は研究科委員会に提案、報告され、ここで審議され、意思決定プロセスは明確である。

中・長期的な管理運営方針について、たとえば、㊦教員組織のあり方、㊧編入学制度の見直し、㊨保健師教育における選択制の導入、㊩教員の個人評価の導入、㊪地域貢献のあり方、㊫実習病院との連携、㊬大学院教育のあり方（理念・ポリシーの見直し）、㊭助産学専攻科の大学院化等も各委員会から提案され、教授会等で審議され決定後に周知されている。

#### (1)大学の概念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか

大学の概念・目的の実現に向けての管理運営方針については、明確に定めたものはない。しかしながら、中・長期的な取り組みについても学内委員会や教授会等で検討し、全教職員に説明、周知・共有をしている。また進捗状況に関して、将来構想委員会で自己評価している。

なお神戸市看護大学は、現時点で法人化していないため、法人組織との連携や役割分担はない。

#### (2)明文化された規定に基づいて管理運営をおこなっているか

##### ①関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規定の整備とその適切な運用

本学では、事務の決裁について、神戸市看護大学事務分掌規則（資料 9(1)-4）を定め、決裁権者や決裁を受ける手続きを定めている。起案者は、直近上司から順次上司の審査を経て決裁を受けることとされており、決裁権者が決裁の段階で手順に則って審査されてい

るか確認している。上司及び決裁権者は、決裁するにあたって法令や規程に抵触していないか審査している。

不正行為の防止のためには、契約の締結等会計取引を行う経理責任者と、金銭の出納を行う出納責任者を別に定め、金銭の支出収納時の審査を通じ、内部チェックが行われている。

法令遵守の内部牽引体制としては、内部監査で法令遵守を監査対象項目としているとともに、神戸市による監査及び外部監査も受けている。

個人情報の保護については、「神戸市個人情報保護条例（資料 9(1)-5）」及び「神戸市情報セキュリティ対策基準（看護大学編）（資料 9(1)-6）」に基づき、適正に取り扱っている。

### ②学長、学部長・研究科長及び理事（学務担当）等の権限と責任の明確化

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規程を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずるために、学校教育法及び国立大学法人法の一部改正が行われたことについて、神戸市看護大学学則、神戸市看護大学大学院学則等の関係する諸規定を改訂し、平成 27 年 4 月 1 日より施行した。学長の権限は、学校教育法等諸法令に定められたもののほか、大学の学則、諸規定において規定されている。学則上、学長は本学の最高責任者として校務運営を統括し、所属職員を統督する。具体的には、「休業日」、「入学前の既修と区単位等の認定」、「入学、編入学、転学、留学及び卒業」、「休学、退学、除籍及び再入学」、「賞罰」に関し、学長の権限として明記されているほか、大学管理運営に係る権限は、神戸市看護大学学則（資料 9(1)-1）、神戸市看護大学大学院学則（資料 9(1)-3）に明記されている。

学長の権限の行使にあたっては、部局長会議、教授会、拡大教授会、研究科委員会等により補助、審議が行われる。なお、学部長・研究科長は学長が兼ねている。

### ③学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性

大学の学長の選考に関する事項について審議するため、学長候補者推薦委員会（以下、「推薦委員会」という）を設置し、推薦委員会は、学長、並びに本学に在職する教授、准教授、及び専任講師に学長候補適格者の推薦を求めることになっている。また、推薦委員会は、規程により推薦されたものについて審査を行い、適任と認められるもの 3 名以内を、学長候補者推薦書を添えて教授会に推薦し、選挙を行う。教授、准教授、専任講師、助教及び助手の 3 分の 2 以上の投票で選挙が成立し、教授会は、選挙の結果に基づき、学長を決定する。より公正な選考ができるようにしている。学長の任命は、神戸市長が行うことになっており、神戸市看護大学学長選考規程（資料 9(1)-7）に基づき、学長が市長に申出を行う。

### (3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか

大学業務を支援するため、事務局、図書館及び学生部を設置している（神戸市看護大学事務分掌規則第 4 条）。事務局は、事務局長の下に総務課を置き、総務課は総務係及び学務係の 2 係で構成されている。

事務局職員は、事務局長以下 32 名を配置し、うち事務局長を含め 14 名が神戸市の職員

である。また、神戸市の再任用職員が2名、主として科学研究費に関する事務、地域貢献に係る事務、図書館の運営等を担う民間派遣職員等の職員が16名在籍し、事務局業務をサポートしている。

学生部は、学生の生活全般に関する事項を担当しており、学生部長（教員から選任された部長）の指揮・命令の下に、総務課学務係の事務職員が事務を担当している。

本学は法人化を行っていないため、事務局職員の採用・昇格等については、神戸市からの派遣職員を対象として、神戸市の諸規定が適用されている（資料9(1)-8、資料9(1)-9）。

#### (4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか

神戸市が統一的に実施している各種研修を、神戸市からの派遣職員のみならず、全事務職員を対象に職場で実施している。

「コンプライアンス研修」では、コンプライアンス意識の向上、討議を通じた服務事故防止のための啓発、適正な予算の執行管理及び職場内コミュニケーションの増進等に関する内容を含んでおり、職員の問題認識の共有化を図っている。

「情報セキュリティ研修」では、神戸市情報セキュリティ・ポリシーへの理解を深め、情報セキュリティに関する事故を防止するため、演習を含めた研修を行っている。平成26年度には、阪神淡路大震災の経験・教訓を引き継ぐための危機管理職場研修を実施したところである。

また、学外で実施されている各種SD研修に職員を参加させている。公立大学協会が主催して行う各種研修、「神戸研究学園都市大学交流推進協議会」（5大学、1高専が参加）が実施するSD研修、「大学コンソーシアムひょうご神戸」が主催するSD研修等に職員を参加させ、職員の資質向上を図るとともに、他大学との職員間の交流に努めている。

事務局職員の人事評価は、神戸市職員14名について、神戸市の基準に基づき年1回実施している。

## 2. 点検・評価

### ●基準9[1]の充足状況

本学の管理運営については、学則をはじめとする各種規程に基づき、学長のリーダーシップの下、中長期的な目標を定めて行っているところである。また、大学業務を支援する事務組織について、その中心は神戸市の職員であるが、各種プロジェクトが実施される際には、その業務に必要な人員を確保している。事務職員の意欲・資質の向上のため、神戸市の事務職員向けの各種研修を実施しているほか、学内においてもSD研修を開始したところである。

#### ①効果が上がっている事項

〈1〉平成22年度から平成26年度の大学の管理運営業務は、将来構想委員会で検討した中・長期的な目標に基づき、年度ごとに常設委員会で自己点検を行いながら、おおむね順調に実施できていると評価している。学長がリーダーシップを発揮する意思決定体制に関しては、大学の学則、諸規定において規定され、実施されてきた。

学長の管理運営を補佐する部局長会議をはじめ、各業務について委員会やワーキンググループが設置され、学長の意思決定を助けており、迅速な意思決定と情報共有が行われている。

- 〈2〉神戸市が統一的に実施している各種研修の内容は、神戸市が外部の専門家の意見も取り入れながら、新しい情勢を踏まえて年々改定されている。この研修を神戸市からの派遣職員だけでなく、全事務職員が定期的に参加することにより、職員の問題意識の共有化に寄与している。
- 〈3〉法律の改正や社会の動向に対応して、規程等の見直しが行われ、規程の改正や効率的な大学運営のための規程等の整備が順次行われている。

#### ②改善すべき事項

- 〈1〉本学は看護系単科大学で、就職率は原則として100%であるため、これまで学生に対するキャリア支援に組織的に取り組んでこなかった。しかし、平成26年11月に実施した「看護師の就職活動に関するアンケート」の結果によれば、今後の就職支援について、看護経験豊富な職員からのアドバイスや就職相談の専門窓口の設置を望む声が多く寄せられた。今後、より組織的なキャリア支援のあり方を検討する必要がある。
- 〈2〉事務職員の資質向上を図るための研修のうち、大学業務に関するSD研修は外部の研修に一部の職員を参加させるに止まっており、参加人数が限られている。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

- 〈1〉大学の管理運営業務に関して、これまでも中長期的な目標に関して、常設委員会での自己点検評価を通じて改善し、また学長の意思決定を支援する体制のもと実施してきたが、管理運営をさらに円滑に進めていくため、中期計画を明確に定めこれに基づき進めていきたいと考えている。
- 〈2〉神戸市が統一的に実施している各種研修について、本学の置かれた実情の分析を踏まえ、より大学運営に寄与する内容にシフトしていく必要がある。
- 〈3〉社会の動向への対応や効率的な大学運営のための規程等の整備を継続的に行っていく。

#### ②改善すべき事項

- 〈1〉「看護師の就職活動に関するアンケート」の結果を受け、平成27年4月より、学生の要望が多かった就職相談の専門窓口を設置し、神戸市立医療センターの管理職看護師OGを1名配置することとした。今後、キャリア発達の視点から、学生に対する就職支援を実施していく。
- 〈2〉事務職員の育成について、教育研究に関する事項については学内の教員が、また、大学運営に関する事項については外部講師を招き、学内でSD研修を実施する方針である。なお、平成27年8月に、公立大学協会の事務局長を講師に迎え、近隣の神戸市外国語大学及び兵庫県立大学の3大学合同で、「大学改革と公立大学の未来」をテーマにSDを実施し、本学から15名の職員が参加した。アンケート調査の結果、全員が参考になったと回答している。今後も3大学合同でのSDを毎年、継続開催していく予定である。



#### 4. 根拠資料

- 資料 9(1)-1 神戸市看護大学学則(神戸市看護大学規程集 1106) 既出資料 1-2 に同じ
- 資料 9(1)-2 神戸市看護大学教授会規程(神戸市看護大学規程集 2101) 既出資料 3-9 に同じ
- 資料 9(1)-3 神戸市看護大学大学院学則(神戸市看護大学規程集 1107) 既出資料 2-2 に同じ
- 資料 9(1)-4 神戸市看護大学事務分掌規則(神戸市看護大学規程集 1103)
- 資料 9(1)-5 神戸市個人情報保護条例
- 資料 9(1)-6 神戸市情報セキュリティ対策基準(看護大学編)
- 資料 9(1)-7 神戸市看護大学学長選考規程(神戸市看護大学規程集 2301)
- 資料 9(1)-8 職員数(平成 27 年 5 月現在)(表 9-1)
- 資料 9(1)-9 主な事務分掌(表 9-2)

## [2]財務

### (1)教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか

本学は法人化を行っていないため、予算主義がとられており、中長期的な財務計画は存在しない。しかし、中長期的に必要な予算については、平成 25 年 4 月に空調機器の更新を中心とした施設の保全計画を作成し、神戸市へ提出しており、年度毎に必要な予算については、今後とも確保できる見込みである。

神戸市の予算は、経常的経費と政策的経費の 2 種類に分かれている。このうち、政策的経費は、主として臨時的に必要な経費に関する予算であり、施設の大規模修繕や情報システムの更新などが対象となる。政策予算の最近の例として、学務システムの更新のための予算（22 百万円）が平成 27 年度に計上されている

外部資金の受入れについては、科学研究費、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業（COC 事業）」及び「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」において行っている。特に、平成 25 年度に文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」に採択され、外部資金が大幅に増加した。また、科学研究費についても近年、件数が増えて研究資金も増加傾向を示している（資料 9(2)-1）。

### (2)予算編成および予算執行を適切に行っているか

本学の予算編成は、総務委員会が予算編成方針を作成し、各委員会が新規要求項目及びその見積額について優先順位を付したリストを作成し、総務委員会がそのリストを基に学内の優先順位を決定のうえ、拡大教授会での審議を経て、事務局でとりまとめた予算要求書を、神戸市保健福祉局に対して提出するシステムをとっている。

神戸市の予算査定額は、経常的予算については 11 月に、政策的予算については 12 月に内示を受け、翌年の 3 月の神戸市議会での議決により成立する。

予算執行については、神戸市会計規則、神戸市物品会計規則、神戸市契約規則等の諸規則及び各種要綱に基づいて行っている。支出審査は、神戸市会計室が厳格に実施している。予算の執行管理は、神戸市財務会計システムで行っており、年 4 回、執行見込額を算出し、予算の適性執行に努めている。

監査については、監査事務局が実施する「財務定期監査」、会計室の「会計事務監査」、監察室の「契約に係る事務調査」を定期的に受検している。また、年 1 度、会計事務を含む事務全般に亘る自主監査・相互監査を実施している。

## 2. 点検・評価

### ●基準 9[2]の充足状況

本学の財務について、公立大学のため、中・長期的な財政計画は策定していないが、毎年、必要な予算を確保できるよう最善の努力を行っている。外部資金の受入については、科学研究費や文部科学省の補助金ともに、ここ数年増加傾向にある。予算編成及び予算執行については、神戸市のシステムの中で有効に機能している。

#### ①効果が上がっている事項

<1>平成 25 年度に、文部科学省から「地（知）の拠点整備事業」（平成 25 年度～平成 29

年度)に申請し採択されたため、外部資金が大幅に増加した。

〈2〉科学研究費については、全国平均に比べて高い採択率を維持している。また、平成 26 年度実績では 24 件で、教員 62 名のうち約 4 割の教員が科学研究費を受給している。

②改善すべき事項

大学運営の予算は神戸市の歳出予算によって決定されるが、教育上必要な設備・備品等の予算要求が認められない状況もあり、質の高い教育を実践していく上でも検討が必要である。

### 3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉「地（知）の拠点整備事業」については、平成 29 年度まで継続するが、その間、全学をあげて成果を出すとともに、補助事業終了後、どのように事業を継続していくかを、早い段階から検討し、予算の確保に努める必要がある。

〈2〉科学研究費の申請件数を増やし採択に結びつけるため、引き続き研究支援 FD 等を実施していく。

②改善すべき事項

大学運営の予算は制度上、授業料や受験料などの収入額に関わらず、神戸市の歳出予算によって決定される。そのため、神戸市への予算要求に当たっては、学内で優先順位をより明確化した上で行う。

神戸市の予算は年々厳しさを増すことが予想される中で、限られた予算を計画的に有効に使っていくことが重要である。そのため、将来構想委員会において検討している本学を取り巻く社会環境の変化への対応や看護教育の将来展望を踏まえ、優先順位をつけたメリハリのある予算編成を行っていく。また、施設の保全等の予算については、神戸市と十分協議して、必要な予算を確実に確保していく。

### 4. 根拠資料

資料 9(2)-1 外部資金の受入状況(表 9-3)

## 第十章 内部質保証

### 1. 現状の説明

#### (1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか

##### ①自己点検・評価の実施と結果の公表

本学は学内の諸活動について、自己点検・評価および外部評価を実施し、その結果については「神戸市情報公開条例」および「神戸市個人情報保護条例」の実施機関の一つとして、関係法規を遵守しつつ、積極的な情報公開に努めている。大学諸活動について PDCA サイクルを意識しつつ、その具体的な改善に取り組むためにも自己点検・評価の実施と結果の公表は大学に課された中心的課題の一角をなすものであり、社会への説明責任を果たすことであるという認識を全学的に共有し、これを実施している。

##### ②自己点検・評価の実施と公表の現状

自己点検・評価については、本冊子に公表している通り、全学的に悉皆的 point check を行っている。この自己点検・評価報告書は紙媒体で編集作成しているが、同時にこれまでも同種の報告書冊子及び認定評価結果は pdf. ファイルとして電子化し、速やかに当該時の最新版を本学 HP にて公表している（資料 10-1）。

また、特に教員個人については、教員自己点検・自己評価シート（資料 10-2）に評価項目及びその説明を掲げているとおり、「学術・研究」「教育」「社会貢献」「組織貢献」の 4 項目についての自己点検・評価を隔年で行い、学長主導の下で、大学の諸活動のあり方やその他の成果の観点から情報分析を行っている。それらの内容は本報告冊子にも反映されている。

##### ③情報公開の内容・方法の適切性と情報公開請求への対応

##### ④内容・方法の適切性

情報公開については本学には大きく分けて 2 つのチャンネルがある。

公立大学である本学の運営経費は、本学設置者である神戸市の一般会計予算（保健福祉局予算）のなかで構成されている。財政運営の透明性確保と社会に対しての説明責任を果たすため、神戸市の行政機関による情報公開をチャンネルの一つとしている。情報公開媒体としては、「広報こうべ」（月刊で市内約 70 万世帯全戸に配布）；神戸市ホームページ（資料 10-3）；予算説明冊子「事業概要」（神戸市保健福祉局、年刊。「教育費・看護大学費」として本学の運営経費について詳報を載せる。市民の閲覧および複写用として、市役所市政情報室に設置）、他にも「財政のあらまし」（7000 部発行）等がある。

さらに 2 つ目のチャンネルは、本学が作成、運営する媒体による各種情報公開方法による。本学の教育情報の公表については、本学 HP「教育情報の公表」（資料 10-4）のとおりである。他にも年刊の「大学案内」他、各種案内冊子により情報を公開している。また一昨年からは図書館で看護大学リポジトリにより研究情報の公開も進めている。特に「教育情報の公表」というバナーから諸規定・学則なども含む各種の大学関係情報を公表している。HP では、教育・研究に関わる多くの情報を整理し、閲覧者に対し最新情報の提供を常に保証していることは言うまでもない。

## ④情報公開請求への対応

情報の公開請求については、全体としては、「神戸市情報公開条例」および「神戸市個人情報保護条例」の定める手続きにしたがって対応している。市への情報公開請求は、全体で昭和 61 年度～平成 25 年度の 28 年間に 14,702 件（月平均 45 件）あり、部分公開を含め約 99%の公開率（神戸市市民参画推進局資料）で推移している。

一方、本学独自の情報開示制度として「入学試験成績簡易開示」を平成 11 年度から実施している。これは入学試験の成績を簡易な手続きにより開示するものである。各種学部入試及び助産学専攻科試験を対象とし、不合格者（本人およびその法定代理人）の開示請求に対し、本人確認のうえ、総合得点および順位を口頭により開示する。（試験実施年度の翌年度 5 月 1～31 の平日に実施している。開示件数とその内訳は、別表資料のとおりである。2015 年 6 月 1 日現在総数 52 件）徐々に件数増加の傾向がみられ、この傾向には本学としてもこれまで通り十分に答えて行きたい（資料 10-5）。

## ⑤その他：外部評価結果の学内外への発信

2010 年 4 月 1 日付で財団法人大学基準協会から受けた認証評価結果は、自己点検評価報告書（2010 年 3 月）pdf. とともに HP で公開されている。2016 年度中に再度認証評価審査に臨むが、その結果についても遅延無く HP 等にて掲載公表の予定である。

**(2)内部質保証に関するシステムを整備しているか**

## ①内部質保証の方針と手続きの明確化

神戸市看護大学学則（資料 10-6）第 2 条に「教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と規定されている。本学は自己点検・評価を行うために、神戸市看護大学自己点検・評価委員会規程（資料 10-7：規程集 2204 神戸市看護大学自己点検・評価委員会規程）に基づき、定期的に自己点検評価を行うことになっており、「内部質保証」の方針と実施手続きを明示している。

## ②内部質保証を掌る組織の整備

内部質保証を掌る組織としての自己点検・評価委員会は、学長（自己点検評価委員会委員長）、各常設委員会委員長、事務局長から構成されている。大学基準協会による認証評価のサイクルに合わせ、7 年 1 サイクルを大きい括りとして、自己点検・評価委員会は PDCA サイクルを意識しながら、各委員会の所掌事項に関して総括し評価している。

## ③自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立

全学的な自己点検・評価活動としては、大学基準協会による認証評価のサイクルに合わせ、7 年 1 サイクルを大きい括りとして自己点検評価委員会で実施している。大学の管理運営指針として、将来構想委員会で検討した中・長期的な目標について拡大教授会で審議した上で、各常設委員会で検討を継続している。その進捗状況について各常設委員会は、自己点検評価を行い、明らかになった課題に関して、短期的及び中・長期的な目標を設定し改善を行っている。具体的には、前年度の 2 月に各委員会で自己点検評価を行い次年度の年度計画を立案し（Plan）、4 月から実行していき（Do）、その結果は各常設委員会が点検し（Check）、各常設委員会の委員長が自己点検評価委員会に報告する。自己点検評価委員会は報告内容を精査し、次年度の実施事業に反映させている（Action）というプロセスを

辿っている。

また、他大学の教授やマスコミ関係者、実習施設の管理者、行政官をメンバーとして大学懇話会を年1回開催し、本学の教育・研究活動、社会貢献、管理運営に関して忌憚のない意見をいただき、自己点検評価に活かしている。

#### ④ 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

神戸市職員共済組合就業規則の中（資料10-8）に法令・モラルの遵守に関する規定が設けられており、この就業規則に基づき、全教職員に対し法令やモラルの遵守意識の徹底を図っている。また、行財政局行政経営課監察室より毎月1回程度、電子メールでコンプライアンスシートが教職員に配信されている。また、ハラスメント防止等に関する規程やガイドライン、個人情報に関する指針を整備し、コンプライアンスの意識向上に努めている。学内業務は内部監査及び外部監査において適正に執行されているかを監査している。また、公的研究費の不正防止のため、研究活動にかかる不正行為への対応に関する規程や公的研究費の適正な執行についての指針を作成し、拡大教授会等で周知を図っている。

### (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか

#### ① 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

組織レベルについては、自己点検評価委員会において協議した方針に従い、各常設委員会に置いて自己点検評価の作業を進め、その結果を自己点検評価委員会で取りまとめている。自己点検評価委員会および大学基準協会からの評価結果および方針を考慮しながら改善を図り、より充実したものにしていく。

個人レベルでは、平成24年度から将来構想委員会及び個人評価ワーキンググループで検討していた教員個人評価制度を平成26年度より導入した。個人評価は、㉞自主的な点検と活動の改善の材料として、㉟組織運営の効率化や改善計画の資料として、㊱各領域における評価結果の概要を大学の自己点検評価の一部として公開し外部評価の際に活用する目的で実施している。評価の対象領域は、教育、研究、組織運営、社会貢献に関する4分野の活動としている。

#### ② 教育研究活動のデータベース化の推進

教育研究活動のデータベース化は、毎年、各教員から提出された業績を『神戸市看護大学紀要』に掲載し、平成26年度分まで公表している。またホームページ上で、各教員の教育研究業績に関して公表している。しかし、平成26年度から実施した個人評価に関しては、学長がとりまとめ精査しているが、今後、神戸市看護大学の状況と課題を明示する予定である。

#### ③ 学外者の意見の反映・認証評価機関からの指摘事項への対応

学外者からの意見反映に関して、大学基準協会からの評価意見の反映を行っている。大学基準協会からは、長所として特記すべき事項として『社会貢献』が高く評価された。一方、教育方法等では4項目、教育研究交流では1項目、学位授与・課程修了の認定では5項目、学生生活、研究環境、図書・電子媒体等、管理運営では各1項目の助言があった。助言に関しては対応し、中間評価ですべての助言に関して改善が認められている。

## 2. 点検・評価

### ●基準 10 の充足状況

大学の諸活動に関して、各常設委員会で自己点検評価を行った内容を自己点検評価委員会でとりまとめ、その結果を公的な刊行物やホームページ等で公表している。また、内部質保証を掌る組織としての自己点検・評価委員会は、大学基準協会による認証評価のサイクルに合わせ、7年1サイクルを大きい括りとして、自己点検・評価委員会はPDCAサイクルを意識しながら、各委員会の所掌事項に関して総括し評価している。さらに大学運営懇話会において学外委員会らの意見も真摯に受け止め、内部質保証の客観性や妥当性を高める工夫を行ってきたことから、基準 10 は概ね満たしていると評価できる。

#### ①効果が上がっている事項

自己点検・評価、情報公開及びコンプライアンスに関する実施体制等を整備しており、適切に実施していることや教育研究活動に関する社会への説明責任を果たしていることから、内部質保証に関するシステムは概ね有効に機能しているといえる。また、中・長期的な目標にそって、各常設委員会が自己点検していくことで、現在の状況を見据え、将来のビジョンを構築していく仕組みが概ねできてきたと評価できる。

#### ②改善すべき事項

自己点検・評価委員会は、大学基準協会の自己点検評価を中心に機能しており、本来の点検・評価結果の具現化は教授会や研究科委員会で行われているため、教職員によっては自己点検評価委員会の位置づけが曖昧であると感じている。今後、位置づけをさらに明確にするとともに、それぞれ連携し有機的に機能するように内部保証システムを可視化し、円滑に機能していくために洗練化していく。さらに、自己点検評価を充実させていくために、第三者による定期的な外部評価の実施が必要であると考えている。

## 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

今後も継続して、内部質保証を実施し、中長期目標を達成していけるように中期計画、さらには年度ごとの実施計画を明確化し、教職員間に周知していく。

#### ②改善すべき事項

早急に内部質保証のシステムが常設的な検証システムとして可視化できるようにしていく。また、定期的な外部評価をシステムの中に組み込んでいく。

## 4. 根拠資料

資料 10-1 神戸市看護大学ホームページ（「自己点検評価報告書」および「認証評価結果」）

[http://www.kobe-ccn.ac.jp/guide\\_college/information\\_disclosure/ko\\_hyo.html](http://www.kobe-ccn.ac.jp/guide_college/information_disclosure/ko_hyo.html)

資料 10-2 教員自己点検・自己評価シート 既出資料 3-28 に同じ

資料 10-3 神戸市ホームページ (<http://www.city.kobe.lg.jp/>)

- 資料 10-4 神戸市看護大学ホームページ「教育情報の公表」  
([http://www.kobe-ccn.ac.jp/guide\\_college/information\\_disclosure/kohyo.html](http://www.kobe-ccn.ac.jp/guide_college/information_disclosure/kohyo.html))
- 資料 10-5 入学試験成績簡易開示件数一覧(表 10-1)
- 資料 10-6 神戸市看護大学学則(神戸市看護大学規程集 1106) 既出資料 1-2 に同じ
- 資料 10-7 神戸市看護大学自己点検・評価委員会規程(神戸市看護大学規程集 2204)
- 資料 10-8 神戸市職員共済組合就業規則  
([http://www1.g-eiki.net/city.kobe/reiki\\_honbun/k302RG00001470.html](http://www1.g-eiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG00001470.html))



## 終章

本学は、自己点検評価の重要性を認識して、平成 10 年 3 月に最初の教育研究体制の整備状況について点検と評価を行い、「平成 8・9 年度神戸市看護大学自己点検・評価中間報告書－教育研究体制の整備状況－」を作成した。その後、学士課程完成年度である平成 12 年に最初の自己点検・評価を実施し、翌平成 13 年 9 月に「神戸市看護大学の将来像－中期的展望－」を発表、平成 15 年度には大学基準協会の加盟判定審査並びに認証評価を受けた。平成 21 年度には 2 回目の大学評価を受審し、「大学基準に適合している」という評価結果を得た。今回は 3 回目の認証評価のために、まとめたものである。

### 現在までの到達状況

本学は、前年に発生した阪神・淡路大震災からの復興のさなか、健康と生活の安全を願う市民の声に支えられ、新たな保健・医療・福祉体制づくりの拠点として平成 8 年 4 月に公立の看護の単科大学として開学した。平成 12 年 4 月には、「21 世紀のヘルスケアシステムに対応できる高度看護専門職者の育成、看護研究者・教育者の育成」という目的を掲げて、大学院修士課程（博士前期課程）を、平成 17 年 4 月に助産学専攻科を、平成 18 年 4 月には、大学院博士後期課程を設置し、すべての看護学教育の機能を備えた大学として完成した。さらなる大学の発展を目指し、社会のニーズや看護学教育の変化に対応するため、平成 24 年度に看護学部の 3 年次編入学定員を 40 名から 10 名に、1 年次入学定員を 80 名から 95 名にすると共に、カリキュラム改正を行い、保健師教育課程を選択制とした。また、同時に大学院博士前期課程の入学定員を 15 名から 20 名に増やした。大学院博士前期課程の専門看護師教育課程においては、平成 27 年度から急性期看護学、慢性期看護学、がん看護学、小児看護学、精神看護学の 5 分野で 38 単位の教育課程が認められ、また、老年看護学の単位数変更、在宅看護学の新規申請を行っている。さらに、平成 28 年度には助産学専攻科の学生募集停止、大学院博士前期課程での助産師教育課程の開始が予定されている。

設置者である神戸市からは、①医療の高度化や高齢化への対応としての神戸市内の看護職者の量的確保、②多様な看護ニーズに対応し得る資質の高い看護職者の育成、③質の高い看護実践の基盤となる「看護学研究」の推進、④神戸市の看護の中核機関としての役割を期待されている。

### ①医療の高度化や高齢化への対応としての神戸市内の看護職者の量的確保について

看護学部卒業生の神戸市内就職率が 4 割前後、兵庫県内就職率が 6 割前後であるが、就職後 1 年以内に離職する者もいるため、平成 27 年 4 月よりキャリア支援室を設置し、進路や就職の相談等を行い、早期離職防止に努めている。また、看護系大学が増加する中、優秀な入学生を確保することは重要課題である。本学の志願倍率は 3 倍前後を維持していたが、平成 25 年度前期日程で 1.67 倍に下がったことから、広報活動の活発化を図り、現在

は3倍以上になっている。

#### ②多様な看護ニーズに対応し得る質の高い看護職者の育成について

質の高い看護職者を育成するためには教育内容が重要であり、教育理念・目標に基づきカリキュラムや教育方法・内容を点検・評価し、改善に取り組んでいる。具体的には、継続的にシラバスの検討を行い、シラバス内容の充実を図ったこと、全学的な合意のもとにシミュレーション教育を推進していること、地域住民による教育ボランティアの導入に加え、COC事業に基づき、すべての実習科目において地域連携について考えることができる内容を組み入れたこと、実習協議会の方法の変更や市民病院群の臨床指導者研修会を加え、大学と臨地が円滑な連携のもと学生の看護実践能力を高められるように取り組んでいること等が挙げられる。また、大学院教育においては、専門看護師教育課程において、38単位に単位数を増やすとともに、専門分野の高度化に対応した教育内容の提供に努めている。さらに、平成23年度より神戸市看護大学運営懇話会、臨床教授と看護系教授の懇談会を定期的に開催し、看護学教育や大学運営に関する外部評価や意見交換を行っている。

教育成果については、「学生による授業評価（実習も含む）」を継続して行い、授業評価結果を授業担当教員へ通知し、教員からの所見および授業改善に向けた今後の方針を記入したものを含めて科目名を挙げて授業評価結果としてファイルにまとめ、学内3箇所で開催している。前回の大学評価の時に比べ、学生の授業評価は改善している。また、学生の看護実践能力の評価として、看護技術到達度の評価を毎年4年生の実習終了後に実施し、その結果により、演習・実習の内容を見直している。国家試験合格率は、看護師、保健師ともに年度により合格率にばらつきはあるが、つねに全国平均以上のレベルである。すべての合格率100%を目標にしている本学としては目標達成に向け、学生委員会が看護師、保健師それぞれの国家試験対策を計画し、学習環境を整えるなどの取り組みを行っている。

さらに、教員の教育力を高めるために、教育内容や方法に関するFD研修会、学内の教員で行っている授業方法研究会を継続的に開催し、教育の質向上に努めている。

#### ③質の高い看護実践の基盤となる「看護学研究」の推進について

従来の神戸市看護大学共同研究助成金に加え、平成26年度よりCOC共同研究助成金が追加され、神戸市の臨地実習施設を中心とする病院、施設、行政、訪問看護ステーション等を行う共同研究の採択数が増加している。また、科学研究費補助金の申請・採択率も上昇している。この研究の活発化は、がんプロフェッショナル養成基盤推進プランやCOC事業の担当教員3名の加配が影響している。一方で、看護学部1年次入学生の定員増、大学院博士前期課程の定員増、博士後期課程の学年進行に伴う学生数の増加等に伴い、看護学教員の教育、大学運営、地域貢献に費やす時間が膨大になっており、研究時間を確保することが難しい状況になっている。

また、看護学研究を担う次世代の研究者である大学院学生においては、博士前期課程では、比較的順調に修了生を輩出しているが、博士後期課程では、修了生の増加率が低く、在学期間が長期化している。そのため、研究の進捗状況の報告や学生間や教員との情報交換を図る「研究報告・交流会」や「博士論文研究計画書発表会」等、大学院全体で学生の円滑な学習支援体制を整えている。

#### ④神戸市の看護の中核機関としての役割について

本学は、平成18年度に採択された現代GP「地域住民と共に学び共に創る健康生活」が

平成 20 年度に終了した後、地域住民から活動継続への強い希望が出され、「健康支援地域連携センター（現在、地域連携教育・研究センター）」を設置し、活動を継続・発展させてきた。この活動を基盤に平成 25 年度に COC 事業「地域住民と共に学びともに創るコミュニティケアの拠点づくり」に採択され、現在、地域の範囲を拡大して地域貢献活動に取り組み、地域住民からも評価を得ている。また、看護学実習施設を中心に保健医療福祉機関の看護職者との共同研究や学習会を通して、看護職者の研究や教育支援を行っている。さらに、看護専門職講座や国際フォーラム、COC シンポジウム等に加え、平成 24 年度に採択されたがんプロフェッショナル養成基盤推進プラン事業では、看護専門職者へのさらなる専門教育を担っている。

以上のように、今回の自己点検・評価を通して、本学の取り組みとこれまでの成果は、日本の看護の高等教育ならびに看護系大学に求められる役割を果たしてきたと評価できる。さらに、本学の教育理念の「地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる看護専門職の育成」は、時代や社会の看護ニーズに適するものであり、公立の看護大学という社会的使命に照らしても評価できる。

#### 改善・改革に向けた課題と今後の展望

本学は、平成 8 年の開学以来、大学院修士（博士前期）課程、助産学専攻科、大学院博士後期課程を設置し、その後も現代 GP、COC 事業に採択され、全学を挙げて大学の発展に邁進してきた。COC 事業については平成 29 年度に終了予定であり、地域住民からの活動継続の強い希望もあり、大学の限られた教職員で事業内容をどのように継続させていくかが課題である。また、平成 28 年度には助産師教育課程を大学院博士前期課程で行うこと、38 単位の専門看護師教育課程が 7 分野に増えることが予定されている。その一方で、これまで教員の増員なしに課程新設や地域貢献活動を広げてきた結果、教職員とりわけ看護学教員の教育や管理運営に関する職務負担はかなり過重となっており、このことが教員の研究活動の障害になっていることも否めない。今後も、競争的外部資金の獲得や、管理運営活動の簡素化・効率化、兼任教員や臨床教授等臨床側との有機的な連携等、報告書において確認された改善方策を着実に実施することが重要であると考えます。

今回の報告書で確認した改善内容を実行していくためには、教職員一丸となって、また個々人が主体的に参画し、連携していくことがもっとも重要なことである。今回の自己点検・評価を今後の本学の発展に十分活かし、役立てて行きたい。